

畿央大学水泳実習事故調査報告書

令和5年9月6日

**学校法人冬木学園
水泳実習事故対策本部**

はじめに

平成 28 年 7 月 29 日（金）、畿央大学（以下「本学」とします。）が橿原市総合プールで行っていた水泳実技実習（教員採用試験対策）中に、本学教育学部 4 回生（当時）寺岡頑希さんが溺水し、溺水後 10 分以上が経過した後、当該プールの巡回監視員に発見されるという事故が発生しました。奈良県立医科大学附属病院に救急搬送された寺岡頑希さんは多くの方の祈りもむなしく、同病院において、8 月 17 日（水）午前 9 時 39 分に死亡が確認されました。

本学の取組みのなかで起きたこの事故がなければ、優秀な教員として活躍していたであろう寺岡頑希さんのことを思うと、本学教職員一同、悔やんでも悔やみきれません。その気持ちを忘れることなく、事故の全貌を明らかにして、事故を重大化させてしまった原因を究明することが私たちの責務であると考えます。本学の関係組織等の在り方を総点検し、問題点を解明したうえで、このような事故を二度と起こさないための再発防止策を打ち出すことが私たちの使命であると考え、本報告書を作成しました。

事故直後に立ち上げた学校法人冬木学園水泳実習事故対策本部（以下本文中では「水泳実習事故対策本部」又は「対策本部」とします。）による当初の調査検証の考え方や対応は、現段階から振り返ると不十分であり、その初動対応の不適切さが結果的に関係機関との連携や、報告書の作成を大きく遅らせてしまうこととなりました。さらに本学のご遺族への対応についても反省する点が多々あり、ご遺族に無用なご負担や苦痛を与えてしまうこととなりました。

調査対応ということでは、ご遺族や日本プール安全管理振興協会理事長[REDACTED]氏のご尽力により、橿原市との連携・協力が進んだことで、調査上重要な資料の共有や、関係者の客観的な動きを示している監視カメラ映像を閲覧することができるようになりました。以後は、橿原市総合プール重大事故調査会議との協議により、教育機関とプール設置管理者における互いの責任と分担の下で調査範囲を定め、各調査組織が調査報告書の作成を進めました。

対策本部としては、寺岡頑希さんが意識喪失に至った原因については、外部専門家の医学的見地に基づく橿原市の調査報告に委ねることとし、その事故を 10 分以上発見できず重大化させてしまった原因について、大学の運営、実習自体の運営、引率対応を検証範囲とし、教育機関としての見地から究明し、再発防止対応をまとめています。

対策本部が作成した本報告書と橿原市総合プール重大事故調査会議が作成した調査報告書は、本件事故の調査検証に関して、互いに連携し、補完し合うものであり、相互の調査報告書を確認することで、その目的が果たされるものとなっています。

また、対策本部として、事故を重大化させてしまった原因の究明とともに、事故後の調査対応過程における問題点の検証や、ご遺族に対し無用のご負担や精神的苦痛を与えてしまったことについても深くお詫びするとともに検証を行い、今後、様々な対応において同様の過ちを繰り返さない誠実な組織であることを目指したいと考えています。

なお、本報告書では「事故当事者」という言葉に替えて、すべて実名を使用しています。これは、大学として、他ならない「寺岡頑希」さんを失ってしまったのだという重い事実を永遠に記録にとどめ、今後このような事故を二度と引き起こさないという決意の証のために、ご遺族のご理解を頂いたうえであえて行ったものです。

本報告書を今は亡き寺岡頑希さんに捧げます。

目次

はじめに	1
第一章 事故調査の概要と経過	6
1-1 事故の概要	6
1-2 調査の概要	6
1-2-1 調査組織（当初）と方針	6
1-2-2 組織構成	7
1-3 調査の経過	8
1-3-1 対策本部会議の開催状況	8
1-3-2 事故当日の関係者への聴き取り	8
1-3-3 関係者の聴き取り調査	9
1-3-4 全学を対象とする現状把握のための調査	10
1-3-5 遺族からの情報提供	10
1-3-6 静止画像資料に基づく A 引率教員の振り返りの実施	11
1-3-7 「教育学部教員による検討チーム」からの報告をふまえての検討	11
1-3-8 橿原市総合プール重大事故調査会議との連携と情報共有	11
1-3-9 関係者の再聴き取り調査	17
1-3-10 50m 公認プール監視カメラ映像閲覧	18
1-3-11 学内関係者の聴き取り調査	19
1-3-12 監視カメラ映像閲覧後の A 引率教員の振り返りの実施	19
1-3-13 学内関係者の再聴き取り調査	20
1-3-14 同行学生対応を目的とした監視カメラ映像閲覧	21
1-3-15 A 引率教員の再度の監視カメラ映像閲覧と再聴き取り調査	21
第二章 水泳実技実習の計画から実施まで	22
2-1 教授対策における水泳実技指導のこれまでの経緯	22
2-2 本件水泳実技実習の計画から実施に至るまでの経緯	23
第三章 事故前夜から事故発生前までの経過	25
3-1 事故前夜の状況	25
3-1-1 自宅での状況	25
3-1-2 友人宅での状況	25
3-2 事故当日の状況	25
3-2-1 友人宅からプール到着までの状況	25

3-2-(2) 水泳実技実習開始から事故発生前までの状況	26
第四章 50m 公認プールにおける事故の発生状況	29
4-1 50m 公認プールにおける水泳実技実習の実施状況	29
4-2 A 引率教員による指導と学生の行動 (50m 公認プール到着後から休憩開始まで)	43
4-3 A 引率教員による指導と学生の行動 (50m 公認プールでの休憩から事故発生まで)	44
第五章 発見後の救護措置と事故直後の対応	47
5-1 発見後の救護措置	47
5-2 事故発生直後の対応	47
5-2-(1) A 引率教員による同行学生等への対応と大学への連絡	47
5-2-(2) 大学による同行学生等への対応	48
5-2-(3) 大学による家族への対応	48
5-2-(4) 大学による学生・教職員への対応	48
第六章 事故を重大化させた原因の検証	50
6-1 水泳実技実習の計画段階における問題点	50
6-2 水泳実技実習の実施段階における問題点	54
6-3 事故を重大化させた原因の総括	59
第七章 本学の事故後対応・遺族対応の問題点	62
7-1 事故直後における家族への連絡に関する問題	62
7-2 事実確認と原因究明に関する初動の遅さと事後の検証に関する問題	62
7-3 遺族への対応に関する問題	63
7-4 橿原市との協力体制に関する問題	65
7-5 文部科学省等への報告について	66
7-6 本章のおわりに	66
第八章 再発防止の取り組みのまとめ	68
8-1 大学における実習等の危機管理と安全対策	68
8-2 水泳実技実習の危機管理と安全対策	70
8-2-(1) 計画段階	70
8-2-(2) 実施運営段階	73
8-3 全学共通科目「スポーツ実習Ⅱ(B)」との連携	76
8-4 教育学部の水泳の指導	76
補章 報告書(第1報)から報告書(第3報)改定版までの位置づけ	78
補-1 報告書(第1報)について	78
補-2 補足資料について	85

補－3 報告書（第2報）について・・・・・・・・・・・・・・・・	87
補－4 報告書（第3報）改定版について・・・・・・・・・・	92
補－5 検討チーム報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	101
別紙1 学校法人冬木学園 危機管理規程・・・・・・・・・・	110
別紙2 イベント等実施計画書・・・・・・・・・・・・・・・・	113
別紙3 健康チェックシート（「スポーツ実習Ⅱ（B）」）・・	118
別紙4 事故後の対応経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・	121
添付資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	152
外部第三者委員の意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・	153
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	160

（注 1）報告書内で「（榎原市報告書 ○－○－（○）引用）」とあるのは「榎原市総合プール重大事故調査報告書」からの引用である。

（注 2）報告書内で「（榎原市報告書 ○－○－（○）参照）」とあるのは「榎原市総合プール重大事故調査報告書」に基づく記述である。

（注 3）報告書内で「榎原市報告書に委ねる」とあるのは、本報告書としての記述はせず、その内容に関しては「榎原市総合プール重大事故調査報告書」に委ねるという意味である。

第一章 事故調査の概要と経過

本章では今回の事故の概要及びその後の調査の概要と経過について説明する。

1－1 事故の概要

学校法人冬木学園畿央大学（以下「本学」とする。）教採・公務員対策室（以下「対策室」とする。）は、平成 28 年 7 月 29 日（金）午前 10 時 50 分頃より、橿原市総合プールにおいて、本学の教員 1 名（以下 A 引率教員とする）を引率者とし、7 名の学生（寺岡頑希さん、及び学生 C、学生 E、学生 F、学生 G、学生 H、学生 I）が参加する教員採用試験対策を目的とした水泳実技実習を実施した。

実習参加学生の一人であった寺岡頑希さんは、午前 11 時 15 分頃より、橿原市総合プール内の 50m 公認プール 7 コース北端から南端に向けて 50m を遊泳し、南端到達後、意識を喪失して溺水（意識喪失による水没）に至った。

50m 公認プールの巡回監視員が、午前 11 時 26 分頃、同プール 6 コースと 7 コースの間の南端付近の水深約 1.5m の水底に仰臥位の状態で沈んでいる寺岡頑希さんを発見し、当該巡回監視員及び同行していた A 引率教員等が寺岡頑希さんをプールサイドに引き上げ、直ちにプール関係者や A 引率教員等が協力して、胸骨圧迫及び人工呼吸等の救命措置を講じた。午前 11 時 37 分頃、奈良県広域消防組合消防本部ワークステーション救急隊が救助現場に到着し、寺岡頑希さんに救命処置を講じ、奈良県立医科大学附属病院高度救命救急センターに救急搬送したのち、平成 28 年 8 月 17 日（水）午前 9 時 39 分に寺岡頑希さんの死亡が確認されたものである。（橿原市報告書 1－1 参照）

1－2 調査の概要

1－2－（1）調査組織（当初）と方針

平成 28 年 7 月 29 日午後 6 時 10 分頃、冬木学園法人事務局長、本学事務局長及び教育学部長より、冬木学園理事長へ本件事故当日における最終的な状況が報告された。これにより、「学校法人冬木学園 危機管理規程」（別紙 1 参照）に基づき、「水泳実習事故対策本部」が直ちに設置され、本件事故の情報収集及び管理、状況に応じた対応策の検討、決定及び実施、関係機関対応などの業務にあたった。その後、対策本部は実質的な調査主体となった。

当初は対策本部において、限られた基本的な調査による情報を基に報告書の作成を進めたが、本質的な究明には至らなかった。事故からおよそ1年10ヶ月後に、遺族の各方面に対する尽力や日本プール安全管理振興協会理事長[]氏の尽力により、樫原市等、様々な関係機関、関係者との連携対応が進展（1－3－（8）参照）し、その調査目的、方法についても検討、見直し等がなされ、プール設置管理者である樫原市と実習を実施した教育機関である畿央大学の互いの責任と分担の下で調査範囲を定めた。この報告書をまとめるにあたっては「事故の発生状況の調査及び検証に関すること」、「事故を重大化させた原因の検証と再発防止に関すること」を協議し、調査結果をとりまとめていくこととした。特に、寺岡頑希さんが意識喪失に至った原因については、外部専門家の医学的見地に基づく樫原市の調査報告に委ねることとし、その事故を10分以上発見できず重大化させてしまった原因について、大学の運営、実習自体の運営、引率対応を検証範囲とし、教育機関としての見地から究明し、再発防止対応をまとめることとした。また、本件事故の関係者の50m公認プールにおける行動状況の把握についても、監視カメラ記録映像を解析した樫原市の調査資料を活用した。

設置当初の対策本部の構成員は以下の通りであるが、副本部長、本部員、構成員については段階的に追加、変更がなされている。

本部長：[]理事長

副本部長：[]法人事務局長、[]大学事務局長

本部員：[]教育学部長、[]現代教育学科長、[]進路支援部長、
[]教育推進部長

構成員：現代教育学科 []准教授、[]准教授、[]教育推進部係長、
[]進路支援部職員

以降、本対策本部により本件事故に関する調査、検証等が行われた。

1－2－（2）組織構成

現在の対策本部の構成員及び対策本部会議構成員は、以下の通りである。

職	氏名	所属等
本部長	冬木 正彦	理事長
副本部長	植村 豊 小野 巧	法人事務局長 大学事務局長

本部員	前平 泰志 島 恒生 中山 裕嗣 松田 晃 辻谷 進光 宇佐美 諭 西川 直哉 山本 泰 安井 義和 水上 亨男	教育学部長 現代教育学科長 法人・大学総務部長 入学部長 進路支援部長 教育推進部長 教採・公務員対策室長 教育推進部課長 顧問 顧問
会議出席者	大久保 賢一 奥田 俊詞 北條 龍治	教育学部現代教育学科 教授 教育学部現代教育学科 教授 顧問（日本プール安全管理振興協会 理事長）

1－3 調査の経過

対策本部による調査及び検証の経過は次のとおりである。

1－3－（１） 対策本部会議の開催状況

平成 28 年 7 月 29 日午後 7 時より第 1 回対策本部会議を開催し、事故当日に関係者から聴き取った情報が共有され、事故に対する当面の対応の決定に加え、対策本部としての事実関係の確認方法について検討した。以降の対策本部会議の開催日時等は「別紙 4 事故後の対応経過」のとおりである。

1－3－（２） 事故当日の関係者への聴き取り

事故当日（7 月 29 日）の午後 3 時頃に、実習に参加していた 7 名の学生の内の 3 名（学生 E、学生 F、学生 H）に対して、■■■■進路支援部長、教採・公務員対策室■■■■職員（現在は室長）、■■■■参与が面談を行い、その内容が■■■■大学事務局長に報告された。また、午後 5 時頃、大学に戻った A 引率教員に対し、■■■■学科長と■■■■大学事務局長が面談を行い、事故状況の説明を受けた。説明を受けた内容については、文書の提出を求め、後日受取った（資料 12 参照）。3 名の学生と A 引率教員から聴き取った内容は、■■■■大学事務局長により、当日午後 7 時から開催された第 1 回対策本部会議で共有された。また、7 月 30 日に■■■■教育学部教授（現在は学科長）とともに学生 D が大学事務室を訪れ、寺岡頑希さんが事故の前夜、学生 D の下宿に宿泊していたことが報告され、その日の夕方の対策本部会議で共有された。

なお、初動の関係者対応に関し、聴き取った内容については要点を時系列一覧表に記入

していく方法をとったため、個別に聴き取り文書が一次資料として残せていない。

1－3－（3）関係者の聴き取り調査

平成28年8月8日に開催した第8回対策本部会議において、大学がその時点で持っている情報の整理を行った。また、関係者への聴き取りを実施することと、その調査方法等について決定した。聴き取り調査は、本件事故の関係者の行動や認識などを把握することを主な目的とした。

なお、個々の学生等から聴き取った内容については、事故直後の初動対応と同様に調査担当者がマイクロソフトエクセルを使用し、一覧表に申述の概略を入力していく方法をとった。このため聴き取り内容は、「報告書（第1報）」（補-1 参照）作成用資料としては残っているが、個別の聴き取り文書として残せていない。また、対象者に対しては、「聴き取り内容は報告書に反映される」と説明されたが、同意書による同意を得ていなかった。調査の対象者及び実施状況は以下のとおりである。

調査日時	対象者	調査担当者
H28. 8. 10 14:05～16:10	教育学部現代教育学科 ■■■■ 講師（引率教員）	■■■■ 法人事務局長、■■■■ 大学事務局長
H28. 8. 10 18:00～18:30	教育推進部 ■■■■ 係長（職員）	■■■■ 法人事務局長、■■■■ 大学事務局長
H28. 8. 19 14:00～15:30	■■■■ さん（学生）	■■■■ 現代教育学科長、■■■■ 法人事務局長
H28. 8. 25	奈良県広域消防組合	行政文書 部分開示決定通知 11、12、13 号 （各救急車の緊急出場報告書、救急救命処置録など）
H28. 8. 26 15:00～15:55	■■■■ さん（学生）	■■■■ 現代教育学科長、■■■■ 教育推進部 係長
H28. 9. 1 13:00～13:50	■■■■ さん（学生）	■■■■ 法人事務局長、■■■■ 進路支援部長
H28. 9. 1 14:30～15:10	■■■■ さん（学生）	■■■■ 法人事務局長、■■■■ 進路支援部長
H28. 9. 2 16:30～17:00	■■■■ さん（学生）	■■■■ 法人事務局長、■■■■ 進路支援部長
H28. 9. 7 10:00～10:30	■■■■ さん（学生）	■■■■ 法人事務局長、■■■■ 進路支援部長
H28. 9. 9 9:00～9:30	■■■■ さん（学生）	■■■■ 法人事務局長、■■■■ 進路支援部長
H28. 9. 12	橿原市スポーツ協会	H29. 9. 9 依頼回答文書（プールの営業時間帯、使用ルールなど）

聴き取り等調査の状況は、その後の各回の対策本部会議において共有され、報告書の作成について検討が進められた。平成 28 年 9 月 30 日に開催された第 18 回対策本部会議において、報告書案が審議承認され、「報告書（第 1 報）」（補-1 参照）が確定した。この報告書は、平成 28 年 10 月 5 日に遺族に説明の上で渡された。その後、平成 29 年 10 月 12 日に樫原市他関係機関に共有され、双方の報告書の作成にあたり、引用等がされている。

1－3－（４） 全学を対象とする現状把握のための調査

本件事故対応とは別に、本学として実施している学外実習等の安全性を確認し同様の事故を防止するため、以下の調査を実施した。

平成 28 年 10 月 4 日開催の平成 28 年度第 24 回大学運営協議会（学長諮問事項についての審議及び大学内部の連絡・調整を目的とした機関。構成員は、学長・学部長・学科長・研究科長・事務局長・事務局部長職）において、対策本部の「報告書（第 1 報）」（補-1 参照）が共有され、大学運営協議会が大学に求められた再発防止策の検討、策定主体となることが承認された。

平成 28 年 10 月 18 日開催の第 26 回大学運営協議会において、再発防止対応のラフスケジュールと、現状把握のため全教職員に依頼する「学外実習等ヒアリングシート案」が提案され、審議された。

平成 28 年 10 月 25 日開催の第 27 回大学運営協議会において、「学外実習等ヒアリングシート」のフォーマットが承認され、教職員への依頼方法、返信締切日、取りまとめ方法等について決定した。平成 28 年 11 月 2 日に本学総務部長より全教職員に宛てて、学外実習等の調査に関する大学運営協議会からの依頼文書を送信した。

1－3－（５） 遺族からの情報提供

平成 28 年 11 月から平成 29 年 7 月にかけて、引率教員による事故状況の振り返りや、大学としての事故調査及び検証に活用してほしいとの要望により、遺族から以下の資料が提供された。

- ① 平成 28 年 11 月 8 日 樫原市総合プールに設置された監視カメラから時系列で切り取った静止画像に、静止画像作成者が推測を含めた画像内容の説明を記入した資料（以下「静止画像資料」とする。）（資料 9 参照）。この資料は、遺族が樫原市に対し情報公開請求を行い、本学にも提供することの同意を得たうえで入手されたものである。大学は、約 2 か月後の平成 29 年 1 月 10 日に開催された第 21 回対策本部会議において資料をもとに「報告書（第 1 報）」の補足のための資料を作成することを審議し、平成 29 年

2月20日に開催された第22回対策本部会議において、「補足資料」（補-2 参照）として承認した。

- ② 平成28年11月8日 平成28年7月29日付け服務倫理監による「プールでの水難事故発生時の発見状況に関する聞き取り内容などについて」の資料（資料10 参照）。
- ③ 平成28年12月22日 橿原市に開示請求された橿原市総合プールの管理業務等に関する資料。
- ④ 平成28年12月25日 橿原市スポーツ協会に開示請求されたプールの安全管理等に関する資料。
- ⑤ 平成29年6月22日 平成29年5月16日NHKで放映された番組に対する視聴者から遺族に対するコメント（資料11 参照）。
- ⑥ 平成29年7月31日 橿原市の「橿原市総合プール重大事故に関する再現調査要領」。

1-3-(6) 静止画像資料に基づくA引率教員の振り返りの実施

大学による基本調査の後、遺族より静止画像資料（1-3-(5) 参照）が提供されたことなどから、約2か月の時間の経過はあったが、平成29年1月10日開催の第21回対策本部会議において、詳細な調査へと進めていくことを決定した。平成29年2月3日にA引率教員に静止画像資料を示して再度プール事故の振り返りを促し、平成29年5月29日に振り返りをまとめた文書（補-3 参照）の提出をA引率教員から受けた。対策本部では提出された文書による考察と、再発防止対応の状況をまとめ、平成29年6月6日に開催した第25回対策本部会議において「報告書（第2報）」（補-3 参照）として承認した。

1-3-(7) 「教育学部教員による検討チーム」からの報告をふまえての検討

平成29年5月23日の第24回対策本部会議において、本件事故の客観的な検証と水泳実技実習再開に向けての検討を行うための「教育学部教員による検討チーム」（以下「検討チーム」とする。）の設置が承認された。平成29年9月30日付けで検討チームより報告を受け（補-5 参照）、対策本部として内容を検討したうえで、「報告書（第3報）改定版」（補-4 参照）としてまとめた。検討チームの構成員は、以下の3名である。

■■■■教授 （現代教育学科学科長、対策本部 本部員）

■■■■教授 （教育学部現代教育学科所属 女子学生の教員採用試験対策水泳講座担当）

■■■■准教授（教育学部現代教育学科所属 専門分野：体育学）

1－3－（８） 橿原市総合プール重大事故調査会議との連携と情報共有

橿原市において平成 29 年 6 月に「橿原市総合プール重大事故調査会議」が設置された。

本学園として、本件事故発生当日より迅速な危機対応ということで「学園危機管理規程」に基づく「対策本部」を設置し諸対応を行ってきた。他組織との連携・協力の判断や本件の解決に向けての経営的判断という重要な意思決定については、学園「寄附行為」に基づき「理事会」の審議事項となる。本学園では、「理事会」のもとに設置した「理事長室」が常任理事会的会議体として、理事会に諮る重要な経営判断を伴う議案を取り扱っている。本件の対応に関し、迅速な危機対応に加え、重要な経営判断を必要とする段階に差し掛かったと学園理事長が判断し、平成 30 年 1 月より、理事長室（会議）による対策本部の動向の共有と、重要事項の審議、判断を行うことが確認され、理事長室会議と対策本部会議との役割分担が明確化され、運用された。理事長室会議の構成員は以下の通りであった。

	役職	氏名
室長	理事長	■■■■
室員	名誉学園長	■■■■
室員	学園経営主幹	■■■■
室員	健康科学部長	■■■■
室員	教育学部長	■■■■
室員	関西中央高等学校校長	■■■■
室員	畿央大学付属幼稚園園長	■■■■
室員	内部監査室長	■■■■
室員	法人事務局長	■■■■
室員	大学事務局長	■■■■
アドバイザー	顧問	■■■■

平成 30 年の 8 月から 9 月の時期に、本件の中間報告書をまとめるにあたり、理事長室会議と対策本部会議の連携がとれず、中間報告書の対応において遺族に大きな不信感を与える事態をまねいた。本学としてその事態を重くとらえ、情報共有の方法や対応方法の見直し等を行った。現在の理事長室会議の構成員については下記の通りである。

	役職	氏名
室長	理事長	冬木正彦
室員	健康科学部長	植田政嗣
室員	教育学部長	前平泰志
室員	関西中央高等学校校長	西川隆彰
室員	内部監査室長	冬木啓子
室員	法人事務局長	植村 豊
室員	大学事務局長	小野 巧
アドバイザー	相談役理事	堀井良殷

橿原市との連携・協力対応に関しては、平成 30 年 4 月 11 日に橿原市長より畿央大学学長あてに、「橿原市総合プール重大事故に関する調査及び検証の協力について（依頼）」が発出された。畿央大学において、依頼に対する対応を検討し、本学としての調査等に関する基本方針を定め、平成 30 年 5 月 31 日に要望及び依頼とともに、本学学長より橿原市長あてに回答文書を発出した。その回答に対し、橿原市総合プール重大事故調査会議において調査項目等の改定がなされ、事故からおよそ 1 年 10 ヶ月後に、遺族の各方面に対する尽力や日本プール安全管理振興協会理事長■■■■氏の尽力により、双方の組織としての独立性を維持した上で、本学と橿原市との本件調査に対する連携協力体制の確立に向けた検討が開始された。文書は以下の通りである。

櫃ス推第 4327 号
平成 30 年 4 月 11 日

学校法人 冬木学園
畿央大学
学長 冬木 正彦 様

櫃原市長 森 下 豊



櫃原市総合プール重大事故に関する調査及び検証の協力について（依頼）

陽春の候、貴学におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本日はご多忙の折、貴重な機会をお取り計らい頂きましたこと厚く御礼申し上げます。

さて、本市では櫃原市総合プール重大事故調査会議を設置し、外部専門家や関係機関へ協力を求めながら、事故の原因究明並びに再発防止に向けた調査検証を進めています。これまで貴学とも協議を重ねてまいりましたが、本調査の精度及び確度を向上させ、公平かつ公正で、信頼性の高い調査結果を得るためには、関係機関とのより一層の連携体制を築くことが必要不可欠となります。

つきましては、本件事故に関する調査及び検証を行うに当たり、改めまして貴学の一層のご理解とご協力を賜わりたくお願い申し上げます。

記

1. 協力依頼事項

- ・ 事故調査会議へのオブザーバー参画
- ・ 事故の状況及び貴学の安全管理体制等の調査（聴き取り調査及び資料提供）
- ・ 事故発生後の救助並びに初期救急救命処置状況の調査（聴き取り調査及び再現調査）
- ・ その他、本件事故の調査及び検証に必要な事項

1. 聴き取り調査等の対象者

- ・ 教員採用試験対策水泳実技指導の関係職員
- ・ 平成 28 年 7 月 29 日の教員採用試験対策水泳実技指導の引率教員及び参加学生

以上

平成 30 年 5 月 31 日

樫原市長
森 下 豊 様

学校法人冬木学園 畿央大学
学長 冬木 正彦



樫原市総合プール重大事故に関する調査及び検証の協力並びに協力依頼について

状況に鑑み、常識的な挨拶文を省略させて頂く非礼をお詫び申し上げます。

さて、平成 30 年 4 月 11 日付け樫推第 4327 号にて貴職よりご依頼のありました件に関し、下記の通り回答申し上げます。

併せて下記の要望と依頼事項に関し、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

【回答】

1. 事故調査会議へのオブザーバー参加に関しましては、貴会議の審議等について見守り記録させて頂くという趣旨で参加させて頂きます。この趣旨に則り、貴会議の審議に影響する発言は控えさせて頂きます点をご理解頂き、■■■■様と事前に確認させて頂いている内容として、オブザーバー参加によって知り得た情報に関し、■■■■様と共有させて頂くことを参加の条件とさせて頂きます。
2. 聴き取り調査へのご協力については、文書にて質問を頂き、文書にて回答をさせて頂く方法で協力させて頂いておりますが、改めて本学の本件に対する基本方針を示させて頂き、その方針に沿った対応をさせて頂きます。

(基本方針)

1. 畿央大学とプール管理者では、本件事故に対する振返りのアプローチが異なるのは当然であり、それぞれがそれぞれの立場で、真剣に取り組むことが求められます。
2. 従って、本学は教育機関として、責任をもって調査解明にすでに当たっている状況です。
3. そして、プール管理者はその立場で、調査究明に当たってもらいたいと願うのは利用者であった本学の切なる要望です。
4. その上で、お互いの調査結果を情報提供し合うのは、これまたあるべき姿であります。

【橿原市総合プール重大事故調査会議の調査方針とその運用について（要望）】

1. 貴市総合プール重大事故調査会議の調査方針（改定①：第5回事故調査会議（平成30年2月13日））において、学校法人ないし本学が同意しているかのように記載し、それに基づくご依頼を頂くことは誠に慎んで頂きたいこと。
2. 学生・卒業生への影響が出ないよう関係文書において大学名の記載については慎重にお考え頂きたいこと。
3. 本学より提供させて頂く調査資料等は、本学の著作物であることについてご配慮頂きたいこと。
4. 貴市で判断されるべき事項については、貴市において適切に判断されたいと考えております。

【監視カメラ映像の提供（依頼）】

事故当日の当該プールの監視カメラ映像に関しまして、本学での事故の検証及び再発防止策の改善のため、ご提供頂きますようお願いいたします。

以 上

平成30年7月26日

橿原市総合プール重大事故調査会議 事務局 御中

学校法人冬木学園 理事長室会議

貴市総合プール重大事故調査会議調査方針へのコメントと今後の対応について

この度は、本学の調査検証に係る基本方針をご理解頂き、貴市総合プール重大事故調査会議調査方針の見直し、改定を頂きましたことに深く感謝を申し上げます。

今後も、ご遺族のお気持ちにできる限り配慮しつつ、貴市と協力を重ね、本件の対応を進めて参る所存でございます。

今後の協力対応について、具体的検討・実施段階となっているものを前に進めて参りたく、改定された調査方針の改定趣旨をより明確にするとともに、解釈の疑義をなくすため、以下の3点についてご確認と追記のご検討をお願いしたいと考えております。調査方針への具体的なコメントとさせて頂きますが、実対応は並行して進めて参りますので、本学の意図についてご理解頂き、相互の協力対応に関しましては宜しくお願い申し上げます。

第1点 大学関係者に関する調査については、大学にお任せください。

1. 関係機関への調査、（1）大学引率教員並びに水泳実習参加学生（追記案） 大学が行う調査に協力し、資料の提供を求める。

第2点 市が行う調査検証については、大学は「参加」ではなく、協力致します。

2. 事故発生時の再現検証

(追記案) 大学には協力を求める。

第3点 大学から収集又は提供された資料の扱いについては、著作権法の遵守(例えば、引用部分のクレジット表示や表現の変更はしない)をお願いいたします。

3. 関係資料の収集と整理

(追記案) 大学から提供された資料の扱いについては、著作権法を遵守する。

6. 事故状況の事実認定及び報告書類の作成

(追記案) 大学から提供された資料の扱いについては、著作権法を遵守する。

追記についてご検討頂きたいのは上記3点でございます。

5. 事故調査会議への関係機関の参加

に関し、特に追記等は求めませんが、以下のコメントを付させていただきます。

貴市が行う調査・検証の公平・公正性を高めることについては協力を致します。本学が行うべき調査へのご協力と本学提供の報告書等資料について、著作権法を遵守した取扱いをして頂けることを前提として、オブザーバとして参加させていただきます。

但し、オブザーバの位置付けでの会議への陪席ですので、貴市が作成される報告書においては(大学側の責任において調査すべき事項については、貴市はその提供を受けてクレジット付きで貴市の報告書に記載するなど、貴市と大学双方の立ち位置が明確にされるということを前提に)適切な取扱いをされることを想定しております。

以 上

平成30年10月24日に開催された第9回橿原市総合プール重大事故調査会議に、本学はオブザーバとして参加した。以降、各関係機関が連携協力し、共通理解の下で本件事故の検証結果を導き出すために可能な限り情報の共有を進めることとなり、関係機関による調査記録と、50m公認プールに設置された監視カメラの加工済み記録映像が共有された。調査目的、方法についても検討、見直し等がなされ、対策本部としてこの報告書をまとめるにあたっては「事故の発生状況の調査及び検証に関すること」、「事故を重大化させた原因の検証と再発防止に関すること」を協議し、調査結果をとりまとめていくこととした。

1-3-(9) 関係者の再聴き取り調査

平成30年4月、遺族による働きかけもあり当時の実習参加学生らの事故調査に協力することの同意が得られた。その後、橿原市及び橿原市総合プール重大事故調査会議外部専門家の■■■■氏(日本プール安全管理振興協会理事長)の協力を得たうえで、A引率教員と当時の実習参加学生6名に対し平成30年11月10日~17日において、再聴き取り調査を実施した。

1-3-(3) 関係者の聴き取り調査で述べたように、事故当日の事実確認については平成28年8月10日から9月12日にかけて、報告書作成に向けた関係者の聴き取り調査を

行ったが、平成 30 年 10 月 24 日開催の第 9 回橿原市総合プール重大事故調査会議以降、各関係機関の連携協力が進んだことにより、当時の 50m 公認プールでの状況について一定程度把握できる客観的な資料が橿原市より提供された。この資料によって関係者各自に振り返りを促し、新たな記憶を呼び覚ますことで、当時の調査では触れられなかった事実や認識を明らかにできると考えた。

橿原市に調査協力を依頼し、監視カメラ映像の全体を把握している■■■■氏に聴き取り担当を依頼し、事故直後に聴き取った内容を基礎に、再度詳細な聴き取り調査を行うこととして、以下の通り実施した。

調査日時	対象者	調査担当者
H30.11.10 10:15～12:05	■■■■さん（学生）	■■■■現代教育学科長、■■■■教採・公務員対策室長 ■■■■氏（橿原市総合プール重大事故調査会議外部専門家）
H30.11.10 13:00～14:43	■■■■さん（学生）	■■■■現代教育学科長、■■■■教採・公務員対策室長 ■■■■氏（橿原市総合プール重大事故調査会議外部専門家）
H30.11.10 15:05～19:00	■■■■講師（引率教員）	■■■■現代教育学科長、■■■■教採・公務員対策室長 ■■■■氏（橿原市総合プール重大事故調査会議外部専門家）
H30.11.17 9:05～11:15	■■■■さん（学生）	■■■■現代教育学科長、■■■■教採・公務員対策室長 ■■■■氏（橿原市総合プール重大事故調査会議外部専門家）
H30.11.17 11:20～13:48	■■■■さん（学生）	■■■■現代教育学科長、■■■■教採・公務員対策室長 ■■■■氏（橿原市総合プール重大事故調査会議外部専門家）
H30.11.17 14:15～16:15	■■■■さん（学生）	■■■■現代教育学科長、■■■■教採・公務員対策室長 ■■■■氏（橿原市総合プール重大事故調査会議外部専門家）
H30.11.17 16:20～18:10	■■■■さん（学生）	■■■■現代教育学科長、■■■■教採・公務員対策室長 ■■■■氏（橿原市総合プール重大事故調査会議外部専門家）

なお、再聴き取り調査において発言された新たな事項については、確認作業も併せて実施した。（資料 14 参照）

1－3－（10） 50m 公認プール監視カメラ映像閲覧

遺族と橿原市の尽力により、50m 公認プールの監視カメラ映像の閲覧が可能となったため、本件事故の状況及び関係者の行動、聴き取り調査の確認を目的に、平成 30 年 5 月 31 日、本学関係者への 50m 公認プールの監視カメラ映像の閲覧を橿原市に求めた。平成 30 年 12 月 19 日と 12 月 26 日に本学関係者の監視カメラ映像閲覧を実施し、■■■■理事長（学長）、

■■■■教育学部長、■■■■現代教育学科長、■■■■教育学部教授（女子水泳実習担当）、■■■■教育学部准教授（体育担当、現在は教授）、■■■■法人事務局長、■■■■大学事務局長が参加した。12月26日には、A引率教員も対策本部構成員に同席して映像を閲覧した。

1－3－(11) 学内関係者の聴き取り調査

事故後、学内の関係者は対策本部の構成員又は検討チームの構成員となり、状況の説明や資料の提供を行う等、報告書作成の当事者として関与してきた。一方、学校法人として、学内の関係者に本件に関する顛末についての報告を受ける必要から、学内関係者調査を以下の通り実施した。本調査は業務上の調査という位置づけであったが、本件の性質から第三者の立ち合いを得て行うことが適当と判断した。そのため、A引率教員及び学生の再聴き取り調査を担当した■■■■氏と公正・中立な立場で助言を受けることを契約条件とした顧問契約を締結（平成31年2月1日就任）し、そのうえで冬木学園水泳実習安全管理担当顧問として調査を依頼した。

調査日時	対象者	調査担当者
H31.2.13 9:00～9:50	■■■■教授 （水泳実技実習〈女子〉の引率教員）	■■■■教育学部長、■■■■法人事務局長 立合い：■■■■氏（冬木学園水泳実習安全管理担当顧問）
H31.2.13 10:00～10:33	■■■■教授 （元教職支援センター長）	■■■■教育学部長、■■■■法人事務局長 立合い：■■■■氏（冬木学園水泳実習安全管理担当顧問）
H31.2.13 11:00～11:25	教採・公務員対策室 ■■■■係長・参与	■■■■法人事務局長、■■■■大学事務局長 立合い：■■■■氏（冬木学園水泳実習安全管理担当顧問）
H31.2.13 11:30～12:20	教採・公務員対策室 ■■■■室長	■■■■法人事務局長、■■■■大学事務局長、 立合い：■■■■氏（冬木学園水泳実習安全管理担当顧問）
H31.2.13 15:00～16:20	現代教育学科長 ■■■■教授	■■■■教育学部長、■■■■法人事務局長 立合い：■■■■氏（冬木学園水泳実習安全管理担当顧問）
H31.2.27 10:00～11:00	■■■■准教授 （教育学部教員・体育）	■■■■教育学部長、■■■■法人事務局長 音声確認：■■■■氏（冬木学園水泳実習安全管理担当顧問）
H31.2.27 11:00～11:12	教採・公務員対策室 ■■■■参与	■■■■法人事務局長、■■■■大学事務局長、 音声確認：■■■■氏（冬木学園水泳実習安全管理担当顧問）

1－3－(12) 監視カメラ映像閲覧後のA引率教員の振り返りの実施

A引率教員の監視カメラ映像閲覧後の振り返りと気づきについて確認するため、平成31年3月6日に、A引率教員と■■■■教育学部長、■■■■法人事務局長、■■■■大学事務局長、■■■■顧問の5人で懇談の機会を持った。懇談の中でA引率教員は、監視カメラ映像を閲覧する前と後で以下のような気づきを述べ、自身の記憶が一部整理されたことが確認された。

監視カメラ映像を閲覧するまでは、学生Cから寺岡頑希さんの状態を聞いた時、すぐに救助に向かったと記憶しており、事故のあと見せられた資料等によりその間に少し時間が経過していたことについて違和感を持っていたが、映像を見ることで時間が経過していたと認識できた。学生Cに伝えられた時に、なぜすぐに行動に移せなかったのかという思いがある。状態を伝えられた際に、溺れているのでは等といった意識は働かず、危機感を感じていなかった。(資料15参照)

1－3－(13) 学内関係者の再聴き取り調査

1－3－(11)の学内関係者の聴き取り調査は、業務上の調査(就業規則に基づく責任者への報告)として実施したが、事故報告書をより詳細で公正なものとするため、学内関係者の申述についても報告書に添付するべきと判断し、対象者から公表、報告書添付に関する同意を受けた上で、再度聴き取り調査を実施することを決定した。

再調査の実施に際して、当初の聴き取り調査では直接の関与はないと判断されていた教育学部長についても、実習の実施主体である教育学部の責任者として関係者に加えることとした。聴き取りのポイントの再確認と聴き取りの実施について、引き続き■■■■顧問に依頼し、以下の通り実施した。

再調査日時	対象者	調査担当者
H31.10.31 9:00～9:50	■■■■ 准教授 (教育学部教員・体育)	■■■■法人事務局長、■■■■教育推進部長 立合い：■■■■氏(冬木学園水泳実習安全管理担当顧問)
H31.10.31 10:00～10:50	■■■■ 教授 (水泳実技実習〈女子〉の引率教員)	■■■■法人事務局長、■■■■教育推進部長 立合い：■■■■氏(冬木学園水泳実習安全管理担当顧問)
H31.10.31 11:00～11:40	■■■■ 教授 (元 教職支援センター長)	■■■■法人事務局長、■■■■教育推進部長 立合い：■■■■氏(冬木学園水泳実習安全管理担当顧問)
H31.10.31 13:00～13:50	教育学部長 ■■■■ 教授	■■■■法人事務局長、■■■■大学事務局長、 立合い：■■■■氏(冬木学園水泳実習安全管理担当顧問)

H31. 10. 31 14:00～14:25	教採・公務員対策室 ■■■■ 係長・参 与	■■■■法人事務局長、■■■■大学事務局長、 立合い：■■■■氏（冬木学園水泳実習安全管理 担当顧問）
H31. 10. 31 14:25～14:50	教採・公務員対策室 ■■■■ 参与	■■■■法人事務局長、■■■■大学事務局長、 立合い：■■■■氏（冬木学園水泳実習安全管理 担当顧問）
H31. 10. 31 14:55～15:35	教採・公務員対策室 ■■■■ 室長	■■■■法人事務局長、■■■■進路支援部次長 立合い：■■■■氏（冬木学園水泳実習安全管理 担当顧問）
H31. 10. 31 16:20～18:00	現代教育学科長 ■■■■ 教授	■■■■法人事務局長、■■■■進路支援部次長 立合い：■■■■氏（冬木学園水泳実習安全管理 担当顧問）

1－3－（14） 同行学生対応を目的とした監視カメラ映像閲覧

同行学生への対応を目的とし、令和元年 11 月 26 日に、橿原市の協力を得て、■■■■現代教育学学科長（■■■■学科長の後任）、■■■■教育学部教授（学生 C ゼミ担任）、■■■■教育学部准教授（寺岡頑希ゼミ担任、現在は教授）が映像を閲覧した。その際、A 引率教員も同席して再度、映像を閲覧した。

1－3－（15） A 引率教員の再度の監視カメラ映像閲覧と再聴き取り調査

令和 5 年 3 月に橿原市総合プール重大事故調査報告書が完成したことを受けて、報告書と監視カメラ映像により客観的な時間経過を伴う関係者の動きを再度確認し、A 引率教員の記憶を再整理するため、令和 5 年 5 月 19 日に A 引率教員にとって三回目となる監視カメラ映像閲覧を実施した。

また、閲覧翌日の令和 5 年 5 月 20 日に、■■■■顧問、■■■■法人事務局長、■■■■顧問の 3 名による聴き取り対応を実施し、事故を重大化させた原因についてより具体的に検証した。（資料 17 参照）

第二章 水泳実技実習の計画から実施まで

本章では本学の教採対策における水泳の実技指導について、これまでの経過と、事故が起きた年度の実習の計画から実施に至るまでの状況について整理する。

2-1 教採対策における水泳実技指導のこれまでの経緯

本学では、教育学部現代教育学科を中心として、小学校教諭等の教員養成課程を編成し、教員を目指す学生の希望実現・進路保証のため、本学教員と、事務局進路支援部の下に組織された対策室の職員が連携を取り、様々なアプローチで対象となる学生をサポートしている。小学校教員採用試験には一般教養及び小学校全科の専門科目が課されるのが一般的で、それに加えて自治体によっては実技試験が課される場合がある。実技試験には、ピアノ実技・絵画実技・体育実技（水泳、マット運動、鉄棒等）等があり、これらの実技が苦手な学生及び教員採用試験の実技試験に不安を持つ学生をサポートするため、教育学部1期生の教員採用試験対策を始めて以降、様々な支援や指導を行ってきた。

その一つである水泳実技対策のための支援は、学生からの要望を受けて、教育学部1期生が四回生となった平成21年度にスタートした。本学にはプール施設がないため、外部の施設（XXXXXXXXXX）と利用契約をかわして施設使用料を援助し、平成21年度と平成22年度は対策室（当時は前身の「教職支援センター」）が事務処理を担当して、水泳技術の高い他学科の学生に実技指導を依頼した。あくまで学生中心の練習を主とする活動であったため、平成23、24年度は対策室では実施状況が把握できていなかったが、契約をしていた施設に確認したところ、利用状況が芳しくないことが分かった。そこで平成25年度は、対策室よりプール利用の際の割引制度についての案内を強化したところ、関心を持った数名の学生が個別に大学教員に実技指導を依頼し、自主的に引き受けた1名の教員（A引率教員）による実技指導が始まった。平成26年度には、別の教員1名からも実技指導の受諾申入れがあったことから、対策室ではそれまでの自主練習の支援という位置づけから実技指導を行う実習として位置づけ、対象となる学生に対して案内（メール等）を行うようになった。平成27年度と平成28年度も同様に対策室から依頼を受けた当該2名の教員が継続して実技指導を引き受け、対策室はメール等で学生に担当教員や実施手順等の案内を行った。「教員採用試験・公立幼保採用試験対策 28年度計画」（資料1参照）には体育実技が明記され、教育学部会議において水泳実技実習の実施について報告されていた。

2-2 本件水泳実技実習の計画から実施に至るまでの経緯

平成 28 年 3 月 10 日に開催された平成 27 年度第 4 回教採・公務員対策室運営委員会（■■■■委員長）において、「教員採用試験・公立幼保採用試験対策 28 年度計画」（資料 1 参照）が承認され、その計画に基づき各種の教員採用試験対策が実施されている。計画にある「音楽・体育実技対策」の「体育実技対策」に関し、対策室による担当教員選定の打診により、A 引率教員は平成 25 年度以降継続して水泳実技指導担当を引受け、6 月 27 日 22 時 14 分に、対策室への電子メール（資料 2 参照）にて以下の点を連絡した。

- ・水泳実習に関しては、学生が複数名で集まれる日を直接言いに来るように連絡して欲しい。
- ・水泳実習は、「橿原市総合プール」で実施する。
- ・実施要領については、追って連絡する。（資料 2 参照）

A 引率教員は、「前年度は担当教員の都合に合わせて日程を提示して学生を募ったところ参加者が少なかったため、学生が集合できる日時に都合を合わせて行った方が良かった」と、聴き取り調査で答えている（資料 13 参照）。また、実施場所について A 引率教員は、前年度に橿原市総合プールを含む 3 か所のプールで実施した経験から、スポーツクラブのプールは多くの会員が利用しているうえにコースが狭く、接触の危険性等から他の利用者に歓迎されないため実習には不向きで、大学近辺の広くて比較的用户の少ないであろうと思われた橿原市総合プールを選択することにしたと、事故直後の調査で回答している。

この連絡を受けて対策室は、7 月 4 日 10 時 17 分に現代教育学科 4 回生と他学科の教員採用試験受験者に、A 引率教員の水泳実技実習の申込手続き方法と実施場所（橿原市総合プール）について電子メールで連絡した（資料 4 参照）。

一方、もう 1 名の教員が担当する水泳実技実習については、6 月 28 日 19 時 57 分に学生の申込手続き方法に加えて、実施要領についても現代教育学科 4 回生全員へ電子メール（資料 3 参照）で案内された。

学生 E は水泳実技実習の受講を希望し、対策室に相談したところ、A 引率教員へ直接相談するよう指示された。学生 E は A 引率教員に相談に行き、金曜日の午前中であれば良いとの返答を得た。以前より、■■■■教員採用試験受験予定の 4 名の学生（寺岡頑希さん、学生 E、学生 G、学生 H）は自主的にグループを作っており、4 名で指導をお願いしようとして申し合わせていたので、7 月 8 日 13 時 4 分に寺岡頑希さん、学生 E、学生 G、学生 H は水泳実技実習について LINE でのやり取りを始めた（資料 5 参照）。その日の LINE では、4 名以外に■■■■教員採用試験を受験予定の学生に学生 G から声をかけることと、7 月 22 日の実施を学生 E が A 引率教員に依頼をするということがやり取りされた。その

後、学生 E と A 引率教員との相談で一旦は 7 月 22 日に実施することが決まった。また対策室では、7 月 12 日に A 引率教員から、「希望する女子がいれば指導する」と伝えられたため、7 月 13 日 13 時 1 分に、電子メール（資料 6 参照）で対象学生に、A 引率教員の水泳実技実習の申込方法について、女子も指導の対象にする旨を追記し、再度連絡した。

7 月 13 日に、学生 E は学内で学生 G、学生 I と実習の日程について相談し、7 月 22 日は試験が近いので 7 月 29 日に変更することとした。学生 E はそのあと対策室に行き A 引率教員の実習の日程が決まったことと、学生 E と学生 G が申込者のとりまとめを行うことを伝えたので、7 月 14 日 12 時 11 分に、対策室から電子メール（資料 7 参照）で対象学生に、A 引率教員の水泳実技実習の日程が 7 月 29 日 9 時 30 分（現地集合）に決まったことと、学生 E、学生 G が参加申込の対応をすることを連絡した。

7 月 22 日に学生 E は、対策室■■■■職員に参加希望の学生が集まらないことを相談し、■■■■職員はいつまでも募集を続けていても仕方がないので期限を切って再度一斉に案内をすることを話し、7 月 25 日 11 時 4 分に、電子メール（資料 8 参照）で対象学生に、A 引率教員の水泳実技実習について申込期限を 7 月 26 日として、再度案内を行った。対策室から対象学生への A 引率教員の实習に関する連絡は、このメールが最後であった。

7 月 25 日に学生 E と学生 H の間（LINE）で集合時間（9 時 30 分）の確認や、■■■■受験者を誘うことなどがやり取りされた。学生 F の参加意思は学生 E が直接聞き、学生 C と学生 I の参加意思は学生 G が聞き、学生 E に伝えていた。

7 月 27 日に寺岡頑希さんと学生 G の間（LINE）で、当日の実習内容を確認したい人がいることがやり取りされ、寺岡頑希さんが A 引率教員の研究室に聞きに行ったが不在であったことが LINE で伝えられた。

7 月 28 日に学生 G は A 引率教員の研究室に行き、実習の内容を聞いたところ、泳げない人には指導をし、泳げる人はフォームを確認すると言われたと、事故直後に答えた。一方、A 引率教員は「25m が厳しい学生に対して指導するということで、25m 泳げる学生に対しては、特に何もなくて泳がす」、という趣旨の発言をしている（資料 17 参照）。その日の夕方、学生 E、学生 G、学生 H の間（LINE）で、LINE グループの 4 名と他 3 名の計 7 名で行くことや、寝坊しないようにしようということがやり取りされた。

25m を泳ぎきるといのが目標だったので、泳げない、25m が泳げないというか厳しい学生に対して指導をメインにするということで、25m 泳げる学生に対しては、特に何もなくて普通にみんなと一緒に泳いでいる中で泳がすということですね。何か自由に泳ぐというのがどこかに行って勝手に泳いでいるというニュアンスじゃなくて、同じ泳いでいる中でももう自由に泳ぐ（資料 13 参照）。

第三章 事故前夜から事故発生前までの経過

本章では寺岡頑希さんを中心に、事故前夜から事故が発生する前までの状況を、A 引率教員と学生の聴き取り調査及び橿原市の調査資料をもとに整理する。

3－1 事故前夜の状況

3－1－（１） 自宅での状況

平成 28 年 7 月 28 日（木）の夜、寺岡頑希さんは自宅を出て学生 D の下宿（近鉄「五位堂」駅周辺）に行った。橿原市から情報提供された調査資料から次のことが確認できる。なお、学生 D は寺岡頑希さんの友人で、本件水泳実技実習には参加していない。

寺岡頑希さんは、「平成 28 年 7 月 28 日（木）午後 7 時頃より、自宅において家族揃って夕食（照り焼きチキン）を摂取し、大学の教員採用試験水泳実技指導の荷物を持って、午後 9 時 30 分から午後 10 時頃に自宅を外出したと推定される。」（橿原市報告書 3－1－（１）引用）

3－1－（２） 友人宅での状況

学生 D から平成 28 年 8 月に確認した内容をまとめると、以下のことが推定される。

平成 28 年 7 月 28 日（木）の午後 11 時頃、寺岡頑希さんは学生 D の下宿に行った。寺岡頑希さんは、学生 D の下宿にはよく泊りに行っていた。その日は 2 名とも食事を済ませていたので飲食はせず、色々な話をしていた。学生 D は、寺岡頑希さんが 7 月 29 日に橿原市総合プールに行くことは知っていた。7 月 29 日（金）の午前 4 時頃、寺岡頑希さんが眠ったので学生 D も寝た。（補一 1 報告書（第 1 報）参照）

3－2 事故当日の状況

3－2－（１） 友人宅からプール到着までの状況

学生 D から確認した内容をまとめると、以下のことが推定される。

平成 28 年 7 月 29 日（金）の午前 6 時頃に学生 D は目覚めた。寺岡頑希さんが 8 時 17 分の電車に乗ると言っていたので 8 時頃起こしたが、もう少し寝かせて欲しいと言われた。その後学生 D は再度寺岡頑希さんを起こして、出発するのを見送った（平成 30 年 12 月 20 日実施の聴き取り調査において、報告書（第 1 報）（補－1 参照）の内容を訂正）。

一方、7 月 29 日 9 時 3 分に実習参加学生の LINE に、寺岡頑希さんからバスに乗り遅れたことの連絡が入った（資料 5 参照）。学生 G、学生 C、学生 I の 3 名がゲート前に到着し、そこに学生 E、学生 H が合流し、学生 F が到着して、A 引率教員は寺岡頑希さんが遅れてバスで向かっているのを聞き、自分と実習参加学生 7 名分のチケットを購入した。ゲートが開いても寺岡頑希さんは到着せず、全員で待っていたが、9 時 45 分頃寺岡頑希さんが到着したので、全員で橿原市総合プールの施設に入ったと推定される。

3－2－（2） 水泳実技実習開始から事故発生前までの状況

※プールの配置については「図 橿原市総合プール」①～⑦参照

プール入場から定期休憩に至るまでの行動は、監視カメラ記録映像がないため確認することはできない。以下は、A 引率教員及び学生への聴き取りによる推定である。

A 引率教員と実習参加学生 7 名は、更衣室で着替えて全員一緒にプールサイドに出た。プールサイドの床面が相当熱かったので、すぐに流水プール（図の①）に全員で入り、ウォーミングアップのため全員がそれぞれ流水プールを一周した。和気あいあいとした雰囲気の中、リラックスした様子であった。A 引率教員への聴き取りでは、「体操しないでプールに入ったことは覚えているんですね。あかんなあと思いながら入ったから」（資料 13 参照）と話している。また、A 引率教員自身の当日の身体的、精神的状況に関しての聴き取りでは、「特に何もなかったと思うんですけど」（資料 13）、「朝からかなり暑いという感覚はあった。自分としては 1 度だけプールに入ったが、それ以外は特に思い出せない」（資料 15）と答えている。

その後、25m プール（図の②）に移動し、距離の短い方向（南北）にクロールや蹴のびの練習をした。プールサイドの片側から順番は適当に蹴のびでスタートし、A 引率教員はプールサイドの反対側にいて、到達した学生にアドバイスをし、全員着いたら A 引率教員が反対側に移動して同じように泳ぎ、アドバイスするという方法で繰り返し行ったと推定される。A 引率教員は、寺岡頑希さんが相当に上手だったので、「水泳をやっている学生だと感じた」（資料 13 参照）と言っている。また、寺岡頑希さんは実習中に他の学生に色々水泳のアドバイスを言っていたが、他の学生も寺岡頑希さんの水泳の上手さを理解し、違和感なくアドバイスを受けていたと思われる。寺岡頑希さんは他の学生に、以前は 50m を潜水で泳いでいたことなどを話し、他の学生は（以前水泳を習っていた学生 I も含め）

寺岡頑希さんの水泳のレベルは相当高いと認識した。5 往復程度行って休憩することになり、プールサイドに上がったところで、施設全体の休憩時間（休憩時刻 10:30～10:50）に入った（橿原市総合プールでは、午前 10 時 30～50 分（20 分間）の定期休憩終了前の午前 10 時 45 分 00 秒より、有線放送によるラジオ体操が放送される。）。

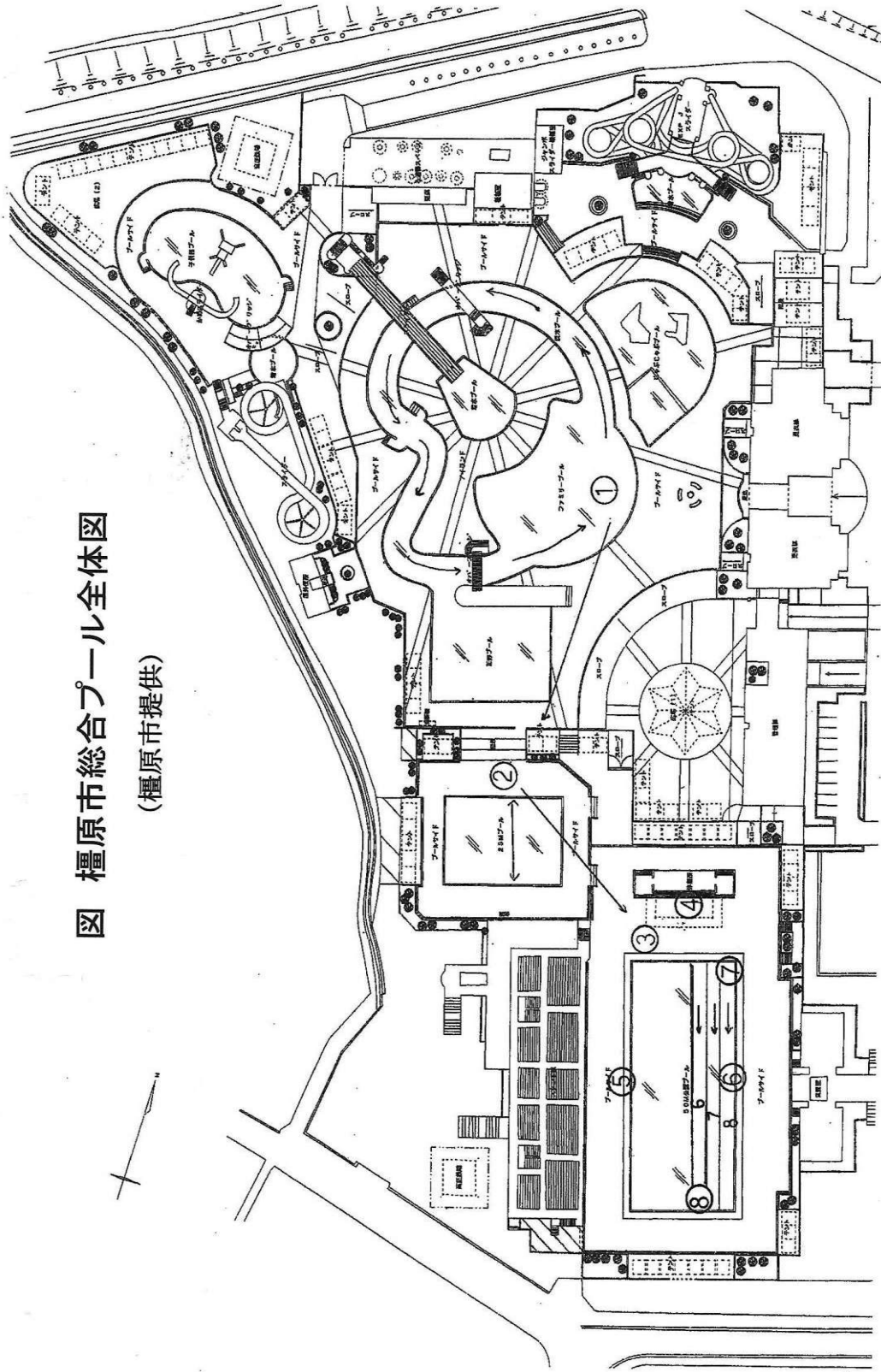
25m プールは利用客が多く、練習しづらい状況であった。学生は、「人をよけながら泳いだ（学生 C）」、「人が多くて横で泳いだ（学生 E）」、「人が多くて、その人たちは泳ぐというより浮き輪使って浮かんでいる感じ。少し窮屈かなという感じ（学生 F）」、「縦横に泳ぐ人がぶつかりそうに（学生 H）」（いずれも資料 14 参照）と聴き取り調査で答えている。

教員採用試験では自治体によっては 50m の水泳試験が課せられることもあるため、A 引率教員は 50m 公認プール（図の③）に移動するよう指示した。実習参加学生 6 名も A 引率教員の指示だったと答えている（資料 14 参照）。

移動中に寺岡頑希さんは、別の場所に置いていたペットボトル（2L）のスポーツドリンクを取ってきて飲んでいた。また、移動前にトイレに行った学生 F がはぐれないように、学生 E、学生 G、学生 H は学生 F を捜しに行った。寺岡頑希さん、学生 C、学生 I は 50m 公認プール北側のアーチ型屋根付休憩所（図の④）に移動し、話をしながら休んでいた。学生 E たちは学生 F に合流したが、ゴーグルの貸出しサービスがあることを知り、ゴーグルを借りてから休憩所に移動した。全員が揃ったころ、ラジオ体操の放送が流れたので、全員で体操をしたと考えられる。

図 榎原市総合プール全体図

(榎原市提供)



第四章 50m 公認プールにおける事故の発生状況

本章では事故が起きた 50m 公認プールにおける実習の実施状況、A 引率教員の指導と実習参加学生の動き、監視体制の状況という 3 つの点を中心に詳細に検証する。

4-1 50m 公認プールにおける水泳実技実習の実施状況

【50m 公認プールの施設概要】

25m プールから移動して使用することになった 50m プールは、日本水泳連盟公認で、施設概要は以下のとおりである。（榎原市報告書 2-1 参照）

- (1) プール長（南北）50.02m、プール幅（東西）21.4940m
- (2) 水深（最浅）1.5m 水深（最深）1.8m（南北中央部分）
- (3) レーン数 8 レーン
- (4) 7 コースと 8 コースの間にあるコースロープと東側プールサイドとの距離は 3.25m
- (5) 東側と西側サイドにオーバーフロー部
- (6) 4 つの各サイドにはバンク
- (7) 北側にある休憩所の西側二ヶ所に使用上の注意を記載した看板
- (8) 50m 公認プールを主とした 2 台の監視カメラ

6、7、8 の 3 コースにコースロープが張っており、8 コースの東側（プールサイド側）にコースロープは無かった。プールサイドに一番近い 8 コースと 7 コースは北側から南側への一方通行で、6 コースも一方通行だが、5 コース側に移って戻って来ることが出来るルールとなっていた。また、1～5 コースはコースロープがなく、自由に泳げるようになっていた。榎原市の調査資料によると 1 コース側の 25m 地点（図の⑤）には監視台があり、その上に 1 名の監視員と、別に 50m 公認プールを巡回する監視員がいた。

50m 公認プールを利用するに当たって、A 引率教員は「注意等を特にしていない」（資料 13 参照）と答えているが、A 引率教員が「深いぞ」と発言した、と学生 G は記憶している（資料 14 参照）。A 引率教員が 50m 公認プールの 8 コースを指示した理由は「一番端のコースで、壁側のコースロープも張っていなかったなので、すぐに避難できると頭にあった」（資料 13 参照）と答えている。なお、事故当日に A 引率教員が作成したメモにも「8 コースを指示した」（資料 12 参照）と記している。

榎原市総合プールには注意事項等の看板が数か所にあったが、入場チケット売場前の看板には「プールの使用制限」と「プール使用についてのきまり事項」として、「飛び込み、もぐったりしないこと」等が記載され、さらに 50m 公認プールの周囲等にある 3 つの看板 B・C・F には以下のことが記載されている。

看板 B (50m 公認プール北西壁面掲出)「50m 競泳用プール使用上の注意」(一部抜粋で番号は看板の番号のまま記載)

- (1) コースロープ内 (6・7・8 コース) ではゴール (50m 以上) まで泳ぐ自信のない者は使用しないでください。
- (2) 50m 以上泳ぐ自信のない者はコースロープ外で泳いでください。
- (6) コースロープ内一方向に泳いでください。折り返しはできません。
- (7) コースロープをみだりに横断しないでください。

看板 C (50m 公認プール北西壁面掲出)「50m 競泳プール使用上の注意」(一部抜粋で番号は看板の番号のまま記載)

1. 泳ぎに自信のない方は、絶対に入らないでください。
2. このプールは、深さ 1.8m あります。

看板 F (50m 公認プール北東端掲出)「50m 競泳プール使用上の注意」(一部抜粋)

- ・各 (6・7・8) コースは一方通行で泳いでください。(「一方通行」は朱書き)
- ・8 コースはチャレンジコースです。50m にチャレンジしよう→苦しくなればサイドをもって下さい。
- ・コースロープは持ったり、座ったりしないで下さい。

A 引率教員への聴き取り調査では、50m 公認プールの使用ルールについて「看板みたいなのがあがっていたように思う」「中身は多分確認していると思う」(資料 13 参照) と答え、学生にそれらの内容について注意を与えることについては、「特に言っていないと思う」(資料 13 参照) と答えている。入場チケット売場前の看板(看板 A とする)、看板 B、看板 C、看板 F 他、50m 公認プールの看板配置は次の図及び写真のとおりである。(檀原市報告書 2-1-(8) 参照)

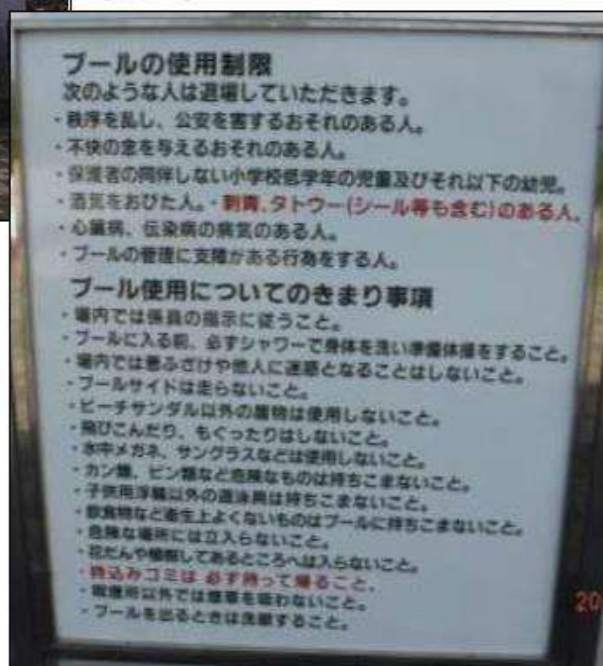
<プール全体図>



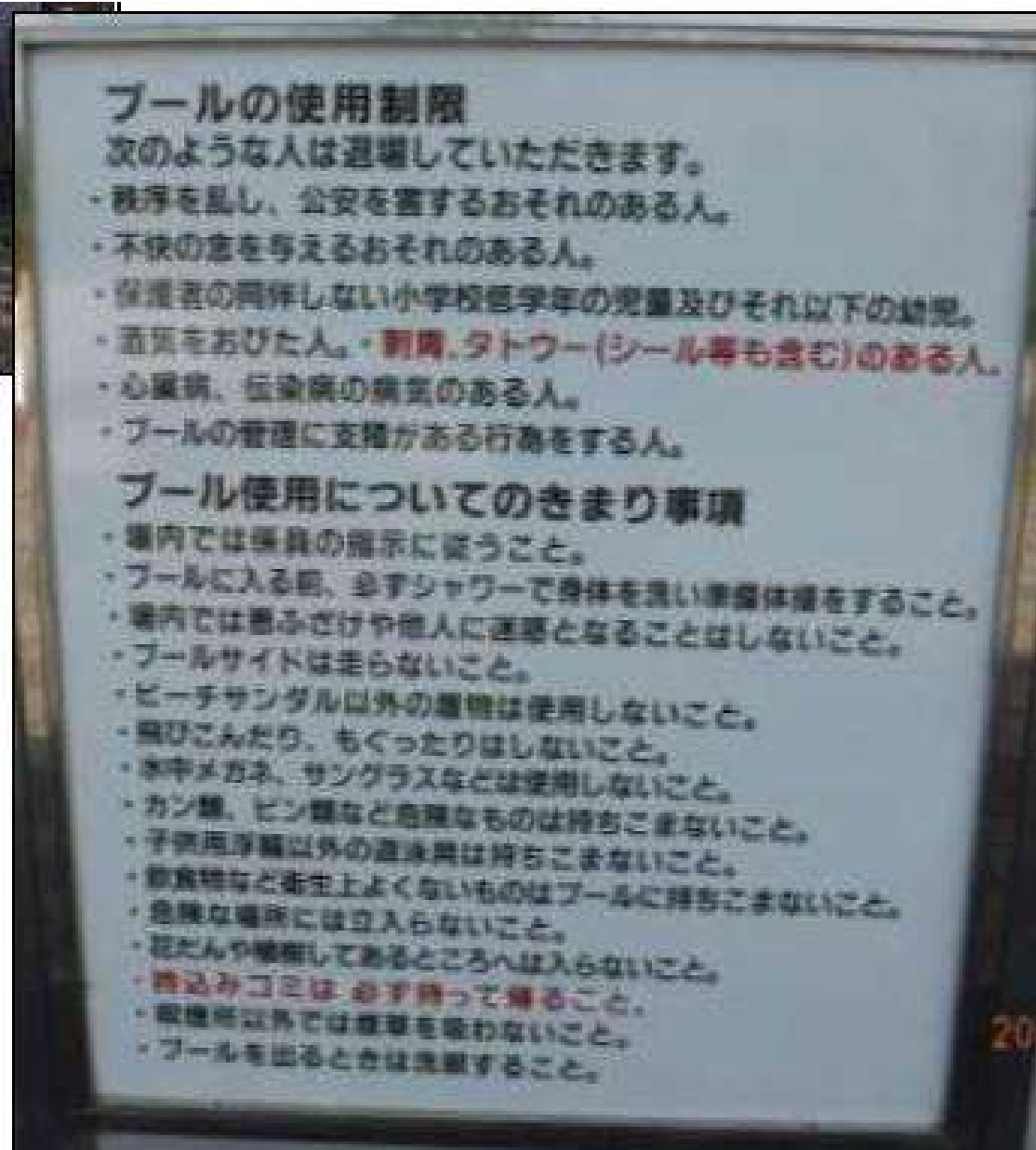
<チケット売場>



【看板 A】



看板A 拡大



プールの使用制限

次のような人は退場していただきます。

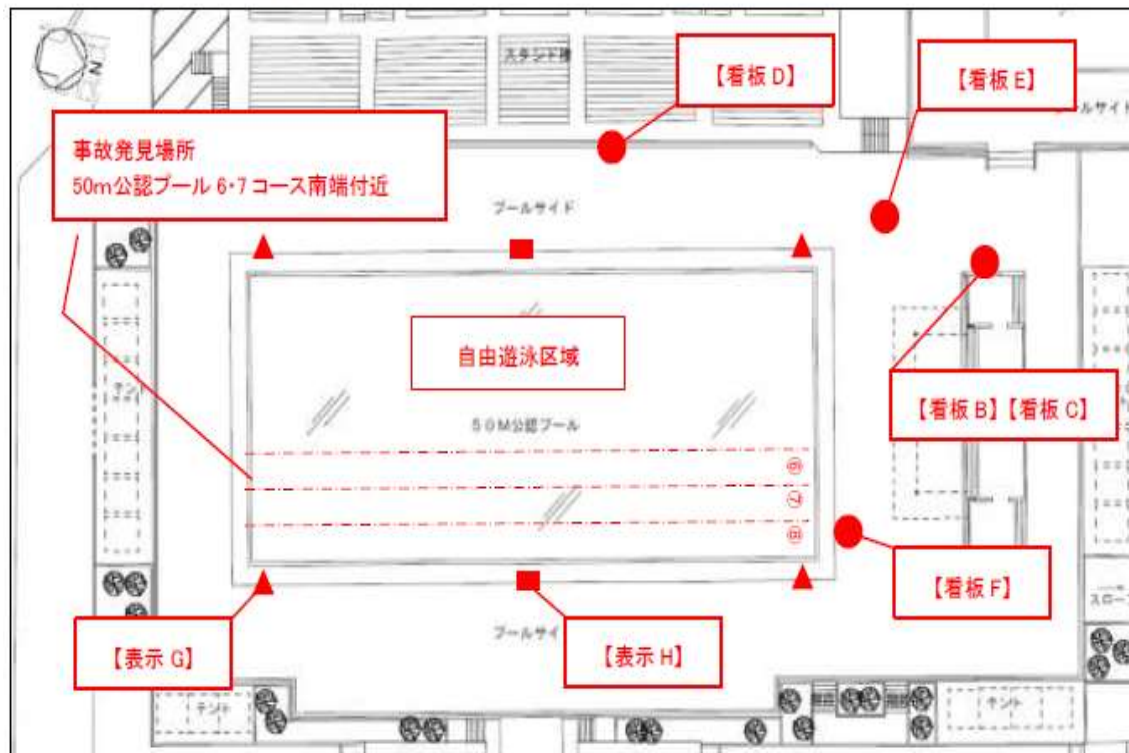
- ・秩序を乱し、公安を害するおそれのある人。
- ・不快の意を与えるおそれのある人。
- ・保護者の同伴しない小学校低学年の児童及びそれ以下の幼児。
- ・面頬をおびた人、**刺青、タトゥー（シール等も含む）のある人。**
- ・心臓病、伝染病の病氣のある人。
- ・プールの管理に支障がある行為をする人。

プール使用についてのきまり事項

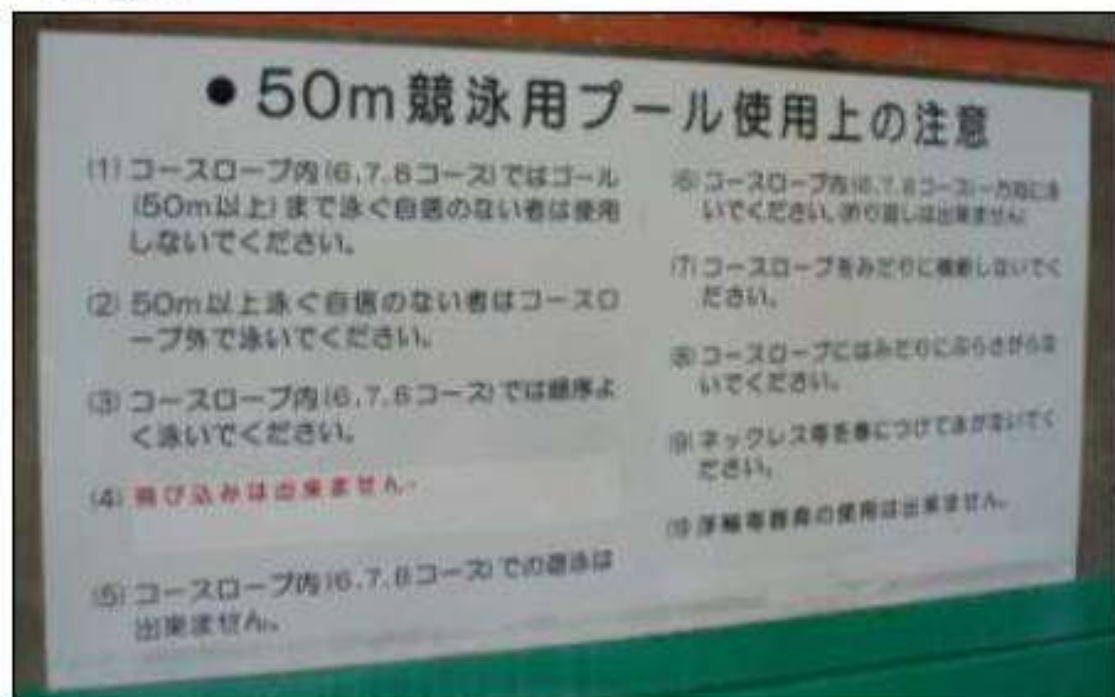
- ・場内では係員の指示に従うこと。
- ・プールに入る前、必ずシャワーで身体を洗い清潔体健をすること。
- ・場内では遊ぶだけや他人に迷惑となることはしないこと。
- ・プールサイドは走らないこと。
- ・ビーチサンダル以外の履物は使用しないこと。
- ・飛びこんだり、もぐったりはしないこと。
- ・水中メガネ、サングラスなどは使用しないこと。
- ・カン類、ビン類など危険なものは持ちこまないこと。
- ・子供用浮輪以外の遊泳具は持ちこまないこと。
- ・飲食物など衛生上よくないものはプールに持ちこまないこと。
- ・危険な場所には立入らないこと。
- ・花たんや植木などがあるところへは入らないこと。
- ・**飛び込み口には必ず待って降ること。**
- ・飲食物以外では履物を脱がないこと。
- ・プールを出るときは洗眼すること。

20

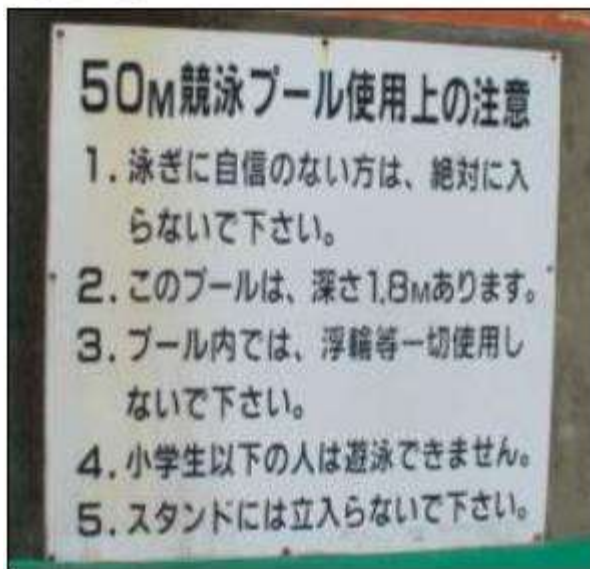
<50m公認プール看板配置>



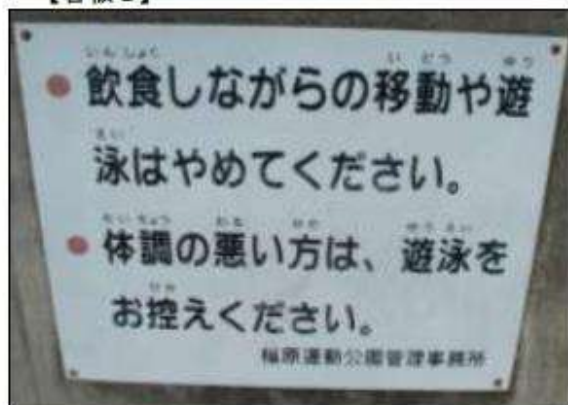
【看板B】



【看板 C】



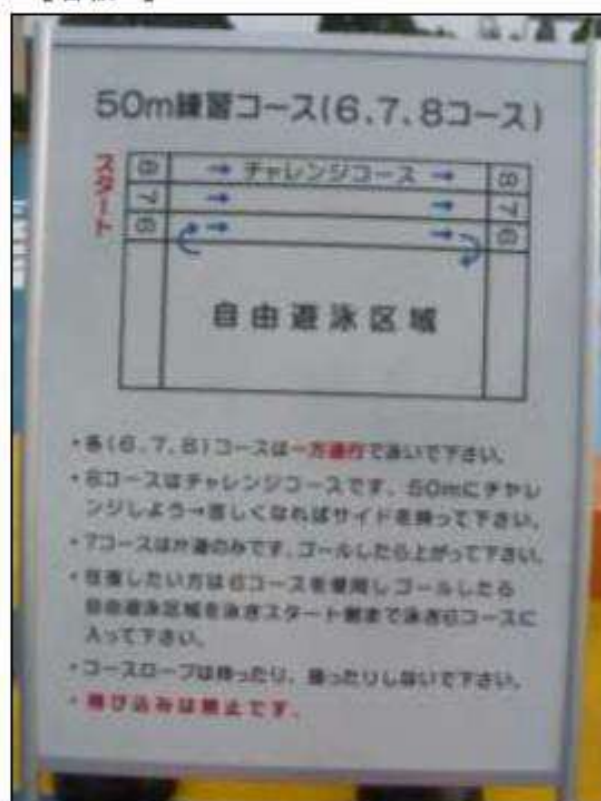
【看板 D】



【看板 E】



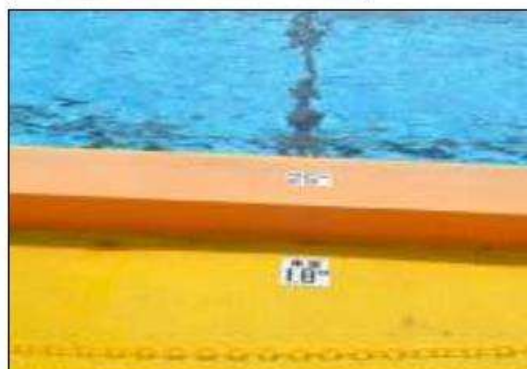
【看板 F】



【表示 G】



【表示 H】



【監視カメラ記録映像から確認できる実習状況】

畿央大学の実習中、6～8 コースの畿央大学関係者以外の利用者は1 名が 50 メートルを1 本泳いだけであった。学生は 50m 公認プール来場（10 時 48 分 28 秒ごろ）後、8 コースの北側から順次スタートして全員が 50m 一本を泳いだ（10 時 49 分 26 秒から 10 時 51 分 55 秒）。その間で、A 引率教員はプールサイド東側の中間地点で腰かけた（10 時 49 分 40 秒）。学生は、その後は 6～8 コースを 25m 泳いだが、50m 泳ぐ者もいた。11 時 7 分ごろの休憩開始まで（この間を便宜上「第一セット」と呼ぶ。）に泳いだ距離、本数等などは次（表 1）の通りである。

表 1 第一セットで学生が泳いだ距離別本数

	寺岡頑希さん	学生 C	学生 E	学生 F	学生 G	学生 H	学生 I
25m の本数	2	4	2	3	5	3	4
50m の本数	3	1	3	1	1	2	1

（樫原市報告書 4－1、4－3 参照）

11 時 8 分ごろから 11 時 13 分ごろまでの約 5 分間、プールサイド東側中央付近で全員が休憩した。休憩後の実習（便宜上「第二セット」と呼ぶ。）再開から寺岡頑希さんが水中で仰向けの状態で発見され、水中から引き上げられるまでの A 引率教員と実習参加者の行動を樫原市の調査資料を参照して整理したのが次の表 2 である。なお、表 2 において、以下の通りの省略記号を用いる。

- ・「7C」は 7 コース、「8C」は 8 コース
- ・「〃」は同じ列の一行上と同じ

表 2 第 2 セットでの実習参加学生及び A 引率教員の 50m 公認プールでの行動 (橿原市報告書 4-1、4-3 参照) ※○○m はスタート地点からの距離

	推定実時刻	寺岡頑希さん	学生 C	学生 E	学生 F	学生 G	学生 H	学生 I	A 引率教員
1	11:14:19	8C 北 (スタート地点) に入水している	7C をスタートする (8m 付近で 8C に移動する)	プールサイド東側中央付近に集合	プールサイド東側中央付近に集合	プールサイド東側中央付近に集合	プールサイド東側中央付近に集合	プールサイド東側中央付近に集合	プールサイド東側 24m 付近に腰かける
2	11:14:42	7C をスタートする (潜水潜行)	8C 10m 付近を通過する	"	"	8C 中央付近に入水する	"	"	"
3	11:15:06	7C 中央付近通過 (潜水潜行)	8C 15m 付近を通過する	"	"	プールサイドに上がり東側中央に集合する	"	"	"
4	11:15:33	ゴール壁面にタッチ (潜水潜行)	8C 24m 付近で立泳ぎのような状態	"	"	"	"	"	"
5	11:16:40		8C 48m 付近で立ち泳ぎのまま 7C の方向を向く	プールサイド東側を北 (スタート地点) に移動する	プールサイド東側を北 (スタート地点) に移動する	プールサイド東側を北 (スタート地点) に移動する	プールサイド東側を北 (スタート地点) に移動する	プールサイド東側を移動し北端梯子付近に立つ	"
6	11:16:44	6・7C 間コースロープ付近に身体らしき姿が映る	7C に移動する	"	"	"	"	"	"
7	11:16:46		寺岡頑希さんに接近する	"	"	"	"	"	"
8	11:16:54		8C に戻る	北端梯子付近に立つ	"	北端梯子付近に立つ	北端梯子付近に立つ	"	"

	推定実時刻	寺岡頑希さん	学生C	学生E	学生F	学生G	学生H	学生I	A 引率教員
9	11:16:59	6・7C 間コーススロープ下付近に身体らしき姿がわずかに映る	8C 南端（ゴール地点）のプール内で立つ	8C に入水後スタートする	8C スタート地点に入水する	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする
10	11:18:04		8C 南端バンク部に上がる	8C に入水後スタートする	8C スタート地点に入水する	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする
11	11:18:15		8C 南端バンク部で壁面を叩く	8C に入水後スタートする	8C スタート地点に入水する	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする
12	11:18:52		8C 南端バンク部で南壁面を再度叩く	8C に入水後スタートする	8C スタート地点に入水する	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする
13	11:21:31		8C 南端バンク部で寝転んだ状態	8C に入水後スタートする	8C スタート地点に入水する	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする
14	11:23:05		8C 南端バンク部で寝転んだ状態で右足をプールにつける	8C に入水後スタートする	8C スタート地点に入水する	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする
15	11:23:15		バンクに腰かける	8C に入水後スタートする	8C スタート地点に入水する	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする
16	11:23:31		立上って東側に移動する	8C に入水後スタートする	8C スタート地点に入水する	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする	8C に入水後スタートする

	推定実時刻	寺岡頑希さん	学生C	学生E	学生F	学生G	学生H	学生I	A引率教員
17	11:23:35		プールサイド 東側 46m 付近で西方向に 振向く	"	"	8C をスタートす る	8C スタート地点 に入水する	"	"
18	11:23:44		プールサイド 東側 35m 付近で南西方向 に振向く	"	北端梯子付近に 立つ	"	"	"	"
19	11:23:51		プールサイド 東側 25m 付近へ移動しA 引率教員と会話する	"	"	"	8C をスタートす る	8C 中央付近に 到達する	プールサイ ド 東側 24m 付近に 腰かけ、学 生Cと会話 する
20	11:23:57		プールサイド 東側 A引率教員のそば (南側) に立ち、南 側を指差す	8C 中央付近に到 達する	"	"	"	"	"
21	11:24:02		プールサイド 東側 A引率教員の南側に 立つ	"	8C スタート地点 に入水する	"	"	プールサイド 東側中央付近 に立つ	プールサイ ド 東側中 央付近に腰 かける
22	11:24:12		プールサイド 東側 中央付近から北側に 移動	プールサイド 東側中央に上が り南を向いて立 つ	8C をスタートす る	"	"	プールサイド 東側中央付近 から北側に移 動	"
23	11:24:23		プールサイド 東側 10m 付近で、南側を 振返り指差す	プールサイド 東側中央付近か ら北側に移動	"	8C 中央付近に到 達しプールサイ ド 東側中央に 腰かける	8C 中央付近に到 達する	"	"

	推定実時刻	寺岡頑希さん	学生C	学生E	学生F	学生G	学生H	学生I	A 引率教員
24	11:24:51		北端梯子付近で学生E・学生Iと共に南を見る	北端梯子付近で南学生C・学生Iと共に南を見る	8C 22m 付近でプールサイドをつかむような状態	"	"	北端梯子付近で南学生E・学生Iと共に南を見る	"
25	11:25:03		"	"	プールサイド東側 20m 付近に立つ	"	8C 中央付近プール内に立つ	8C スタート地点に入水する	"
26	11:25:33		8C 北端バンク部に腰かける	北端梯子付近で立って南を見て東側と南側を交互に指差す	プールサイド東側 22m 付近に移動する	"	"	プール内 8C スタート地点で南向きに立つ	"
27	11:25:46		"	8C 北端のバンク部に腰かける	プールサイド東側 22m 付近で立って南を見る	プールサイド東側中央に腰かけ南を見る	"	8C 北端プール内で南を向いて立つ	"
28	11:25:49	他の利用者の会話を聞き確認した 50m プール巡回監視員に発見される	"	"	"	"	"	"	"
29	11:25:53		"	"	"	"	"	"	南に向けて走り出す
30	11:26:00		"	"	プールサイド東側中央から南向きに移動	プールサイド東側中央から南向きに移動	"	"	"

	推定実時刻	寺岡頑希さん	学生C	学生E	学生F	学生G	学生H	学生I	A 引率教員
31	11:26:08		〃	〃	プールサイド 東側 35m 付近より 南向きに走り だす	プールサイド 東側 40m 付近より 南向きに走り だす	〃	〃	6・7 コース 付近に南側 から飛込む
32	11:26:20		〃	〃	プールサイド 南東端へ駆けつ ける	プールサイド 南東端へ駆けつ ける	プールサイド 東側 48m 付近で 立ち止まり事故 現場見る	〃	寺岡頑希さ んの引上げ を開始する
33	11:26:26	巡回監視員及びA引 率教員等により引き 上げられる	プールサイド 東側 を南へ向かって走る	プールサイド 東側を南へ向か って走る	〃	〃	〃	北端梯子より プールサイド に上がる	巡回監視員 等と引き上 げを行う
34	11:26:30	〃	〃	〃	引き上げを助勢 する	引き上げを助勢 する	プールサイド 南東から西向き に走り出す	プールサイド 東側を南に向 かって走る	仰向けで上 半身まで押 し上げる
35	11:26:35	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	仰向けの状 態で7C 南 端バンク部 へプール内 から押し上 げる

	推定実時刻	寺岡頑希さん	学生C	学生E	学生F	学生G	学生H	学生I	A引率教員
36	11:26:48	救命措置を受ける	プールサイド 東側 を南へ向かって歩く	プールサイド 東側南東端に到 達する	〃	〃	事故現場へかけ つける	プールサイド 南東端に到達 する	7C南端バ ンク部に上 がり始める

第二セットで泳いだ距離、本数は次（表 3）の通りである。

表 3 第二セットで学生が泳いだ距離別本数

	寺岡頑希さん	学生 C	学生 E	学生 F	学生 G	学生 H	学生 I
25m の本数	0	0	3	3	3	3	3
50m の本数	1	1	0	0	0	0	0

（櫃原市報告書 4－1、4－3 参照）

寺岡頑希さんは、休憩後の 11 時 14 分 42 秒ごろ（表 2-2）に 7 コースを潜水でスタートし、11 時 15 分 06 秒ごろ 7 コース中央付近（プールサイドに A 引率教員と学生 C 以外の学生が集合している地点）を潜水潜行で通過し、11 時 15 分 33 秒ごろにゴールに到達し、壁面にタッチした（櫃原市報告書 4－1 参照）。

4－2 A 引率教員による指導と学生の行動（50m 公認プール到着後から休憩開始まで）

A 引率教員は 50m 公認プールにおいて、実習参加学生が近くのコースを一列に泳げば視認できると考えて 8 コース使用を指示し、A 引率教員自身は直ちにプールサイド東側（8 コース側）中央付近（スタート地点から 24m 付近）に着座して監視と指導を行っている。以降 11 時 25 分頃に巡回監視員の行動を視認して立ち上がるまでの約 36 分間（途中プールに入水等を行う約 20 秒間を除く。）にわたって、A 引率教員は同じ場所で座って指導と監視を行っていた。この間、緊急時の合図や安否確認の方法等、学生に特別の指示はしていない。A 引率教員は聴き取り調査の際に、「立った方がよく見えたと思うが、座っててもスタート側はよく見えていた。逆に南側、ゴール側の方は逆光でちょっと見にくかった」（資料 13 参照）と答える一方、「何故座り続けたか」との問いには「暑かったからだ」（資料 13 参照）と答えている。

学生は 8 コースの北側から順次スタートして全員が 50m 一本を泳いでいる。A 引率教員は聴き取り調査で、「50m はきついと言った学生がいたが、もともと自分は 25m を使って練習しようと考えていたので、1 本目をみんなが泳いだあと、25m でやろうと指示をした」（資料 17 参照）と答えている。その後は、8 コースのスタート地点に学生が待機し、1 名ずつ伸びでスタートして、25m 地点の A 引率教員を越えたところでプールサイドに上がるという繰り返しで泳いだ。8 コースのプールサイド側はコースロープが張られていなかったもので、いざというときにはすぐに避難できる状態であった。プールを上がったところで A 引率教員は、フォームが乱れてきたとか、底のラインを見てまっすぐ泳ぐこと等を指導したと推定される。一方、学生への聴き取りでは「50m プールの中間地点 25m で上がる」との指示を 2 名の学生が聴いた記憶があると答えた（資料 14 参照）。

常時 2、3 名がスタート地点から 25m 地点の間を泳ぎ、25m を 40～60 秒ぐらいのペースで滞留することなくスムーズに泳いでいた。最初の 1 本を除いて、寺岡頑希さんと学生 E は 50m と 25m を各 2 本、学生 H は 50m を 1 本と 25m を 3 本、他の 4 名は 25m を各々が 3～5 本泳いだ後に休憩になった（表 1 参照）。7 人が全員そろって休憩しているとき、A 引率教員は、「5 本泳いでいない人は泳いで来なさい」（資料 17 参照）と伝えた。

4-3 A 引率教員による指導と学生の行動（50m 公認プールでの休憩から事故発生まで）

休憩を開始して約 5 分後の 11 時 13 分頃、寺岡頑希さんと学生 C は休憩を終え、他の 5 名より 2、3 分早くプール北側のスタート方向に移動して泳ぎ始めた。寺岡頑希さんがみんなの休憩している前を泳いで通過し、学生 C がみんなの休憩している前で立ち泳ぎをし、再度 50m ゴールに向かって泳ぎ出した頃、A 引率教員がプールの時計を見ると 11:15 であった。12 時までには終わろうと考え、あと 5 本で終わろうと寺岡頑希さんと学生 C 以外のそこにいた学生に指示した（資料 17 参照）。一方、学生は「あと 5 本やろう」と言われたと発言している（資料 14 参照）。

表 2 の 2～4 の時間帯に、7 コースの中央付近を寺岡頑希さんが泳いで通過するのを A 引率教員は認識していた。但し、橿原市の調査資料では寺岡頑希さんは平泳ぎによる潜水潜行で中央付近を通過するとあるが、A 引率教員は「潜水とは思っていなかった」（資料 13 参照）と答えた。寺岡頑希さんが潜水を開始して以降、学生 E、学生 F、学生 G、学生 H、学生 I の 5 名が泳ぎだすまでの間は 3 分 22 秒であり、この間に実習参加学生の内、50m 公認プール内で行動しているのは寺岡頑希さんと学生 C の 2 名のみであった。

一方、表 2 で学生 C の動きをみると、8 コースを寺岡頑希さんより 20 秒ほど早く泳ぎ始め（表 2 の 1・2）、プール南端の 6 コースと 7 コース間のコースロープ付近で水底にいる寺岡頑希さんを発見したのが 11 時 16 分 46 秒である（表 2 の 7）。その後学生 C はプールから上がり、8 コース南バンクに着いたのが 11 時 18 分 4 秒（表 2 の 10）であった。南バンクよりプールの壁面を 11 時 18 分 15 秒（表 2 の 11）に一度叩き、約 40 秒後の 11 時 18 分 52 秒に再度叩いている（表 2 の 12）学生 C は寺岡頑希さんがプール南端の水底に仰向けで潜っているのをみて、「底に潜ったままの状態にいる寺岡頑希さんの水泳技術は凄いと感じた」（資料 14 参照）と答えている。その後、学生 C は 11 時 23 分 31 秒にバンクで立ち上がり、プールサイドを東に移動する（この時点でプールサイド壁面を最初に叩いてから 5 分 16 秒の経過）（表 2 の 16）。学生 C への聴き取りでは、「なかなか上がってこなかったので『もういいや』と思って先生のほうへ向かった」（資料 14 参照）と答えている。また、「沈んだ状態を維持できるのを凄と思ったとのことだが、他に思ったことはないか」との質問に、「50m 泳いだのが自分と寺岡頑希さんだけだったから待っていたように思

う」「50m 地点のプールサイドに上がって待っている時は『長いなあ』と思う以外に特に何も考えていなかった」（資料 14 参照）などと答えている。

その後、プールサイド東側中央付近に座っている A 引率教員の所に移動するまでに、二度に亘って南西方向、即ち寺岡頑希さんが沈んでいる方向を振り向いている（表 2 の 17・18）。学生 C は A 引率教員に「ずっと潜っていると伝えた」（資料 14 参照）と答えており、A 引率教員が事故当日に作成したメモでも、「ずっと潜水していると（学生 C は）言いに来たので」（資料 12 参照）と記録している。その後学生 C は、スタート地点であるプール北側に移動する途中でも振り返ってプール南側を指差し（表 2 の 23）、プールの北端梯子付近で 11 時 24 分 35 秒に学生 E と学生 I とともに南側を二度にわたって見ている（表 2 の 24・25）。学生 C は「（スタート地点に戻って）学生 E と学生 I に『寺岡頑希さんがずっと潜っていて凄い』と言ったがその時（のこと）は覚えているか」という質問に対して、「覚えている。感心していた」（資料 14 参照）と答えた。なお、学生 C が学生 F・学生 I とプール北側にいた時に 50m 公認プールの巡回監視員がプールサイド上を寺岡頑希さんの所まで来たのを見て、（潜水していることに）『あっ、注意される』というような会話を交わした」（資料 14 参照）と答えている。

その後、A 引率教員は「50m プール巡回監視員が事故当事者を発見し、プールに飛び込もうとしているときに、異変に気付き、」（橿原市報告書 4－3－（3）引用）、救助のために立ち上がった。監視カメラによる記録と橿原市が行った巡回監視員への聴き取り調査では、50m プール巡回監視員が、4 コース南端付近を巡回中、利用者による長時間潜水しているとされる会話を耳にし、50m 公認プール 6・7 コース南端付近の水中を確認したところ、11 時 25 分 49 秒頃に巡回監視員は事故を認知した（橿原市報告書 4－2 参照）。A 引率教員は 11 時 25 分 53 秒に走りだしたことになる（橿原市報告書 4－3 参照）。一方、事故当日に作成した A 引率教員のメモでは、「学生 C が『寺岡頑希さんがずっと潜水している』』と言うのを聞いて、あわてて確認にいった」（資料 12 参照）と記し、記憶に食い違いが見られた。調査の過程では監視カメラ映像や資料を見ながら記憶を整理したことによって、本報告書作成の最終段階で A 引率教員は、学生に伝えられた後すぐに確認に行かなかったことについて、以下のように答えている。

- ・「何かあったら（学生 C が）動いていると思っていた。潜っているといったので、意識的に潜っていると思いこんだ」
- ・「（50m を）潜水しているとは思っていなかったの、そのまま潜っているとは思っていなかった。到着したところは見ているし、学生 C もそこにいた。着いた後に、なにか潜りの練習か遊びをしていると思っていた」
- ・「自分の中に危機感が持てなかったというのは事実である」

（資料 17 参照）

寺岡頑希さんが水没(表 2 の 4) してから引き上げ開始(表 2 の 32) までの時間は約 10 分 47 秒で、学生 C が A 引率教員に「ずっと潜っている」と伝えたと推定される時刻(表 2 の 19) から A 引率教員が立ち上がる(表 2 の 29) までに 2 分 2 秒が経過している。また、寺岡頑希さんが 7 コースのゴール壁面をタッチ(11 時 15 分 33 秒、表 2 の 4) してから、A 引率教員が異変に気づいて走り出す(11 時 25 分 53 秒、表 2 の 29) までの時間は 10 分 20 秒である。

第五章 発見後の救護措置と事故直後の対応

5-1 発見後の救護措置

寺岡頑希さん発見後の救護措置について本学として調査できたのは、A 引率教員と、実習参加学生の聴き取り調査によるそれぞれの行動についてである。監視カメラ映像や関係機関の聴き取り調査から確認できるそれぞれの人物の実際の動きや推定時刻については、橿原市の調査資料が客観的事実であると考えられる。

また、橿原市においては、救護措置の再現調査も行われており、本学の A 引率教員も調査協力を行っている。さらに、学生の聴き取り調査を含む本学の調査資料を橿原市に情報共有することで、本学の調査内容も参照された精度の高い救護措置の状況が判明している。

したがって、発見後の救護措置の状況については、橿原市報告書第五章の本学関係者に関する記述に委ねる。

5-2 事故発生直後の対応

5-2-（1） A 引率教員による同行学生等への対応と大学への連絡

寺岡頑希さんの搬送後、A 引率教員は実習に参加していた学生に帰宅するよう指示したと答えている（資料 13 参照）。学生も搬送後、携帯電話で帰宅の指示を受けたと答えている（学生 E 資料 14 参照）。一方、A 引率教員から大学への事故に関する最初の報告は 11 時 45 分頃に電話で、「水泳実技実習中に寺岡頑希さんが水中で沈んでいるところを発見された。今から病院に搬送されるので同行する」という内容であった。救護措置の状況等が伝えられ、発見された時点で意識不明の重篤な状況であることがわかった。少し間をおいて大学事務局長が A 引率教員の携帯電話に連絡して再度状況の確認を行ったところ、「搬送先は奈良県立医科大学附属病院で寺岡頑希さんの乗った救急車はまもなく病院に到着する頃だが、自分は別の車で病院に向かっている。現在の容体の詳しいことはわからない」とのことであった。ご自宅から病院への移動に時間がかかると判断し、その後の容体はわからぬまま、直後に家族へ搬送先の病院へ向かっていただくよう連絡した。その際の情報提供や説明は曖昧なものになった。

5-2-(2) 大学による同行学生等への対応

対策室の依頼で、実習に参加していた学生の中の3名（学生E、学生F、学生H）が15時頃、大学に戻った。■■■■進路支援部長、■■■■対策室職員、■■■■対策室参与が実習の様子、事故発生の状況を聴き取った。

翌7月30日、教育学部4回生の学生Dが教育学部現代教育学科■■■■教授とともに大学事務局長のもとを訪れ、寺岡頑希さんが事故の前夜、学生Dの下宿に宿泊していたことが報告された。

8月1日の第3回対策本部会議において実習参加学生のケアについて話し合われ、当日、■■■■現代教育学科長と■■■■進路支援部長が6名の同行学生と面談を行った。

5-2-(3) 大学による家族への対応

事故は重大なものであり寺岡頑希さんの容体も重篤なものであると判断し、■■■■大学事務局長からすぐに寺岡頑希さんの家族に連絡して事故の発生を伝え、病院に向かっていたかどうかをお願いした。事故の概況や容体など、最低限必要な情報を整理した上で連絡すべきであったが、病院へ搬送されてからの情報が不明だったことと、■■■■からの移動に時間がかかると判断し、事故が起きたことと、搬送先の医療機関名のための連絡となった。その直後に、病院からA引率教員に対して寺岡頑希さんの既往歴や最近の状態、服薬等について問い合わせがあり、■■■■大学事務局長が家族に問い合わせを行った。

一方で、詳しい状況を把握するために■■■■教育推進部係長を病院へ向かわせた。14時半頃、病院に到着して待機していた■■■■教育推進部係長より、ご家族を通じて病院の説明内容が大学に報告された。「容体はかなり重篤で、ここ数日がヤマになる。」と説明を受けたとのことであった。

18時頃には、寺岡頑希さんのゼミ担任である■■■■准教授が病院を訪れ、ご家族からお話を伺った。以降も教職員が病院を訪れる等、継続して関わりを続けた。

5-2-(4) 大学による学生・教職員への対応

7月30日に全教職員に対して、メールで事故の発生と概略を報告して、情報を共有した。メールの内容は下記の通りである。

20160730 一斉メール

全教職員 各位

前期末を迎え、お忙しい日々をお過ごしのことと存じますが、取り急ぎの連絡を申し上げます。

7月29日（金）に橿原市総合プールにおいて実施いただきました教採2次試験対策の水泳実習におきまして事故が発生し、4Eの学生が重体となっております。大学では「学園危機管理規程」に基づき、「水泳実習事故対策本部」を設置して対応にあたっておりますことをお知らせいたします。対策本部長は規定により理事長ですが、問い合わせや情報収集については、窓口を大学事務局長に一本化しております。確認された情報や、対策本部で決定した内容については、今後もメールにて連絡させていただく予定です。

何よりも入院中の学生の早期のご回復をお祈りするとともに、他の在学生に対しての心配りに重点をおいて対応していきたいと思っておりますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

畿央大学事務局長

7月31日に教育学部4回生に対して、事故の発生及び寺岡頑希さんの容体をメールで報告した。続いて8月2日に全ての学生に対してメールで報告を行った。8月5日に教育学部4回生を招集し、現代教育学科長よりあらためて事故の発生と寺岡頑希さんの容体、ご家族からのメッセージが伝えられた。メールの内容は下記の通りである。

20160731 一斉メール

教育学部4回生のみなさんへ

去る7月29日の教採2次試験対策の水泳実習において事故が発生し、本学教育学部4回生の寺岡頑希君が重体となっております。心配をしている方も多いと思いますが、ご本人やご家族の方の負担を考慮し、LINEで励ましの言葉を寄せていただくなどはかまいませんが、病院へのお見舞いは控えるようにお願いします。寺岡君のご両親からもみなさんに向けて、動揺することなく採用試験等に臨んでほしいとのお言葉をいただいています。寺岡君の早期のご回復をお祈りします。

教育学部長

第六章 事故を重大化させた原因の検証

本章では、前章までの調査結果をふまえ、本件事故が何故重大化するに至ったかについて検証した。検討チームの報告書(補－５)を中心に実習の計画段階と実施段階に分けて検証を行い、事故を重大化させた原因について総括した。

6－1 水泳実技実習の計画段階における問題点

この節では、主に第二章で整理した水泳実技実習の計画段階について、文部科学省から出されている「学校体育実技指導資料第４集『水泳指導の手引（三訂版）』」（以下「水泳指導の手引」とする。）（資料 18 参照）を参考にしつつ、教員採用試験対策を目的としている点もふまえて検証した。

大学では正課の実習等に関し、その運営や安全管理について確認や計画書の事前提出を求めていたが、一方で、担当教員などの実施者任せで行われている正課や正課外実習等も少なくなかった。本件水泳実技実習は、教員採用試験対策の年間プログラムとして計画されているものの、それまでの経緯から教員が善意の意識で実技指導を引き受けて、学生も比較的自由に参加し練習する活動となっていたため、他の実習以上に担当教員任せで実施されていたといえる。少なくともこの取り組みを実習として位置づけ、教員が実技指導を行うようになった時点からは大学が実施主体となり、実習目的や実習プログラム、安全管理に関する内容を、大学の責任で定めて実施する必要があった。以下、①から⑧は、実習の内容、目標、安全管理等について、実施主体である大学が事前・事後に確認、準備、改善等する仕組みがなかったことに起因する問題点である。

① 指導・監視を徹底させるための体制と責任分担を明確にしていなかったこと。

水泳に関する実習では、指導の場面において１対１となる可能性が十分あり、その時間帯における他者への監視が行き届きにくい。指導する者と監視する者とを分けておくことが非常に重要である。大学は水泳実習を行うにあたり、複数名の実施担当体制の方針を定め、引率者（監視）や指導者の役割と責任の分担を明確にすべきであった。そのうえで特に安全管理については、危険行為に対する対応をしっかりと意識させること等を指示する必要があった。

② 引率者の指導・監視が全員に行き届く参加人数の上限を設定していなかったこと。

計画時点において効果的な指導、安全面への対応等について配慮した受講人数の設定がなされず、引率教員に任された状態になっていた。また、A 引率教員自身も参加人数の上限を設定しなかった。

実際、参加予定者間では LINE (資料 5 参照) により以下のやり取りが交わされている。

(7 月 8 日)「(参加) 人数やねんけどどうしよう?」「あんまり多いと A 引率教員がしんどいかな?・・・」「いや、多い分にはいいらしいよ」 (資料 5 参照)

実習の計画にあたって、引率者の体制に見合った定員を設定して示すべきであった。

③ 指導者と受講生の綿密な打ち合わせが行われなかったことにより、実習目的と実習プログラムの内容について、両者に共通の理解がされていなかったこと。

本来は大学が示すべき水泳実技実習の目的と実習プログラムの内容が示されていなかった。また、A 引率教員は、第二章 2-2 で述べたように「泳げない人には指導をし、泳げる人は自由に」と説明している。一方、参加者の一人は「泳げない人には指導をし、泳げる人はフォームを確認する」との説明を聞いている。

参加予定者間では LINE により以下のやり取りが交わされている。

(7 月 27 日)「向こう行って何を教えてくれるんか知りたいって言うてたで」「ただプール泳いでみてくれるだけなんか、面接の基礎みたいにどのタイミングで礼するとか、プールの入り方とか、泳ぎ終わったら他の人待つんかとか、上がったかどうか そーゆーの教えてほしいってさ」「聞きにいつてくるわ」(7 月 28 日、実施前日)『泳ぐ』って言われたよ (笑)」「そりゃそーや」「9 時半に待ってるぞ!! って言われた (笑)」 (資料 5 参照)

大学は明確な実習目的やプログラムの内容を定めて、引率教員と受講生の綿密な事前の打ち合わせを促し、共通の理解とすべきであった。

④ 受講生が教員採用試験を受験する自治体の確認と、準備物の確認及び実習時に持参させる指示がされなかったこと。

対策室は実習の申し込み時に学生が受験する予定の自治体を確認せず、A 引率教員は当日のプールではじめて知った。教員採用試験対策の実習では、受験する自治体に合わせたプログラムの立案が重要である。実技試験の要項はもちろんだが、指定された装備等の確

認は、実習における安全対策とともに、本試験と同じものを身に着けて慣れておくことにより、本番での緊張感を少しでもやわらげることができるからである。例えば帽子は全ての自治体で必携であり、ゴーグルはすべての自治体で着用を許可されている。慣れと同時に、水泳を不得意とするものはゴーグルを着用することにより視界が随分と広がることを考えると、練習時からゴーグルを着用することは指導として重要なことである。帽子はもちろん、ゴーグル着用を望む学生には採用試験本番と同様に持参するよう指示するべきであった。本件実習では帽子を持参した者はなく、当プールでゴーグルを借りた者も複数名いた。

以下は A 引率教員からの聴き取り内容である。

学生は自分が受験するところの要項を見ていると思いますので、準備してくるというふうに思っていました。(各都道府県の要項をみてそれなりに準備してくると思っていたということで、大人扱いということではいいと思うんですけど、それを話の取りまとめをしている学生にみんなに伝えておくようにとは言わなかったんですよ。) たぶん言ってないと思います (資料 13 参照)。

大学は受講者の受験予定の自治体を事前に把握して A 引率教員に伝え、要項で示された装備を確認して実習当日に持参するよう受講生に指示すべきであった。

⑤ 教員採用試験対策にふさわしい実施施設が設定できていなかったこと。

水泳実技に不安のある学生が実習を申込みと想定すれば、実施する施設やプールの条件についても、まず安全性に配慮した施設を設定すべきであった。引率教員に施設の選択や手配をゆだね、安全面等の適切なチェックが大学としてできていなかった点は問題である。A 引率教員は本件実習について「25m を泳ぎきることが最大の目標」(資料 13 参照)と認識していたため、当初は 25m プールでの実習を予定していた。「スポーツクラブのプールは年配の会員が多く利用しており使用しにくい点や、コースが狭いので接触の危険性があることから、大学近辺の広くて混んでいないプール(樫原市総合プール)で実施することとした」(資料 13 参照)と発言している。しかしながら事故当日、当該施設の 25m プールは大変な混雑で、学生への聴き取り調査によれば、まっすぐ泳ぐのも難しい状況であった(資料 14 参照 学生 C、学生 E、学生 F、学生 H、学生 I)。A 引率教員も「25m プールは人に紛れてしまうので、本学の学生がどこに誰がいるということはつかむことができないと思う」(資料 13 参照)と述べている。当日は小・中・高校の夏季休暇期間であるから当然混雑は予想されたはずであり、そもそも教員採用試験対策の水泳実技実習に、一般開放の 25m プールを使用することは無理があったと言わざるを得ない。これらの混雑状況は下見の実行で十分察知できた可能性が高い。結果として使用することになった 50m 公認プールの水深は 1.5～1.8m であり、中央部が深くなっている。また、注意事項として、「コ

ースロープ内（6・7・8コース）では、ゴールまで泳ぐ自信のない者は使用しないください」と記載されていた。

以上のことから、大学が実習施設の選定を教員任せにしたこと、A引率教員が混雑の予想される橿原市総合プールを教採対策の実習施設に決めたうえに、初心者利用が禁止されている50m公認プールを使用したことは不適切であり、今回使用された施設は教員採用試験対策の実施施設としてふさわしくなかった。本報告書作成の最終段階で、A引率教員は過去に関係のある県立学校に相談もしたが利用させてもらえず、一般開放のプールを使うしか、自分としては利用するプールを見つけることが出来なかった。学校からの使用プールの指示もないので、自分として使ったことのあった橿原市の総合プールを使った。水泳が得意でない学生にとっては不安な深さであったと思うし、練習場所としては適切な場所ではなかったと思っていると、答えている。

- ⑥ 定期健康診断の結果を活用する等、参加者の健康状態について事前の確認が行えていなかったこと。また、当日に参加を禁止する体調やコンディションの規準について、具体的に参加者に事前に示されていなかったこと。さらに、指導者や引率者自身についても当日の健康状態等によって、実習を変更、中止するなどの仕組みが無かったこと。

受講生や指導者、引率者の健康状態は水泳実技実習の成果や安全に大きく影響する。申し込み時における参加者の既往症や健康診断結果の確認、当日の体調の確認等、事前に行うべき健康チェックのマニュアルを大学として作成しておくべきであった。また、当日の参加の可否に関する明確な規準がなく、引率者や参加者個人の判断に任されていた。当日の体調による参加の判断規準については、事前にしっかりと伝達されるべきであった。さらに、指導者や引率者自身の健康状態についても、実習の運営や安全管理に大きな影響を及ぼすため、当日の健康状態等によって、実習を変更、中止するなどの仕組みを定めておくべきであった。

- ⑦ 緊急時対応マニュアルが作成されておらず、緊急時の対応手順について関係者の共通の理解が無かったこと。

水泳実技実習の実施に関して安全管理マニュアルのみならず、緊急時対応マニュアルも作成されていなかった。水泳の実習に限らず、万が一の事故発生時に円滑、迅速に救助・救命を行えるような体制とマニュアルを大学が行事ごとに作成し、関係者全員が共通の理解をしておくべきであった。

⑧ 実習参加学生に対し、安全に対する自己管理の意識付けができていなかったこと。

受講生それぞれに、水泳実習のもつ危険性や安全実施のための基本的なことからについて事前に理解させ、自身の安全を自身で守ることを意識させるべきであった。特に、飛び込みや潜水行為には、いかに危険が伴うかを実習学生に理解（再認識）させる必要があった。入水の際の、長い時間の息止めや深呼吸を繰り返して行う潜水（素潜り）は、意識喪失や溺水の可能性が指摘されていることから、受講者と指導者いずれも十分な意識と注意が必要である。大学から受講生や引率教員に対してその注意が伝えられるべきであったし、特段の注意を行わなかった A 引率教員も、[] の専門教員として危機意識が低かったと言わざるを得ない。

以下は A 引率教員からの聴き取り内容である。

（[] の専門教員として、潜水潜行の危険性をどのように認識していましたか。またその認識を実習指導上の安全管理に活かしていましたか。）やはり酸欠になって意識が無くなるってことは考えられると思います。（学生が潜水するということがあればどのような指導をしたでしょうか。）注意を促すということが当然だと思います。（「水泳指導の手引き」（資料 18 参照）には、「長い潜水は意識障害を招く恐れから、中高では行わない」と表記されているのを知っていましたか。）特にあの。（特に見てないと言っていましたね。）はい。（資料 13 参照）

6－2 水泳実技実習の実施段階における問題点

この節では、大学からの指示・確認がされていないことを前提の問題としたうえで、本件実習の実施段階における問題の所在を明らかにした。

① A 引率教員が、開始前、参加学生の当日の健康状態についてチェックシート等で確認しなかったこと。

当日の体調の確認等、実習直前に行うべき健康チェックのマニュアルがなく、その必要性について大学から A 引率教員に伝えていなかった。A 引率教員も自ら実施すべきであったが、当日の体調や前夜の睡眠時間、朝食の摂取等のチェックも行われず、A 引率教員による観察のみで済ませていた。引率教員の目視による観察は重要なことではあるが、チェックシートや少なくとも口頭による確認を実施すべきであった。以下は A 引率教員からの聴き取り内容である。

「集合したときに様子がおかしいと見て取れる学生はおらず、健康状態や前日の睡眠時間を聞くことはなかった」（資料 13 参照）

なお、本学が学外正課授業として実施している授業科目「スポーツ実習Ⅱ（B）」においては、健康状態を確認するために健康チェックノート（別紙3参照）を作成して活用している。A引率教員もスタッフとして参加しているが、今回はその経験がいかされなかった。

② A引率教員が、参加学生に対し適正な準備運動を実施しなかったこと。

寺岡頑希さんが少し遅れてきたこともあったがすでに暑くなっていた（特に地面が熱かった）ため、A引率教員は準備運動をせず、流水プールを歩いて一周しただけで25mプールに入水している。事故を防止する上で身体のすべての部分の屈伸、回旋、ねん転等を取り入れた運動を実施すべきであった。以下はA引率教員からの聴き取り内容である。

プールに入るのもちょっと遅れましたし、かなり暑かった。その時もその辺も暑かったんで、陰で準備運動して流水プールに入ったら良かったんですけど、ちょっと遅れたこともあるし、暑かったこともあるので、そのままいったと思います。（資料13参照）

③ A引率教員が、プール入水前、指導の展開の途中、退水後のそれぞれにおいて迅速かつ正確な参加学生の人数確認を行わなかったこと。

事故を未然に防ぎ、また早期に発見するのに人数確認は重要な手立てであり、指導者は監視者や相互監視だけに頼るのではなく、名簿等を用いて適宜点呼を併用することが望まれる。A引率教員は7名の実習参加学生について常に人数を確認していたと発言しているが、口頭で点呼をしていたわけではなかった。

事故直前に寺岡頑希さんが50m地点に向かって自分の前を潜水で通過して行く時や、ゴール地点に到達した後引き上げられるまでの間、実際には把握できていないにも関わらず、A引率教員は「2人にいる」と思い込んでしまっていた。人数確認には顔色、動作等から健康状態を観察するというねらいがあり、正確に視認して点呼による人数確認を行うべきであった。

点呼による定期的な人数確認だけでは、今回のようなケースでは事故の重大化を防ぐことにはつながらない。参加者全ての状況を把握し、人数や状況に不審な点が察知された場合、至急に確認対応を取るべきであった。違和感を危機感につなげる意識を持つことや、自身の目視だけでなく複数の方法で常に参加者の状況把握を行っていれば、発見に10分

以上の時間がかかることはなかったと考えられる。以下はA引率教員からの聴き取り内容である。

人数はいつも数えていました。(指導中に点呼ということか) 自分自身が数えるということですね。人数の、学生 7 人だったので。(どのぐらいの頻度でされていたか) 結構常にやっていました。ゴールの方に 2 人が行ってからは、そこに 2 人がいるっていう自分の勝手な認識ですね。こっちに 5 人がいて。で、7 人がいるっていう。(潜水していると 2 と 5 が 1 と 5 にしか見えないとか、あれっていうようなことは。) はなれたとしてもそういう人数の確認は一生懸命していた記憶はあるのですが。(資料 13 参照)

④ A 引率教員が、バディシステム等の参加者相互による安全対策を実施しなかったこと。

引率教員が 1 名だったことは指導と監視を分けるという意味からは不適切であったが、目が届きにくい今回の実習では、参加者相互の監視が不可欠で、バディシステム等を積極的に取り入れるべきであった。今回の受講生はすべて成人であるから、その方法は組み易い状況であったにもかかわらず、具体策をとっていなかった。バディシステムはペアとなる相手の安全を意識するだけでなく、自身の安全管理の意識も高まると考えられる。A 引率教員への聴き取り調査では「緊急時の合図や安否確認は何もしていない」(資料 13 参照)と答えており、どの学生も A 引率教員からの相互監視等の要請を聞いていなかったと答えた(資料 14 参照)。50m 公認プールの専任の巡回監視員がいるとはいえ、受講生に対して少なくとも入水前、退水後に必ず相互に確認を行わせることが不可欠であった。また、表情や動作などから健康面等も相互に観察させるべきであり、異常があれば指導者に知らせよう指導しておく必要があった。今回の実習が事実上は自由練習に近いとしても、単独ではなくバディシステム等のもとで行わせ、できるだけ互いが近くで泳ぐよう指示することと、異常があった場合には、最も近い監視員や指導者に助けを求めるように事前に指示することが重要であった。また、遅くとも事前または当日に、プール監視員へ実習の実施を連絡しておくべきであった。

⑤ A 引率教員が、50m公認プールを利用したこと。

水深の深いプールでは水深への不安や恐怖感、焦燥感から泳法が乱れ、溺水してしまう危険性がある。50m 公認プールでの実習を決定する際は、受講生の泳力はもちろんのこと、身長や当日のフィジカルコンディション等をしっかりと見極めるべきであった。さらに 50m 公認プールサイドには、泳ぐ自信のない者は使用するプールではないことが明記されている看板 B・C(第四章 4-1 参照)があり、利用者の注意を促していた。教員採用試験の実技試験対策という実習の目的に鑑みて、受講生の多くは水泳が不得意、もしくは、普

段から泳ぎこんでいないことが想定でき、水深への配慮は特に欠いてはならないものである。対策室は、学生が実習を申込み際に参加者の泳力等を確認せず、また A 引率教員も当日に参加者の泳ぐ様子を短時間観察しただけであった。そのような状況において、たとえ 25m プールが混雑していたとしても、50m 公認プールで実習におよんだことは極めて不適切な判断であった。

実習に参加した学生が受験する自治体の水泳実技試験では、いずれも 50m の距離は課されていなかった。また、平成 28 年度教員採用試験の実技試験は、各自治体が設置する学校のプールで行われ、水深は「足が着く深さ」であったし、A 引率教員も過去の教員採用試験では水泳実技試験のプールは 25m プールであったことも認識していた。A 引率教員自身も 50m 公認プールを選んだことについて聴き取り調査では、深さの点で「(学生は) 怖かっただろう」(資料 13 参照) と答えている。

⑥ A 引率教員が、50m 公認プールの安全使用規則の徹底を指示しなかったこと。

水泳のみならず身体的危険を伴う全てのスポーツ実習講座等において、定められたルールの厳守は極めて当然のことであり、文部科学省の「水泳指導の手引き」(資料 18 参照)における監視の要点 5 項目の一つに、「プールの安全使用規則を無視する者には直ちに注意を与えること」とある。橿原市総合プール入場口の入場チケット売場前には看板があり、「プール使用についてのきまり事項」の一つとして「飛び込んだり、もぐったりはしないこと」と記載されている。また、50m 公認プールに設置された看板には、「一方向のみで逆行は禁止」「コースロープを持つことは禁止」等と記載されている。今回の実習参加学生の中には、ゴールに着くまでに 2 回、コースロープにつかまり立ちしていた者がいた。また、8 コースを逆方向に泳いでいる学生もいた。さらには、学生 C は潜水を行ったうえに、8 コースの 21m 付近 (A 引率教員の付近) で立ち泳ぎ状態を約 30 秒以上続けたが、いずれの学生も特に注意はされなかった。

看板に記載された施設の使用規則についての聴き取り調査で、見たかどうかははっきりしない学生が 3 名、見ていない学生が 3 名と、実習開始にあたって意識して確認していなかったことがわかる。A 引率教員は 50m 公認プールの利用が初めてではなかったが、自身が使用規則を熟知しておくとともに、学生に対して確認を徹底することが不可欠であった。50m 公認プールにおいて A 引率教員からの注意があったと記憶している学生は 2 名いたが、A 引率教員自身は注意した記憶はないと答えている。また、対策室からも A 引率教員に対して、利用するプールの安全使用規則の徹底を指示するべきで、実施主体としても問題があったと言える。

⑦ A 引率教員による統率のとれた実習と厳格な指導が行われなかったこと。

スポーツの中でも水泳は一步誤れば生命を失うことにもなりかねず、実習等で事故を避けるためには指導者の指示に従うことが不可欠である。一方、指導者は指示の意図も含めて受講生に十分に理解させ、徹底することが重要であるが、今回は十分に泳げる学生に対しては自由練習のような状況がみられ、指示に従わない学生に対して厳格に対応できていなかった。一方、「僕らも大学生だし、そこまでの目配り・気配りは要らない（学生 G）」（資料 14 参照）と考えていた学生もいたが、成人としての個人の意思を尊重することと、大学として実施している取組みにルールを設定し、守らせるということとは意味合いが違う。それぞれの学生にしっかりと安全意識を持たせないといけないという意識が薄かったことが、学生の言動から状況を推測・察知する行動につながらず、そのことが学生 C の「ずっと潜っている」という申告に対し、2 分以上対応がされなかったことにもつながっていると考えられる。

A 引率教員は、いざというときにすぐに避難できる 8 コースを練習コースとし、25m 地点まで泳ぐよう指示していたが、学生が 7 コースを泳ぐのを黙認するなど、結果として 6～8 コースを使用して実施していた。A 引率教員は聴き取りで「(8 コース以外を) 認めたのではないが、理由は分からないがなんで 7 コースを泳いできたか」（資料 13 参照）と答えている。また、中間地点を越えて進む参加者を容認し、「別コースで自分の前を通過し 50m を泳いでいるのを見ていたが、もっと泳ぎたいのだろうと考えた」（資料 13 参照）と発言している。結果として A 引率教員は、指定した 8 コースを泳ぐこと、及び距離 25m の中間点でプールから上がるということ 2 つのルールを学生たちが守らなかったことを黙認した。A 引率教員は、本報告書作成の最終段階では、「自分自身で指導することが徹底できていなかったというのが一番の原因だと思う。自分の中で気持ちが厳しい状態にならなかった。最初の実習なので、楽しくやる気持ちが強かった。安全面の意識づけをするべきであった」「普段から知っている学生たちではなかったもので、学生とのコミュニケーションが弱く、気を遣ったり、遠慮をしてしまったりしたのだと思う。前の年まで引率していた学生は、私の指示を聞いて実習をしてくれていた。そういう状況で、注意を与えることに消極的になってしまった」（資料 17 参照）と発言している。統率の取れた緊張感のある実習を行うべきであった。

⑧ A 引率教員による適切な監視ができていなかったこと。

「水泳指導の手引き」（資料 18 参照）では監視の要点の 1 つに、「水面上はもちろんのこと、水底にも視線を向けること」、「水面がギラギラ反射するような部分は特に注意すること」と記されている。水中・水底の監視の面では常に適切な立ち位置と移動が不可欠である。橿原市総合プール重大事故調査会議の再現検証によると、50m 公認プールの中間地点

で座っている場合にはプール中央付近での潜水潜行及び 6、7 コース南端水面は視認できるが、7 コース南端水底については立ちあがっても着座状態でも、わずかに視認できる程度である（橿原市報告書 7－1－（4）参照）。A 引率教員は実習前に 50m 公認プール中間地点からゴール地点の水中・水底の視界の確認も怠っており、このことは A 引率教員も反省している（資料 13 参照）。今回の実習において A 引率教員は、50m 公認プールの 25m 付近でプールサイドに上がるように指示しているものの、実態として 50m の距離を泳ぐ学生がいるのを認識していた（50m を泳いだ総本数は 14 本）のだから、太陽光線の反射も考慮してプールサイドに立ち、場合によっては移動も行って監視するべきであった。

一方、バンクに座って見るのと立って見るのでは、7 コース中央ライン上の水面からの俯角に約 2 倍の違いがある。50m 公認プールの東側からの監視カメラによる映像では寺岡頑希さんが 7 コースを潜水潜行で泳いでいくのを視認できるが、監視カメラの 7 コース中央ラインの水面への最短距離時の俯角は約 15 度で、A 引率教員がバンク上で立ってみた場合の俯角は約 22 度である（ここでは水面中央ライン上の水面と A 引率教員の目への直線とのなす角を俯角とする）。したがって、A 引率教員が寺岡頑希さんを座位でなく立位で監視していれば、水面付近の寺岡頑希さんをより明確に視認できたと考えられる。勿論、水泳指導では水中にいる者に注意が届きやすいことや、細かい身体のバランス、動きを観察するために、立つよりも座って指導する方が効果的な場合もある。しかしながら、一人で指導と監視を兼ねることを考えると、実習中の学生の位置等が見え難い場合は臨機応変に立ち上がったたり移動したりしながら指導することは不可欠であった。A 引率教員も「立って指導する方が視野も広くなり、安全面でははるかに注意できる」（資料 13 参照）と答え、座ったままでいた理由は「暑かったから」（資料 13 参照）と答えている。同じ位置に座って行う監視は確認できる範囲が限定されてしまうので、本人も「南側、ゴール側の方は逆光でちょっと見にくかった」（資料 13 参照）と認識していたのだから、場所を移動するか立ち上がる等の行動をおこすべきであった。

以下は A 引率教員からの聴き取り内容である。

（自分の前を泳いでいく寺岡頑希さんの様子を、どの位置からどのような姿勢で見えていましたか。）25m 地点のところで座ってみていた。（その時スタート側は見やすかったが 50m 地点の方は見えにくかったという認識はお持ちでしたか。）ありました。（その後、寺岡頑希さんの状況を確認しようと思いましたか。立ち上がって確認しましたか。）してないですね。（資料 13 参照）

6－3 事故を重大化させた原因の総括

これまで検証してきたように、水泳実技実習はそれまでの経緯から教育学部教員の善意

での指導協力で行われた自由練習に近いものとなっていた。学生への連絡を除いて、実習内容はほとんど引率教員任せで、目的、実施内容、到達目標、留意事項、安全対策等は明文化されておらず、大学としてこの実習の実施や安全管理に関与していなかった。計画段階における問題点のほとんどは実施主体である大学の問題であり、実習を行う前提として、大学の方針に基づく安全対策のための緊急時対応マニュアルなどが整備されていなかった。大学としての事前確認や準備など、しっかりとした関与がなされていれば、実習の対応方法の改善や実施者、引率者、参加者の意識付けなどによって、今回の事故の重大化は防げた可能性がある。

なお、教育学部教員による検討チームの報告においては、女子学生の教員採用試験対策水泳講座についての実態も確認されている。この女子学生を対象とした教員採用試験対策水泳講座の担当教員は、教採・公務員対策室担当者と連携をとり、安全面に細かく配慮した適切な運営対応を行っていたが、大学の対応としては、男子学生の水泳講座と同様に担当者任せで実施されており、大学の組織対応として改善を要する状況であることが確認されている。

実習運営に関して、健康チェックの方法、統率のとれた運営、安全対策の面において相当地に不十分であった。大学は、事前に実習運営の計画書の提出を求め、確認すべき点や改善すべき点について、引率者に対応させるべきであった。引率者が1名で監視と実技指導を兼ねる体制については見直す必要があり、一人で対応せざるを得ない場合には、参加者の相互監視等の対策を実施させるべきであった。バディシステム等の監視体制は安全管理対策の基本原則であるにも関わらず、実習中に徹底されなかったことが事故を重大化させた一つの原因と考えられる。寺岡頑希さんと他の学生とがバディシステムのペアを組み、自身と相互の安全管理に意識を持ち、練習中継続的に状況確認や異常時の周囲への伝達がされていれば、10分以上の水没は起きなかった可能性が高い。水泳等の実習においては、監視することの重要性を再認識することが体制以前の基本的な課題であり、そのことを個々の教員に意識づけることは管理者としての大学の責任である。事故を重大化させた根本的な原因は、大学が実習実施主体でありながら引率教員に、実習運営や安全管理対策を一任し、特に安全面に関する関与をしていなかったことである。

A 引率教員については、引率者でありながら監視の意識、水泳の持つ命に係わる危険性の意識が欠如していた。中間点の25m地点でプールから上がるのが指示であるならば、中間点を通過して泳いでいく寺岡頑希さんを見たA引率教員は、立ち上って移動し、寺岡頑希さんを監視すべきであった。A引率教員は、寺岡頑希さんがゴール地点に到達したのは確認していた。しかし、潜水潜行しているとは思っていなかったのも、そのまま潜っているとは思わず、また、他の学生が直後にゴールに到達して近くにいたことで、着いた後に潜りの練習かなにかの遊びをしていると漠然と思っていた。しかし、寺岡頑希さんが潜水を開始して以降、学生C以外の5名が泳ぎだすまでの時間は3分22秒であり、この間にプール内で行動している学生は寺岡頑希さんと学生Cの2人のみであったことを考えると、A

引率教員が視認のために行動を起こさなかったのは、「監視する」意識、リスクマネジメントの観念が欠如していたと言える。さらに、その場にいた学生Cから「(寺岡頑希さんが)ずっと潜っている」と聞いて、意識的に潜っていると思いこんだとのことであるが、その後A引率教員が立ち上がるまでに2分2秒が経過している。その状況でA引率教員が2分ものあいだ行動を起こさなかったのは、大切な命を預かっているという意識が、欠如していたと言わざるを得ない。引率教員が高い危機感を持って監視を行っていたら、事故の重大化は防げた可能性が高い。

第七章 本学の事故後対応・遺族対応の問題点

本章では、事故後の家族対応や調査対応過程における対応の問題点について、文部科学省から出されている「学校事故対応に関する指針」（資料 19 参照）も参考に検証する。

7-1 事故直後における家族への連絡に関する問題

A 引率教員から連絡があった時点で、事故が重大なものであり寺岡頑希さんの容体が重篤なものであるという予測はされたが、病院へ搬送されてからの詳細な情報は得ることができていなかった。本学には事故の概況や寺岡頑希さんの容体など、最低限必要な情報を整理して家族に正確に伝える責任があった（資料 19 参照）が、ご自宅から病院への移動に時間がかかると判断して事故の発生を認識した直後に家族へ連絡を行い、搬送先の病院へ向かっていただくよう伝えたが、その際の情報提供や説明が曖昧なものになってしまった。家族の精神的動揺には配慮する必要があるものの、家族に対して少なくとも意識の有無等、必要な情報を正確に伝える責任があった。そのためにも本学は、事故発生直後の家族への連絡について、危機管理マニュアルなどを作成することにより、平時から連絡方法などを本学関係者で共有しておくべきであった。

7-2 事実確認と原因究明に関する初動の遅さと事後の検証に関する問題

本件は本学の水泳実技実習中に学生が溺水してその後亡くなるという重大な事故であったが、事故直後は寺岡頑希さんの容体の推移に注意が向き、事故に関する事実確認と原因究明の重要性、そして直後に間を置かずに行うべきことの必要性を適切に認識できていなかった。前述した通り事故直後に数名の関係者に対して簡易な聴き取りを実施したものの、本来は関係者の記憶が最も鮮明であった事故後数日以内に基本調査を速やかに実施し、一次資料を作成すべきであった。以下は、関係者への聴き取り調査の方法に関する問題点であり、事故対応に関する詳細な危機対応マニュアルの整備につなげる必要がある。

事故直後の初動の学生対応での聴き取りや、平成 28 年 8 月に実施した聴き取り調査において、個々の学生から聴き取った内容について、一覧表に要点を記入していく方法をとったため、それぞれの聴き取りについて質問と申述とを詳細に記録した文書を一次資料として残せていない。また、聴き取り文書自体を報告書の一次資料として使用する考えがこの時点でなかったため、対象者に対して「聴き取り内容は報告書に反映される」という説明がされただけで、同意書による同意の確認が行われなかった（この後行われた再聴き取り調査は、聴き取り内容について報告書に反映させることの同意書による同意を得たうえで実施された）。

基本調査の結果、少なくとも教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合には、より詳細な調査へ移行するべきであったと思われる（「学校事故対応に関する指針」（資料19）参照）が、本学の調査は当初、限られた調査による情報を基に、内部の関係者だけで報告書の作成を進めた。自身の責任における内部評価、内部検証にこだわり、■■■■氏（日本プール安全管理振興協会理事長）に本学の顧問を依頼するまで、中立・公平な立場を持った外部の視点からの助言を受けることに躊躇していた。早期に詳細な調査への移行を判断し、中立・公平な外部の専門家の意見を取り入れる組織を構築していれば、橿原市等の関係組織との連携、協力の開始に2年以上、報告書の完成に7年を費やすことはなかったと考えられる。

そもそも対策本部会議は当初「事故原因を特定の個人の責任に帰属させること」と「事故原因を究明すること」を混同しており、対策本部会議は捜査機関ではない、犯人捜しをするべきではないとの観点から、「事故原因の究明」に対して否定的になっていた。遺族からの度重なる要望もあり、■■■■顧問の助言によって、やがてこの認識は改められ、事故を重大化させた原因の究明、そして再発防止に関する検討は明確に対策本部会議の目的として位置づけられていくことになる。しかし当初から原因究明に向けて積極的なアクションを起こさなかったことは猛省するべき点である。この初動の遅さと積極性の欠如が結果として長期に渡り遺族との信頼関係を構築することへの大きな妨げとなった。

7-3 遺族への対応に関する問題

事故発生直後から本学は、寺岡頑希さんが搬送された医療機関へ見舞い、事故後の出来る支援について検討し、教育的な対応を行った。一方で、遺族の求める事故の調査、検証に関しては、十分寄り添った対応をしてこなかった。遺族が橿原市に対して事故の調査検証を求めて交渉を行い、特に監視カメラ記録映像に関して粘り強く情報公開請求を行われていた時に、本学が支援、協力をしなかったことは大きな反省点となった。当事者として、また寺岡頑希さんの在籍大学として、本来は本学こそが主体的に行動を起こさなければならなかった。本学として原因究明よりも内部の再発防止を優先するあまり、遺族の真実を求める気持ちに寄り添うことができていなかったことは、心から反省しなければならない。結果的に遺族に対して情報公開請求等に関する多大な負担をかけたうえ、本学が遺族から促され受動的に対応する形となり、遺族からの信頼をさらに失うこととなったのは痛恨の極みである。

遺族は、情報公開請求の結果入手した静止画像資料を、事故の原因究明と関係者への説明に役立てて欲しいと、本学に提供している。遺族からはその後、繰り返し入手資料の本学調査への活用が要望されたが、本学は捜査機関ではないことや、当該資料に対し責任を負える機関ではないことなどを理由に、否定的な対応を続けた。本学は平成28年11月8日に遺族から静止画像資料の提供を受け、平成29年1月10日に開催された第21回対策

本部会議において、資料をもとに「報告書（第1報）」（補－1参照）の補足のための資料（補－2参照）を作成することを審議したが、それまでに約2ヶ月間を要している。さらに、資料に基づく同行学生への説明、A引率教員の再聴き取り実施にも同様に時間がかかってしまった。その後、平成29年2月3日にA引率教員に静止画像資料を示し、再度の振り返りを促したが、A引率教員が振り返りをまとめた文書を提出したのが同年5月29日であり、対策本部会議がその考察と再発防止についてまとめ、第25回対策本部会議において承認されたのが翌月6月6日である。つまり遺族からの資料提供の後、その資料に基づき振り返りを行い、それをまとめるまでにおよそ7ヶ月間もの期間を要したことになる。遺族の立場からは「大変な苦勞をして入手した資料を大学に手渡したにも関わらず、半年以上も放置された」と認識して然るべきである。すぐに行動をおこすべきであったが、この間、少なくとも大学側に必要な手続き、決裁プロセス、及びその進捗状況を遺族に適切な頻度で丁寧に情報共有をし続けるべきであった。

またこの7ヶ月間という期間を要したことの妥当性についても反省が必要である。まず資料提供を受けた直後の初動が迅速でなかったことは大きな反省点の1つである。資料提供を受けた直後に対策本部会議を開催し、資料の取り扱い方や必要な作業プロセスを決定し、即日実行に移すべきであったが、前述した通りそのようには進められなかった。その要因は複層的であり単純に1つの要因に帰属させることは困難である。しかし、ちょうどこの時期に本水泳事故をきっかけとして、実施内容を詳細に把握できていない他の実習が複数あることが明らかとなり、対策本部会議の人員がその状況確認と安全管理に関わる業務に時間を割かざるを得なかった。しかしながらそれは遺族による資料提供に対する本学のリアクションを後回しにしてよいという理由には決してならない。優先順位の付け方や同時並行的な対応を行うことについてより適切に検討が行われるべきであった。

本学の意志決定プロセスについても改善の余地があったと考えられる。重大事故であるがためにより慎重に合議的な意志決定プロセスを経ることを重視したが、結果的に「会議で承認されるまでは次に進めない」という時間を増やしてしまい、対応に要する時間をいわずら引き延ばしてしまうこととなった。「報告書第3報」の作成に向けて、少人数の関係教員による「教育学部教員による検討チーム」を対策本部のもとに置き、教員の視点による検証と実習再開への対応の検討を行った。この対応のように、報告書自体の作成においても少人数のメンバーから構成される作業チームを編成し、対策本部会議からその作業チームへ特定の作業を委任するなど、迅速性を高めるための何らかの措置を講じるべきであった。

遺族が大変な苦勞をして本学に提供された前述の資料からは、それまで知ることのなかった事実を伺うことができたが、それから1年以上の間、本学の対応は内部調査に終始し、遺族の求めに応じた受動的な対応となっていた。事故発生から2年近くの間、関係機関との協力による事故の調査検証を行うことなく、限られた調査による不完全で当事者意識に乏しい報告を繰り返すことになった。本学として、実習の問題点の究明や再発防止

を優先し、学長を含む本学と遺族の貴重な面談の機会でも、当時の本学の方針を一方的に説明だけで遺族の気持ちに誠実に寄り添うことができず、遺族に不信感と不快感を募らせ、さらなる心労を与えてしまったことはお詫びのしようもなく、本学教職員全員が心に深く刻み、反省すべき点となった。

7-4 橿原市との協力体制に関する問題

1-3-(8)で前述した通り、平成30年4月11日に橿原市から畿央大学学長あてに「橿原市総合プール重大事故に関する調査及び検証の協力について（依頼）」が発出された。同年5月31日に本学学長より橿原市長あてに「橿原市総合プール重大事故に関する調査及び検証の協力並びに協力依頼について」が発出され、大学としての本件に関する基本方針と、相互協力のための要望（双方組織の独立性を担保することや、立場を逸脱することなく対応していくこと）が示され、橿原市からの理解が得られたことで事故調査に関する協力体制が正式に具体化されることとなった。しかしそれ以降も、本学の姿勢は受動的であり消極的であった。

本件水泳事故には本学と橿原市に加え、当該プールの指定管理者とプール管理業務受託者も関係しており、事故の発生と重大化に関する責任の所在を巡り、四者間においては緊張関係にあったことは否めない。また責任の所在が明確化されにくい状況の中でそれぞれの組織が確固たる当事者意識を持ちづらい状況でもあったといえる。協力体制の構築を鈍化させ、独自調査に拘泥した要因は複層的であったが、その根底には上述した緊張関係を生みやすく、当事者意識を持ちづらくさせる基本的構造があったといえる。橿原市が重大事故調査会議を立上げ、本学に協力を依頼してきたとき、その調査方針の中に、本学の実習のありようについての調査が含まれていた。関係機関が協力し対応を進めていくことは大切なことは理解できても、他組織の責任のもとに作成される報告書に、本学が責任を持つべき内容が含まれる構成に対し、本学として見直しを求め、それぞれの責任を持つべき内容に関し、それぞれの責任で対応する。但し、協力は惜しまないというスタンスに橿原市も一定の理解を示した。

遺族は橿原市と本学とが一体となった報告書を望んでいたため、本学と橿原市との協力体制についても、十分な理解を得られるものではなかったが、組織の責任や、報告書作成後の対応などから報告書の一本化を本学として認めることはできなかった。このことに関し、もう少し丁寧に法的措置の可能性や、官民共同体のような組織の可能性を追求し、可能性は低いとしても十分に検討を行うべきであった。

それぞれがそれぞれの責任を持つべき内容に対応するとはいえ、本学は寺岡頑希さんの在籍した大学として、事故の実態と原因の究明、そして再発防止策の立案のために、自らが中心となり積極的かつ迅速に関係機関との協力体制構築を模索し、具体的な行動を起こすべきであった。特に監視カメラ映像の存在を認識した時点で本学は当事者意識を強く持

ち、それを視聴するためのあらゆる行動を即刻起こすべきであった。仮に本学がそのような行動していた場合、関係組織がどのように応じたか予測することはできないが、恐らくこれほどまでには対応が遅滞することはなかっただろうと考えられる。少なくとも本学はそのような行動を取ることはできたし、実際にそうしなかったことが遺族との信頼関係を大きく損なうことに繋がった。

樫原市との協力関係の構築には、遺族の報告書への強い意志と、そのことを受けての日本プール安全管理振興協会理事長である■■■■氏の尽力が大きくかかわっている。樫原市から本学に協力依頼がされたときには、■■■■氏は樫原市重大事故調査会議の外部専門家に就任されていたので、それぞれの組織の独立性にこだわっていた本学にとって、■■■■氏との関係性の構築に不安があり、またそのアプローチに不信感をも抱いていた。その後、様々な対応を行う中で、■■■■氏は、遺族や樫原市などとの関係構築のためには不可欠な方であることを理解し、それまでの対応について反省し、組織の独立性を維持しつつも協力関係を構築できるよう本学の「顧問規則」を改定し、中立・公平な立場を保ちつつ本学に助言を頂くことができる「顧問」に就任頂いた。就任頂いたのは、平成31年2月なので、事故発生からここに至るまで2年半を要してしまった。その後は、樫原市をはじめとする関係機関との協力関係が進み、報告書の作成につながっていくこととなった。早期にこの対応に進めていれば、これほどの時間を要することはなかったと反省している。

7-5 文部科学省等への対応について

文部科学省の学校事故対応に関する指針（資料19）を参考とし、この報告書を作成しているが、実際の事故後の対応として指針に沿った対応とはなっていない。当初より内部の判断のみにより対応を進めてきたことについては、反省すべき点である。文部科学大臣所管の高等教育機関ということでは、重大事故の発生時に、文部科学省に報告を行い、対応について助言等を求めるべきであった。また、対応頂けるかどうかは分からないにしても、奈良県の私学担当部署にも報告をし、助言を求めるべきであった。初動対応の際に、この指針が共有されていなかった状況や、独自の判断で進める対応を取ってしまった状況について大いに反省をし、今後、様々なインシデントの発生に対し、所轄庁等への報告と、広く助言を求める対応ができる仕組みを検討する。

7-6 本章のおわりに

以上、本章においては事故後における本学の対応に関する問題点と反省点について述べた。本章の内容は事故原因の究明と再発防止策の検討を目的とする本報告書には本来はそぐわないものである。しかし事故発生から7年が経過しようとするタイミングにおいてなお本報告書を完成させることができず、執筆を続けている中で本章の内容に触れないわけにはいかなかった。本学の遺族への対応は不誠実であったといわざるを得ない。

当時のことを振り返れば、適切なタイミングで適切な判断を下せていないことが随所にあったと反省され悔やみきれない。さらに遺族の声に十分に耳を傾けてこず、遺族に対して必要な説明を十分に尽くしてこなかった。遺族には子息を失ったことに加えての無用な苦悩、悲しみ、負担を与えてしまうこととなった。全て本学の不徳の致すところであり、寺岡頑希さんにご遺族に心からお詫び申し上げたい。

信頼関係は謝罪だけで取り戻せるものではない。失った信頼を少しでも取り戻せるよう本学は何を行うべきか。今回の水泳事故を教訓として事故の再発防止策を計画して実行することはもちろんのことである。そのうえで本学は、本学で学んだ学生にも得られた教訓を共有し、彼らがその教訓を活かし将来出会うであろう子どもたちを事故のリスクから救えるようになってもらわなければならないと考える。寺岡頑希さんの生命を未来に繋いでいくことこそがこれからの本学の使命である。さらに本学の使命は教育によって人を育て、研究によって人々の人生を豊かにすることである。言うまでもなく本学が誰かを傷つけ、誰かの人生を損なうということを二度と起こしてはならない。本学が誠実さを持った組織として再スタートを切るために、前述した一連の問題を猛省し、そのことを組織内で共有し引き継いでいかなければならない。今回のような事故は二度と起こしてはならないが、本学の組織としての誠実性が問われる機会は今後も必ず訪れるだろう。その時に社会から、そして遺族から信頼に足ると評価されうる本学であることを目指さなければならない。そのための不断の努力を重ねていくことをここに誓いたい。

第八章 再発防止の取り組みのまとめ

本章では、今回の事故を踏まえた再発防止のための危機管理と安全対策について、現在の改善点と今後の対策を説明する。

8-1 大学における実習等の危機管理と安全対策

今回の事故の発生を受けて対策本部は、畿央大学に対して学外で実施される正課、正課外のすべての実習及び演習、イベント等（以下「各実習等」。）の危機管理と安全対策について、しかるべき対応を求めてきた。その基本的な考え方や取り組みは、以下の通りである。

- 学外で実施される各実習等に関し、実態としてどのような運営が行われているか総点検すること。
- 上記の運営内容について系統的に整理し、分析したうえで、リスク度合いに応じた安全対策基準を策定すること。
- 安全対策基準には、運動を伴う実習等の際には参加者の健康状態を確認することや、目的に応じた事前説明の実施、参加者数に応じ引率者を複数にすることなどを盛り込むこと。
- 各実習等について、安全対策基準に当てはめ、準備段階で必要な措置を講じること。また、措置が講じられているか担当部門より確認すること。
- 各実習等のリスク度合いに応じて実施後の評価を求めることを安全対策基準に盛り込むこと。
- 当てはめられた安全対策基準を満たせない各実習等については、実施を認めないこと。
- 各実習等の現状把握と安全対策の見直しを全体として推進する実施主体・組織を速やかに確定し、規則を制定したうえで全学に周知し実行すること。

これらを受け、大学運営協議会が、各実習等の現状把握と安全対策の見直し及びより安全な実施に向けての制度策定を行ってきた。大学運営協議会によって策定された対応ルールは、学内決裁を経て全学に周知され、正課・正課外を問わず安全管理の必要なイベントについて、実施起案時点で実施計画書を提出することとなった。また、大学事務局内を回付される際、大学総務部長、大学事務局長等の確認、指摘が入り、事前に安全運営が実施者に意識される制度に改めた。以下はその経緯である。

- ① 平成 28 年度第 24 回大学運営協議会（H28.10.4）において、対策本部の「報告書（第 1 報）」（補-1 参照）を共有し、大学に求められた再発防止の検討、策定主体となるこ

とが承認された。

- ② 第26回大学運営協議会（H28. 10. 18）において、再発防止対応のラフスケジュールと、現状把握のため全学に依頼する「学外実習等ヒアリングシート案」が、提案され、実習におけるヒヤリハット経験を重点的にヒアリングするべきとの意見が出された。
- ③ 第27回大学運営協議会（H28. 10. 25）において、「学外実習等ヒアリングシート」のフォーマットが承認され、学内への依頼方法、返信締切日（11/21）、取りまとめ方法等について決定した。
- ④ 全教職員に依頼するメール文書の内容に関し、対策本部の構成員で検討し、11月2日に本学総務部長より全教職員に一斉メールにて学外実習等の調査について、大学運営協議会からの依頼文書を送信した。
- ⑤ 第29回大学運営協議会（H28. 11. 8）において、学内外でイベント（正課、正課外含む）を実施する際に必要な様々な内容について、個別の申請書、届出用紙、口頭依頼等によって運用されている状況を、一つの実施計画書にまとめるフォーマット案が提案された。諸手続きについての運用改善目的だけでなく、現在検討を進めている学外実習等の安全管理に関しても、最終的にこのフォーマットに集約していく方向性が示された。
- ⑥ ひとまずは再発防止対応とは切り離し、イベント・行事等の適正運用を行うための方策として統一フォーマット（「イベント等実施計画書」）の試験運用（平成29年度より本格運用予定として）について学内決裁をとり、学内一斉メールによる通知を行い、平成28年11月9日に試験運用を開始した。これ以降、学内外イベント等の実施決裁や準備等についての問題提起、事務局への協力要請、実施計画書の要不要等に関し、実施現場レベルでやり取りや対応方法の具体的検証が進んだ。
- ⑦ 第32回大学運営協議会（H28. 11. 29）において、「学外実習等ヒアリングシート」の集計状況について報告された。学外のイベントに関し、内容、規模や危険度合において様々なレベルのものが混在された状況であり、検討しやすいように構成を検討することとした。
- ⑧ 第35回大学運営協議会（H28. 12. 20）において、対策本部会議の状況を共有し、再発防止対応以外の大学として検討、決定していく必要のある事柄を確認した。
- ⑨ 平成28年12月から平成29年2月にかけて、大学運営協議会事務担当部署である大学総務部において、安全管理対応の事例や分類等に関し、ネット上での情報収集を行い、本学の現状の実習等の手引きや事前説明資料も詳細確認し、有効に運用が可能な方法について、試験運用を行っているイベント等実施計画書の状況もふまえ、具体的な案を検討した。
- ⑩ 第45回大学運営協議会（H29. 3. 7）において、「学外実習等ヒアリングシート」のヒヤリハット分類によるレベル分け、ヒヤリハットに対する具体的対策の可能性、対応

案の資料が提出された。リスクレベルを3段階にとり、それぞれのレベルに応じた対応案が提案され、意見交換がなされた。

- ⑪ 第48回大学運営協議会（H29.3.28）において、試験運用している「イベント等実施計画書」にリスクレベル設定項目と、安全管理措置対応の事前確認機能を組み込んだフォーマット及びその運用方法について提案され、運用方法に関し、色々と意見交換がされたが、運用しながら細かいルールは早急に設定していくという前提で、本件運用について承認した。
- ⑫ 「イベント等実施計画書」にリスクレベルの設定とそれに伴う安全管理措置、チェックリスト等を加えた内容で、平成29年度より正式運用を行うことについて学内決裁を取り、3月31日に学内一斉メールにより4月1日付けで正式運用を行うことを通知し、運用を開始した。

正式運用の説明文及び「イベント等実施計画書」のフォーマットは別紙2の通りである。

8-2 水泳実技実習の危機管理と安全対策

今回の水泳実技実習を担当したA引率教員は、

そのような経歴ゆえに、大学は実習実施のほとんどすべてを個人任せにしてきたが、一個人に大きな責任を委譲する大学の組織体制の在り方に課題を残した。教育学部教員で組織された検討チームでは、本件事故の客観的な検証と実習再開に向け、水泳実技実習の在り方について詳細に検討した（補-5参照）。その検討を基に、この節では、今後教員採用試験対策として「教採水泳講座」を実施していく場合の進め方と危機管理、安全対策について以下の通りまとめた。

8-2-（1）計画段階

この項では実習を新たに「教採水泳講座」として再開する場合の、計画段階における危機管理と安全対策について説明する。

- 1) 目的の確認と指導担当者、参加学生数の人数上限の設定
教採水泳講座に関しては、次の学生の参加が想定される。

ア) 元々泳力に不安のある学生

イ) 泳力はあるが、受験自治体の実技内容に不安のある学生

ウ) 泳力及び受験自治体の実技内容への対応力はあるが事前に準備等の必要な学生

そこで、上記3通りの学生のどこまでを対象として実施するのかという実習目的の確認と、そのための指導担当者の選定、参加者数の人数上限の設定を対策室からの提案を基に、教採・公務員対策室運営委員会で決定する。教採水泳講座の指導担当者は、必ず複数の者とし、実習目的や参加学生の人数、水泳の経験や泳力、指導・監視体制を基に、人数の設定や人選を行う。

2) 「教採水泳講座連絡会（仮称）」（以下「連絡会」とする）の設置

「教採・公務員対策室運営委員会」のもと新たに、教採・公務員対策運営委員長（連絡会の責任者を兼ねる）、現代教育学科長、本学体育専門教員、指導担当予定者、連絡会責任者が必要と認めた者、から構成される「教採水泳講座連絡会（仮称）」を設置する。連絡会は、以下に述べる参加学生の健康状態の確認や到達目標の設定など、計画段階での確認や詳細な内容の決定を行う。なお、学生へのアナウンス、申し込みの受付、参加学生の一覧（顔写真を含む）等の事務は、対策室が行う。

3) 到達目標の設定

教採・公務員対策室運営委員会で決定された実習目的をふまえ、受験自治体の水泳実技実施要項に基づき、個々の参加学生の到達目標を設定する。各自治体で示されている実技試験に対応できる一定の技能を身に付け、参加学生が安心して教採の実技試験を受けられるようにするためである。例えば、平成28年度大阪府の試験実施要項では、以下の内容が要項で公表されている。

25m 泳法問わず・水泳帽、水着・水中からのスタートの勢いとスムーズさ、スピード感、フォーム、呼吸の仕方

泳法・泳ぐ距離・観点・持ち物を指導担当者と参加学生が熟知したうえで到達目標を設定し、指導担当者と参加学生で共通理解としたうえで実習に入る。参加学生は、実技試験に対する自己の泳力を知り、複数回設定された教採水泳講座に参加し、個々の到達目標に届くよう努める。

4) プールの選定

教員採用試験の水泳実技会場は各自治体が設置する学校のプールであり、いずれも自分の足が着く水深で保たれている。なお、奈良県の水泳試験会場の選定基準では水深に関する直接的な規定はないが、25mプールと推察される。試験は25mプールにて、水中からのスタートとなっている。これにしたがってプールの選定を行うが、水深や実習当日のプー

ル混雑状況などをしっかり考慮する。参加学生の大半が水泳を不得意、もしくは、普段から泳ぎこんでいないと想定されることから、水深への不安や恐怖感、焦燥感から泳法が乱れ、溺水してしまう危険性を避けるため、スタート地点の水深が 1.5m、25m 付近の水深が 1.8m とされる競技用 50m プールなどは、参加学生の身長や泳力をしっかりと見極めて選定する。

5) 参加学生の健康情報、水泳の経験や泳力等の情報の収集と確認

水泳は、水の中で全身を使い、水温、気温の影響を受けながら展開される運動のため、参加学生の健康状態によっては事故につながりやすい。水泳に適する健康状態であるかどうかを必ず事前に確認しておく。また、当然、参加学生の水泳の経験や泳力についての情報も重要である。

そのために、参加学生の定期健康診断をチェックし、申し込みにあたっては健康情報や水泳の経験や泳力について、情報収集を行う。実際は申込書などによって提出させることになるが、大学生の場合は、小中学校と違って学級担任などによって日常的に健康観察等を行っているわけではない。したがって、申込書を書かせる際も、些細なことであっても申告しておくことや、気になる場合は医師等の診察を受けることなどを伝えておく。また、参加を認めない具体的な基準を事前に参加学生に示しておく。

6) 指導計画の作成、当日の安全管理体制の設定と確認

指導担当者は、参加する学生の水泳の経験や泳力、教採受験自治体の水泳実技試験要項、特に実技観点、泳法、距離を確認し、指導方針や計画を立てる。また、当日の安全管理体制として、監視体制、健康状態の確認、緊急時連絡方法等のマニュアルを作成する。指導計画と当日の安全管理体制については、連絡会において確認するとともに、連絡会責任者は、大学のイベント等実施計画書を提出し、承認を受ける。

7) 指導担当者の準備物

参加学生の名簿（学籍番号、氏名、緊急連絡先、受験する自治体）、参加する学生の受験する自治体の水泳実技試験実施要項、緊急時マニュアル、利用するプールの案内図・避難経路図等を準備する。

8) 事前打合せと構成員

実習に際し、連絡会の責任者、指導担当者、対策室の担当者、参加学生で事前打合せを実施する。事前打合せでは、実習の目的や到達目標、計画、健康状態や水泳の経験、泳力、持ち物の確認及び水泳実習のもつ危険性や安全な実施のための基本的なことがらの説明を行う。特に、到達目標について指導担当者と参加学生の間で共通理解とする。また、自身の安全を自身で守ることや相互監視の重要性を意識させるようにする。

さらに、当日は指導担当者の指示に従うことや、当日に向けて体調管理に留意すること等の指導についても徹底する。事前打ち合わせに無断欠席した参加学生には、当該講座への参加を認めない。

9) 参加学生の準備物

帽子（全ての自治体で必携）、ゴーグル（試験あるいは練習で必要な場合）、耳栓（試験あるいは練習で必要な場合）、シャツ・短パン（待機中に水着の上から着用）、水着（指定の場合もある）等を準備するよう指示する。その他、受験する自治体に合わせて準備物を確認し、それらを講座時にも持参させる。ゴーグルが必要と思う参加学生は、試験本番と同じように持参する。

8-2-(2) 実施運営段階

この項では教採水泳講座の実施運営段階における進め方と危機管理と安全対策について説明する。

1) 当日開始直前の所作

① 実習目的の確認

実施する教採水泳講座の目的及び実施内容を開始時に再度伝え、実習中は担当者の指示に従うことを確認する。また、個々の参加学生が、自分の到達目標を再度意識できるように声掛けをする。

② 健康状態の確認

引率者・指導者を含む参加者の健康状態を確認する指標として、体温・朝食の有無・睡眠時間・排便及び下痢の有無・現在の体調（頭痛・腹痛・咳・鼻水・吐き気・めまい・胸痛や四肢の痛み・足のむくみ等）・精神状態・ストレス度合いなどが挙げられる。担当者は体温計等を持参する。また、参加学生の運動・休息・食事・睡眠に係る生活バランスは、講座当日の心身の健康状態を予測するのに役立つものと考えられるので、講座実施当日におけるこの点のチェックのみならず、実施に先立つ指導も必要である。以上の指標及び関連情報に基づき、1項目でも健康状態に疑いがある参加学生に対しては、受講を認めないこととする。また、この内容を案内時に学生に知らせておく。

③ 当該プールの注意事項・禁止事項等の確認

担当者及び参加学生は当該施設及び使用プールの注意事項・禁止事項等を確認して共通認識としておく。

④ 実習コース及び泳法の再確認

担当者はコース、実習エリア、水泳距離等を指定し、参加学生はこれを順守する。なお、長い潜水は意識障害の危険があるので、小中高では行わないことを念頭におく。ま

た担当者は、プールサイドを移動するときにも、基本的にプールの方を向いて移動する。

⑤ 準備物と禁止事項の再確認

担当者は参加学生が持参した準備物の確認を行うとともに、当日の禁止事項について必ず確認を行う。

⑥ ウォーミングアップ

すべての運動でのウォーミングアップの必要性は言うまでもないが、特に水泳においては「水泳での準備運動は事故を防止するうえで不可欠である」とされる。具体的には、身体のすべての部分の屈伸、回旋、捻転などを取り入れた運動、筋肉を十分に伸ばすような運動、筋肉をリラックスさせるような運動、クロールの腕の動作、平泳ぎの腕・脚の動作を模倣させる運動等を必ず実施する。

⑦ 休憩時の注意事項

休憩時は疲労の回復に努める。特に盛夏や紫外線の影響が強いと考えられるときは、タオルで体を覆う、休憩テントの中で待機する等の配慮を行う。また、激しい運動の際や水温が高いときは熱中症の危険があるため、十分な水分補給を促す。気温や水温が低い場合は、衣服の着用や、運動を取り入れる等の対策を行う（資料 18 参照）。

2) 監視体制

指導担当者と監視者を分けて役割分担を行ったうえで、指導担当者の立ち位置は、安全面と学習指導効率の両方を考慮して決めること。すなわち、一斉学習指導を採り入れるなら、実習環境及び参加学生の全体が視野に入る立ち位置であることを基本とする。指導担当者は参加学生がプールに入っているときはプールサイドを移動するときにも必ずプールの方を向いて（進行方向ではなく）、常にプールにいる参加学生から目を離さずに歩く。

一方、監視者は、何より、安全面を考慮して決めること。実習環境及び参加学生の全体が視野に入る立ち位置を、監視者間で調整し、自身の監視範囲から目を離さず、集中して監視を行う。

また、参加学生の泳力の個人差に対応するために個別や班別の学習指導を行う場合には、対象学生以外の者の安全にも十分に配慮する必要がある。例えば、相互学習ではなく指導者が直接指導を行う場合には、等質な複数班が交代制で水中での訓練を行う方法が一般的である。技能（泳法）の学習効率は、体力の向上を意図したトレーニングとは異なり、一定の休息を挟むなどした完全回復を条件とする中で最大となりうる。したがって、技能（泳法）の獲得や向上を意図した訓練では、休息待機を交えた交代制で行うことによるメリットを考慮する。

加えて、参加学生相互の安否確認の方法、つまりバディシステムを組み、入水前、退水後に必ず相互確認を行わせること（バディの方法は様々である）。ここでは表情や動作なども観察させる必要があり、異常があれば監視者や指導担当者に知らせるよう指導してお

く。また、担当者はバディシステムだけに頼るのではなく、入水前、退水後に出席簿や班別の名簿などを用いての点呼を併用することが望まれる。

なお、自由練習を実施する際には単独で行わせず、ここでもバディの者で行わせ、できるだけ互いが近くで泳ぐよう指示すること。異常があった場合には、最も近い監視員や指導担当者に助けを求めるよう指示すること。

監視者と指導担当者は参加学生の安全確認のため、水面上はもちろんのこと、水中、水底にも視線を向ける必要がある。また、安全面の上から、担当者の指示に沿わない行為を行う参加学生を放置せず、厳しい指導的配慮をとること。また、教採水泳講座実施時における担当者の指導法、行動、言動、監視体制が、参加学生が教員となった際のモデルとなるという意識を持ち、教採水泳講座に臨むこと。

3) 緊急時の対応

○ 担当者の対応

緊急時において指導担当者は躊躇せず 119 番通報を行い、プール管理者と連携して心臓マッサージ等の応急処置を行ったうえで、以下の対応をとる。

- ① 大学に電話連絡して事故等の説明（5W1H）を行うこと。
- ② 他の参加学生への明確な指示を行うこと。
- ③ 経緯等の覚書を行う（応急手当等を優先しつつも、事故の発生状況や事故後の対応及びその結果について適宜メモを残すことを心掛け、対応が一段落した時点でメモを整理する）。（参考資料「学校事故対応に関する指針」文部科学省（平成 28 年 3 月））
- ④ 大学から指示された教職員が到着するまでは当該学生等から離れないこと。
- ⑤ 合流した教職員と打合せをして、どちらかは当該学生の側にいること（できるだけ担当者が付き添う）。

○ 大学の対応

- ① 指導担当者から電話連絡を受けた大学は、直ちに保護者等への連絡対応責任者 1 名を決め、その者に情報を集中させ、保護者等に伝えるようにする。
- ② 保護者等への第一報については、迅速性を優先しつつ、その時点で確認できている安否情報（意識の有無等）について正確に伝える。「…だと思う」、「…かも知れない」等の発言は絶対に避ける。また、保護者等への連絡窓口、連絡方法を必ず確認し、継続的に情報の交換を行う。
- ③ 指導担当者が当該学生の居場所から離れる際には学生の保護者等に離れる旨を必ず伝えておくこと。
- ④ 大学事務局長及び現代教育学科長は指導担当者の所在を常に把握しておくこと
(注) 事故等が大学休業日時の場合の確実な連絡方法を決定しておくことと、同時に参加学生の緊急連絡先の在り方も検討すること。

- ⑤ 重大な事故等が発生した際には、被害者への様々な対応のみならず、保護者等関係者、関係学生及び関係教職員へのメンタルサポート体制を、事故直後から構築する。

8-3 全学共通科目「スポーツ実習Ⅱ（B）」との連携

畿央大学が学外で実施するスポーツ関連の実習・講座には、ここまで述べてきた教育学部の教採水泳講座のほかに、全学共通の正課授業科目（選択科目）である「スポーツ実習Ⅱ（B）」がある。「スポーツ実習Ⅱ（B）」は平成26年度から夏期と冬期の2回開講し、夏期には滋賀県琵琶湖でカヌー・ヨット・ウインドサーフィンの全三種目の実習を実施し、冬期には長野県[]でスキーまたはスノーボードのどちらか1種目を参加学生が選択する（夏期は当水泳事故以降中止。冬期はコロナ禍以降中止）。湖や雪山など自然体験活動の現場で推定できるリスク対策や安全管理のため、体育科教員、学校管理下の安全教育を研究テーマにしている教員に加えて畿央大学の多くの教員（医師、看護師、理学療法士、管理栄養士等）もスタッフとして加わっている。また、過去の参加学生にサポーターを依頼し、実施段階から再三の打合わせを行い、リスクを少しでも少なくする努力を重ねている。教採水泳講座が個々の担当者の裁量にゆだねられた実習となっていたのに対して、本授業では多くの教員やスタッフで安全管理を行っている。その中で培ってきた経験が（A引率教員もスタッフの一員であったにも関わらず）、今回の事故を起こした水泳実習に十分には活かされていなかった。「スポーツ実習Ⅱ（B）」の経験を活かし、連携を図ることにより、水泳実習の危機管理と安全対策も充実するものとする。

8-4 教育学部の水泳の指導

教員採用試験対策とは別に、教育学部の正課カリキュラムの中で水泳についての安全教育をどのように行っていくかを検討するために、平成31年1月24日の教育学部会議において水泳講座検討チーム（学科長、体育科教員、学校現場での指導経験のある教員等で構成）が設置された。

そして、水泳講座検討チームにより、令和元年7月28日（日）に[]のプール等を借り、「小学校水泳指導力養成講座」を初めて実施した。本講座は、本学として水泳事故を二度と起こさないようにするとともに、本学の学生に子どもたちの命を絶対を守り、安全に水泳運動を行う指導力を身につけることを目的としたものである。具体的には、小学校体育科運動領域「水泳運動（高学年）」で扱う運動（安全確保につながる運動、クロール、平泳ぎ）を中心に上げ、児童の視点と教師の視点を往還させながら、水泳指導に関する手順や学習指導に関する方法の基礎の習得を目指した。

当日は、2年生以上の学生14名（男子3名、女子11名）が受講。体調チェックの後、まず、教室で本学体育科教授より、水遊び・水泳運動の目標や内容の説明とプール施設・

設備の安全管理、児童の健康管理等について、手動式人工呼吸器や救命浮環などを実際に確認しながら講義を実施。その後、プールで水泳指導の手順に沿って実際に学習を進めた。また、本学教員に加え、日本プール安全管理振興協会理事長で本学の水泳実習安全管理担当顧問の■■■■氏、■■■■の小学校水泳指導の中心的指導者のお一人である■■■■氏をゲストティーチャーに、また見学者として■■■■氏を迎え、専門的な視点より指導・助言をいただいた。参加学生は、講義も実習も積極的に参加し、「指導と監視を分離する」という安全管理を徹底した水泳の指導力が身に付いたとの感想があった。

なお、この講座は継続して実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の広がりによって中止となった。

令和2年7月29日の教育学部会議で「水泳講座検討チーム」は「水泳講座実施委員会」と名称変更が承認された。令和4年12月現在、水泳講座実施委員会において、令和5年度から大学近隣のプールを借りて「小学校水泳指導力養成講座」を再開する計画が進められており、内容としては、学生がプールでの安全指導を学ぶ講座と、泳力・泳法を身につける講座の2講座を実施する予定である。

この「小学校水泳指導力養成講座」は、今後、試行を重ねて成果と課題を整理し、本学の授業科目、例えば「体育科指導法」「保育内容の研究（運動遊び）」、新規科目（例えば、水泳実習＜集中＞）等で実技に関わらず水泳等を取り扱うことも検討するとともに、今後、設置されることとなる教採水泳講座連絡会（仮）と相互に連携・協力、調整し合いながら進めていく予定である。

補章 報告書（第1報）から報告書（第3報）改定版までの位置づけ

本報告書は、「報告書（第1報）」、「補足資料」、「報告書（第2報）」、「報告書（第3報）改定版」及び「検討チームの報告書」をふまえて作成された包括的な報告書である。これらの旧報告書は、今回の事故を強く記憶にとどめ、大学自体の自助努力を示すことに主眼をおいていた。本報告書は、旧報告書では十分に果たせなかった詳細な事実の検証を行い作成したものである。「報告書（第1報）」、「補足資料」、「報告書（第2報）」、「報告書（第3報）改定版」については、確定後、遺族に説明のうえ渡され、その後、橿原市他関係機関に共有され、双方の報告書の作成にあたり、引用等がされている。

補一 1 報告書（第1報）について

対策本部として最初にまとめた「報告書」（本報告書では「報告書（第1報）」とよぶ。）は、本件事故について、学園としての事実確認を行い、再発防止対応を決定・実施する目的で作成し、平成28年9月30日に内部決裁し確定した。この報告書は、対策本部に、学園顧問弁護士を加えた構成員にて作成した。内容は以下のとおりである。（誤植等について修正せずそのまま記載している。）

報告書

1. 報告書の意味合いと作成者について

この報告書は、畿央大学（以下「本学」とします。）教採・公務員対策室（以下「対策室」とします。）が、平成28年7月29日に橿原市総合プール（奈良県橿原市雲梯長323-2）にて実施した「教員採用試験対策水泳実技指導」中に発生した事故について、学校法人冬木学園（以下「学園」とします。）としての事実確認を行い、再発防止対応を決定・実施する目的で作成する。この報告書は、事故発生当日に「学園 危機管理規程」に基づき設置された「水泳実習事故対策本部」に、学園顧問弁護士ではあるが第三者を加えた構成員にて作成した。

2. 「教員採用試験対策水泳実技指導」の目的と実施推移について

本学では、教育学部現代教育学科を中心として、小学校教諭等の教員養成課程を編成し、教員を輩出している。教員を目指す学生の希望実現・進路保証のため、当該学科に所属する教員や、大学事務局進路支援部の下に組織された対策室の職員が連携を取り、様々なアプローチで対象学生をサポートしている。

小学校教員採用試験には一般教養及び小学校全科の専門科目が課されるのが一般的で、更にその上に自治体によっては実技試験が課される場合も少なからずある。実技試験には、ピアノ実技・絵

画実技・体育実技（水泳、マット運動、鉄棒など）等がある。これらの実技が苦手な学生をサポートするため、様々な指導を行っている。その一つである水泳の実技指導に関しては、学生からの要望を受け、当該学科と当時の大学事務局長が相談し、当該学科に予算を編成し、平成 21 年度より対策室（当時は「教職支援センター」（対策室の前身）という組織であった。）が事務処理を担当し、スタートした。平成 21 年度と平成 22 年度は、水泳技術の高い他学科の学生に指導を依頼し、本学にはプール施設がないため外部の施設（「XXXXXXXXXX」）と利用契約（学生の施設使用料の割引のため）を行い、実施していた。学生中心の活動となっていたため、平成 23 年度と平成 24 年度は、対策室では練習状況が把握できておらず、契約をしていた施設に確認したところ、利用状況がよいことが分かった。そこで平成 25 年度は、対策室よりプールの割引について学生に案内を強化したところ、数名の学生が個別に教員に実技指導の依頼をし、教員が自主的に引き受け、教員参加型での実施が始まった。平成 26 年度に、もう 1 名別の教員から実技指導の受諾申入れがあったので、対策室としてもこの実習について対象学生に対し、メール等でのアナウンスを行うようになった。その後、平成 27 年度と平成 28 年度に関しても当該 2 名の教員が継続して実技指導を引き受け、対策室からメール等にて学生に担当教員や実施手順等のアナウンスを行い、実施している。以上のことから本件実習は、本学としての教員採用試験対策の一環として年間プログラムに記載し計画しているものであるが、その実施・運営に関し、対策室は手続き案内、担当教員の依頼による補助的業務（希望者受付、教員への取次、学生への連絡等）の事務処理を担当し、教員はボランティア精神によって指導担当として志願し、学生も自由意思で参加し実施する性質のものとなっている。

3. 事故発生の経緯について

(1) 関係者について

寺岡頑希（てらおかげんき）さん	教育学部現代教育学科 4 回生（以下「寺岡さん」とします。）
XXXXXXXXXX さん	教育学部現代教育学科 4 回生（以下「 XXXX さん」とします。）
XXXXXXXXXX さん	教育学部現代教育学科 4 回生（以下「 XXXX さん」とします。）
XXXXXXXXXX さん	教育学部現代教育学科 4 回生（以下「 XXXX さん」とします。）
XXXXXXXXXX さん	教育学部現代教育学科 4 回生（以下「 XXXX さん」とします。）
XXXXXXXXXX さん	教育学部現代教育学科 4 回生（以下「 XXXX さん」とします。）
XXXXXXXXXX さん	教育学部現代教育学科 4 回生（以下「 XXXX さん」とします。）
XXXXXXXXXX さん	教育学部現代教育学科 4 回生（以下「 XXXX さん」とします。）
XXXXXXXXXX 講師	教育学部現代教育学科所属（以下「 XXXX 講師」とします。）
XXXXXXXXXX 職員	進路支援部教採・公務員対策室所属（以下「 XXXX 職員」とします。）

(2) 本件実習の実施に至るまでの経緯について

平成 28 年 3 月 10 日に開催された「平成 27 年度第 4 回 教採・公務員対策室運営委員会」（XXXXXXXXXX）

記し、再度連絡した。

7月13日に、■■■さんは学内で■■■さん、■■■さんと話し、7月22日は試験が近いので29日に変更することとした。■■■さんはそのあと対策室に行き、■■■職員に■■■講師の水泳実習の日程が決まったことと、■■■さんと■■■さんが申込対応をすることを伝えたので、7月14日12:11に、■■■職員は電子メール（資料7）で対象学生に、教員採用試験関連連絡の1項目として、■■■講師の水泳指導の日程が7月29日9:30（現地集合）と決まったことと、■■■さん、■■■さんが参加申し込みの対応をすることを連絡した。

7月22日に■■■さんは、■■■職員に参加希望の学生が集まらないことを相談し、■■■職員はいつまでも募集しても仕方がないので期限を切って再度一斉に案内をすることを話し、7月25日11:04に、■■■職員はメール（資料8）で対象学生に、教員採用試験関連連絡の1項目として■■■講師の水泳実習について申込期限を7月26日として、再度連絡をした。対策室からの■■■講師の水泳指導に関する連絡は、このメールが最後の連絡であった。

7月25日に■■■さんと■■■さんの間（LINE）で集合時間（9:30）の確認や、集まりが悪いことがやり取りされた。■■■さんの参加は■■■さんが直接聞き、■■■さんと■■■さんの参加は■■■さんが聞き、■■■さんに伝えていた。

7月27日に寺岡さんと■■■さんの間（LINE）で、当日の実習内容を確認したい人がいることがやり取りされ、寺岡さんが■■■講師の研究室に聞きに行ったが不在であったことがLINEで伝えられた。

7月28日に■■■さんは■■■講師の研究室に行き、実習の内容を聞いたところ、泳げない人には指導をし、泳げる人はフォームを確認すると言われた。（■■■講師は「泳げない人には指導をし、泳げる人は自由に泳ぐと言った」と発言している。）その日の夕方、■■■さん、■■■さん、■■■さんの間（LINE）で、LINEグループの4人と3人（の計7人）で行くことや、寝坊しないようにしようということがやり取りされた。

7月28日の23:00頃、寺岡さんは■■■さんの下宿（近鉄「五位堂」駅周辺）に行った。寺岡さんは、■■■さんの下宿にはよく泊りに行っていた。その日は二人とも食事を済ませていたので飲食はせず、色々な話をしていた。■■■さんは、寺岡さんが29日に当該プールに行くことは知っていた。7月29日の4:00頃、寺岡さんが眠ったので■■■さんも寝た。

7月29日の6時頃に■■■さんは目覚めた。寺岡さんが8:17の電車に乗ると言っていたので8時頃起こしたが、もう少し寝かせて欲しいと言われたので、そのまま寝かせて自分は家を出た。

7月29日の9:03 LINEに、寺岡さんからバスに乗り遅れたことの連絡が入った。■■■さん、■■■さん、■■■さんの3人がゲート前に到着し、そこに■■■さん、■■■さんが合流し、■■■さんが到着して、■■■講師は寺岡さんが遅れてバスで向かっているのを知り、自分と学生7名分のチケットを購入した。ゲートが開いても寺岡さんは到着せず、全員で待った。9:45頃寺岡さんが到着したので、みんなで当該プールの建物に入った。集合したときに様子がおかしいと見て取れる学生はおらず、健康状態や前日の睡眠時間を聞くことはなかった。

(3) 水泳実習の状況について

更衣室で着替えて全員一緒にプールサイドに出た。プールサイドの床面が相当暑かったので、すぐに「流水プール」(資料9①)に全員で入り、ウォーミングアップのため全員がそれぞれ「流水プール」を一周した。和気あいあいとした雰囲気の中、リラックスした様子であった。

その後、「25m プール」(資料9②)に移動し、距離の短い方向で、クロールや蹴のびの練習をした。片方から順番は適当に蹴のびで泳ぎ出し、■■■■講師は反対のプールサイドにいて、到着した学生にアドバイスをする。全員着いたら■■■■講師が逆のプールサイドに行き、行きと同じように泳ぎ、指導するという方法で行った。■■■■講師は、寺岡さんが相当に上手だったので水泳をやっている学生だと感じた。他の学生は、寺岡さんの水泳の上手さを理解していた。寺岡さんは実習中、他の学生に色々と水泳の指導をしていたが、全員違和感なく寺岡さんに指導を受けていた。寺岡さんは「25m プール」で他の学生に、以前は 50m を潜水で泳いでいたことなどを話し、他の学生は(以前水泳を習っていた■■■■さんも含め)寺岡さんの水泳のレベルは相当高いと意識していた。5 往復程度行い、休憩することとしプールサイドに上がったところで、当該プール自体の休憩(休憩時刻 10:30~10:50)に入った。

「25m プール」は遊んでいる客も多く、練習しにくい状況であったことと、自治体によっては 50m の水泳試験が課せられることから、「50m プール」(資料9③)に移動して練習することとなった。移動中に寺岡さんは、どこかに置いていたペットボトル(2L)のスポーツドリンクを取ってきて飲んでいて、移動前にトイレに行った■■■■さんがはぐれないように、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さんは■■■■さんを探しに行った。寺岡さん、■■■■さん、■■■■さんは「50m プール」の横の休憩所(資料9④)に行き、話をしながら休んでいた。■■■■さんたちは■■■■さんに合流し、当該プールでゴーグルを借りることが出来ることを知り、ゴーグルを借りて休憩所で合流した。みんなが揃ったところ、ラジオ体操の放送が流れたので、みんなで体操をし、休憩が終了した。

「50m プール」は、6、7、8 の 3 コースにコースロープが張っており、一番プールサイドに近い 8 コースと 7 コースは一方通行、6 コースも一方通行だが、5 コース側に移って戻って来ることが出来る方式となっていた。コースロープのない 1~5 コースは自由に泳げるようになっていた。1コース側の 25m 地点(資料9⑤)には監視台があり、その上に 1名の監視員と、別に巡回する監視員がいた。その日は 1~5 コースで 20 人ほどの人が遊んでいて、それ以外はこの実習だけが行なわれていた。練習は 8 コースを使い、最初全員で 50m を 1 本泳いだ。泳いだ後、50m は長いと何人かが言ったので、■■■■講師は 25m で良いことにした。25m 地点のプールサイド(資料9⑥)に■■■■講師がこしかけ、8 コースのスタート地点(資料9⑦)に 2~3 人ずつ順番に入り、蹴のびでスタートをし、25m 地点の■■■■講師を超えたところでプールサイドに上がるという方法で泳いだ。プールを上がったところで、■■■■講師より、フォームが乱れてきたとか、底のラインを見てまっすぐ泳ぐこととかの指導がなされた。寺岡さんは「50m プール」でも他の学生にアドバイスをしており、数名は細かいアドバイスを受けていた。常時 2~3 名がスタート地点から 25m 地点の間を泳ぎ、25m は 40~60 秒ぐらいで泳ぐペースで、滞留することなくスムーズに泳いでいた。25m を 4 本(5 本泳いだ者もいる)泳いで休憩になった。休憩中、■■■■講師は

時計を見たら 11:15 頃だったので、12 時までには終わろうと考え、あと 5 本で帰ろう（学生は「あと 5 本やろう」といわれたと発言している。）と言い、練習を再開した。

（４）事故発生時の状況について

休憩前と同様の練習が再開されたが、寺岡さんは最初の 1 本だけ 8 コースを泳ぎ、その後は 6 コースを 50m 泳いでいた。■■■さんも 8 コースを泳いでいたが、何本かは 25m で上がらず 50m を泳いでいた。寺岡さんが 6 コースをスタートしたのを見て、■■■さんは 8 コースをスタートした。■■■さんは 25m 地点で一旦止まり一呼吸入れたが、寺岡さんが 6 コースで自分の前方を潜水していくのが見えたので、自分も 50m に向けて再度泳ぎだした。■■■講師も、寺岡さんが別コースで自分の前を通過し 50m を泳いでいるのを見ていたが、もっと泳ぎたいのだろうと考えた。また、■■■さんが一旦止まり、再度泳ぎだしたことも気付いていた。■■■さんが 50m に到達したとき、寺岡さんは 50m 地点の底（資料 9 ⑧）に仰向けで潜っていた。■■■さんはその時、底に潜ったままの状態で見られる寺岡さんの水泳技術はすごいと感じた。■■■さんはプールサイドに上がり、寝そべって少し休みスタート地点に戻った。スタート地点に■■■さんが戻る際に、■■■講師に寺岡さんがずっと潜っていてすごいと言い、スタート地点に戻って、5 本目を泳ごうとしてプールの中にいた■■■さん、■■■さん、■■■さんに、寺岡さんがずっと潜っていることを言った。そんなに長く潜れるものなのかと思った者もいたが、寺岡さんの水泳技術の高さを意識していたので、監視員が寺岡さんの潜っているあたりに近寄ってきたのを見た時も、危険な状態になっているという感覚はなく、寺岡さんが潜水をしているので監視員に注意されるのではと感じた。監視員は寺岡さんを発見してプールに飛び込み、■■■講師もそれを見てすぐに駆けつけプールに入った。その様子を見た時に、全員、事故が起きたと認識した。

（５）発見後の状況について

■■■講師がプール内から寺岡さんを持ち上げ、監視員がプールの外から引き上げた。参加していた学生は全員、寺岡さんが引き上げられた近くに駆けつけていたが、■■■講師と監視員が人工呼吸と心臓マッサージ（救急隊が到着するまでに AED も実施）をしており、学生や他の客は離れるように指示をされた。救急車は当該プール関係者が連絡（11:29 奈良県広域消防組合受信時刻）し、救急 3 隊が到着（本部ワークショップ救急隊 11:35、樫原ポンプ隊 11:36、高田東救急隊 11:40）し、■■■講師と監視員は、救命処置を救急隊に交代した。その後、■■■講師は 11:45 頃、本学に事故の連絡を入れた。本部ワークショップ救急隊は、寺岡さんをストレッチャーで救急車に運び、11:48 に当該プールを出発し、奈良県立医科大学付属病院高度救命救急センターに向かった。（11:54 病院に到着）■■■講師は、高田東救急隊の救急車で病院に向かった。■■■講師より連絡を受けた ■■■大学事務局長は、大学事務局教育推進部 ■■■係長を病院に向かわせた。

(6) 資料の出典について

資料 1	教授・公務員対策室運営委員会より受領
資料 2, 3, 4, 6, 7, 8	職員より受領
資料 5	さんより受領
資料 9	図面部分は橿原市スポーツ協会より受領

4. 再発防止に向けて

今回の事実をふまえ、畿央大学において以下の対応を実施することを求める。

- ① 学外で実施される正課、正課外の実習、演習及びイベント等（以下「各実習等」とします。）に関し、実態としてどのような運営が行われているか総点検する。
- ② 上記の運営内容について系統的に整理し、分析したうえで、リスク度合いに応じた安全対策基準を策定する。
- ③ 安全対策基準には、運動を伴う実習等の際には参加者の健康状態を確認することや、目的に応じた事前説明の実施、参加者数に応じ引率者を複数にすることなどを盛り込む。
- ④ 各実習等について、安全対策基準に当てはめ、準備段階で必要な措置を講じる。また、講じられているか担当部門により確認する。
- ⑤ リスク度合いに応じ、各実習等の実施後の評価を求めることも安全対策基準に盛り込む。
- ⑥ 当てはめられた安全対策基準を満たせない各実習等については、実施を認めない。
- ⑦ 速やかにこの対応の実施主体・組織を確定し、規則を制定したうえで全学に周知し実行する。

以 上

平成 28 年 9 月 30 日

学校法人 冬木学園
水泳実習事故対策本部

補一 2 補足資料について

補足資料は、対策本部が平成 28 年 9 月 30 日付けで作成した「報告書（第一報）」の確定後（平成 28 年 10 月 1 日以降）に入手した資料をもとにまとめたもので、当該報告書の内容に変更を加える目的のものではないことを確認したうえで作成し、平成 29 年 2 月 20 日に内部決裁し確定した。この補足資料の根拠となる資料は、遺族より、平成 28 年 11 月 8 日に本学に提供された、当該プールに設置された監視カメラから時系列で切り取った静止画像に静止画像作成者が推測を含めた画像内容を記入した資料と、平成 28 年 7 月 29 日付けサービス倫理監による文書「プールでの水難事故発生時の発見状況に関する聞き取り内容などについて」の 2 点である。当該プールに設置された監視カメラから時系列で切り取った静止画像に静止画像作成者が推測を含めた画像内容を記入した資料については、個人が特定される部分は黒くマーキングされており、確認はできない。また、記録時間や作成者が記載した内容についても記載されている通りに使用している。（記録時間やコメント内容の精度等については、本学としては確認していない。）

「報告書」の内容等から推測し、「画像写真リスト」の「当事者」は寺岡頑希さん、「生徒 A は」さん、「引率者」は講師、一般男性 A は不明、監視員 M は、「プールでの水難事故発生時の発見状況に関する聞き取り内容などについて」文書における発見者（榎原総合プールの監視等の警備業務を請け負う）が雇用にかかる監視業務アルバイト（氏名等はマーキング）であるとする。

この補足資料の内容については、「プールでの水難事故発生時の発見状況に関する聞き取り内容などについて」文書の内容をふまえ、「当該プールに設置された監視カメラから時系列で切り取った静止画像に静止画像作成者が推測を含めた画像内容を記入した書類を抜粋し、登場人物ごとに時系列で静止画像から作成者が記載した内容を一覧表に示し、それに「報告書」で確認できる精度が高いと考えられる時刻の内容を加えた表である。

補足資料

時 刻	寺岡さん	■■■さん	A さん	■■■講師	監視員	その他
11 12 38	プールに入る					
11 13 0		7コース(3-2=C)スタート				
11 13 10	8C→7Cのスタート地点に移動					
11 13 15		7C 8m地点で立ち8Cに移り泳ぐ				
11 13 23	7C スタート					
11 13 43	潜水で7C ■■■講師の前を通過					
11 13 47	潜水で7C 25mライン通過					
11 13 55		8C ■■■講師の前を通過				
11 14 6	7C 40m地点、水面付近浮上→潜水					
11 14 10		8C 25m地点で頭を出して停止				
11 14 14	7C 50m到達、壁面にタッチ					
11 14 29		8C 25m地点から再スタート				
11 14 35		8C 潜水で進む				
11 15 10		8C 45m地点通過				
11 15 21		48m地点で8C→7Cに移動				
11 15 27		寺岡さんを確認				
11 15 35		8C に戻る				
11 16 32		プールサイドに上がる				
11 16 56		プールサイドを右手でたたく				
11 16 58		プールサイドに座る				
11 17 12		プールサイドで寝転ぶ				
11 17 31		プールサイドで頭を上げる				
11 17 33		プールサイドを右手でたたく				
11 17 41			7C スタート			
11 18 40			7C 25m地点通過			
11 20 10			7C 50m到達、壁面にタッチ			
11 20 12		■■■さんとAさんが会話している様子				
11 20 55			プールサイドに上がる			
11 22 10		立上り北（スタート方向）に移動				
11 22 32		■■■講師と会話		■■■さんと会話		
11 22 38		南（ゴール方向）を指さす				
11 22 53		北（スタート方向）に移動				
11 23 12		スタート地点に到着				
11 23 44		南（ゴール方向）を指さす				
11 24 12		プールサイドに座る				
11 24 23					寺岡さんを発見する	
11 24 34				南（ゴール方向）に走り出す		
11 24 41					プールに飛び込む	
11 24 48				ゴール地点に到着		
11 24 49				プールに飛び込む		
11 25 3		南（ゴール方向）に走り出す				
11 25 16				寺岡さんを引き揚げる		
11 25 30				心臓マッサージ開始		
11 25 35		ゴール地点に到着				
11 26 56					AED到着	
11 29						消防組合受信時刻
11 35						NS救急隊到着時刻
11 35 58						救命士到着
11 36						榎原6'27" 隊到着時刻
11 36 15						ストレッチャー到着
11 36 41						看護師到着
11 40						高田東救急隊到着時刻
11 43 59						救急車へ移動開始
11 48						救急車出発

補一 3 報告書（第 2 報）について

報告書（第 2 報）は、対策本部によりまとめた平成 28 年 9 月 30 日付け「報告書（第 1 報）」及び平成 29 年 2 月 20 日付け「補足資料」の継続報告書としての位置付けである。

「報告書（第 1 報）」において畿央大学に実施を求めた再発防止に向けた所作の実施状況と、対策本部として継続的に確認、検討を行った内容を報告している。畿央大学における再発防止対策の検討・策定主体は「大学運営協議会」（学長諮問事項についての審議及び大学内部の連絡・調整を目的とした機関。構成員は、学長・学部長・学科長・研究科長・事務局長・事務局部長）である。（以下「運営協議会」とする。）で、運用・実施主体は本学事務局長及び本学総務部長である。この報告書については、対策本部及び運営協議会に顧問弁護士を加えた構成員にて作成し、平成 29 年 6 月 20 日に内部決裁し確定した。報告書の内容は以下のとおりである。

報告書（第 2 報）

1. 報告書（第 2 報）の意味合いと作成者について

この報告書は、水泳事故対策本部（以下「対策本部」とします。）によりまとめた平成 28 年 9 月 30 日付け「報告書」及び平成 29 年 2 月 20 日付け「補足資料」の継続報告書としての位置付けである。「報告書」において畿央大学に実施を求めた再発防止に向けた所作の実施状況と、対策本部として継続的に確認、検討を行った内容を報告する。畿央大学における再発防止対策の検討・策定主体は「大学運営協議会」（学長諮問事項についての審議及び大学内部の連絡・調整を目的とした機関。構成員は、学長・学部長・学科長・研究科長・事務局長・事務局管理職（部長）である。以下「運営協議会」とします。）で、運用・実施主体は本学事務局長及び本学総務部長である。この報告書については、対策本部及び運営協議会に顧問弁護士ではあるが第三者を加えた構成員にて作成した。

2. 検討の経緯について

運営協議会での検討については、「報告書」による対策本部からの要請を受け、正課・正課外を問わず全学的に実施されている学外実習・演習・イベント等の現状把握と安全対策の見直し、より安全な実施に向けての制度策定・実施による再発防止対応を行っているものである。また、対策本部としての継続確認、検討については、教員採用試験対策のための水泳実習に関し、亡くなられた学生のご両親（■■■■氏、■■■■氏、以下「■■■■様」とします。）と、本学現代教育学科長及び本学事務局長による継続的なやり取りにおいて入手した情報やご意向等をふまえ、当該実習を引率した■■■■講師（以下「■■■■講師」とします。）による事故当日のふりかえりをもとに、対策本部として検討を行いまとめたものである。

3. 運営協議会における再発防止対応について

【対策の検討・策定の推移】

- ① 平成 28 年 10 月 4 日 平成 28 年度第 24 回運営協議会において、対策本部の「報告書」が共有され、大学に求められた再発防止の検討、策定主体となることが承認された。運営協議会が検討・策定主体となることについては、全学への横断的な対応にスピード感をもってあたるためである事が確認された。
- ② 平成 28 年 10 月 18 日 第 26 回運営協議会において、再発防止対応のラフスケジュールと、現状把握のため全学に依頼する「学外実習等ヒアリングシート案」が提案され、審議された。その際、実習におけるヒヤリハット経験を重点的にヒアリングするべきとの意見がされた。
- ③ 平成 28 年 10 月 25 日 第 27 回運営協議会において、「学外実習等ヒアリングシート」のフォーマットが承認され、学内への依頼方法、返信締切日（11/21）、取りまとめ方法等について決定した。
- ④ 全教職員に依頼するメール文書の内容に関し、対策本部の主要構成員で検討を行い、11 月 2 日 日本学総務部長より全教職員に一斉メールにて学外実習等の調査について、運営協議会からの依頼文書を送信した。
- ⑤ 平成 28 年 11 月 8 日 第 29 回運営協議会において、現状において、学内外でイベント（正課、正課外含む）を実施する際に必要な様々な内容について、個別の申請書、届出用紙、口頭依頼等によって運用されている状況を、一つの実施計画書にまとめるフォーマット案が提案された。諸手続きについての運用改善目的だけでなく、現在検討を進めている学外実習等の安全管理に関しても、最終的にこのフォーマットに集約していく方向性が示された。
- ⑥ 平成 28 年 11 月 9 日 ひとまずは再発防止対応とは切り離し、イベント・行事等の適正運用を行なうための方策として統一フォーマット（「イベント等実施計画書」）の試験運用（平成 29 年度より本格運用予定として）について学内決裁をとり、学内一斉メールによる通知を行い、試験運用を開始した。これ以降学内において、学外イベント等の実施決裁や準備等についての問題提起、事務局への協力要請、実施計画書の要不要等に関し、実施現場レベルでやり取りや対応方法の具体的検証が進んだ。
- ⑦ 平成 28 年 11 月 29 日 第 32 回運営協議会において、「学外実習等ヒアリングシート」の集計状況について報告された。学外のイベントに関し、内容、規模や危険度合において様々なレベルのものが混在された状況であり、検討しやすいように構成を検討することとした。
- ⑧ 平成 28 年 12 月 20 日 第 35 回運営協議会において、対策本部会議の状況が共有され、再発防止対応以外の大学として検討、決定していく必要のある事柄が確認された。
- ⑨ 平成 28 年 12 月から平成 29 年 2 月にかけて、運営協議会事務担当部署である大学総務部において、安全管理対応の事例や分類等に関し、ネット上での情報収集を行い、本学の現状の実習等の手引きや事前説明資料も詳細確認し、有効に運用が可能な方法について、試験運用を行っているイベント等実施計画書の状況もふまえ、具体的な案を検討した。
- ⑩ 平成 29 年 1 月 24 日 第 39 回運営協議会において、対策本部会議の状況を共有しつつ、■■■■様の本学での講演内容や学生の状況が報告された。
- ⑪ 平成 29 年 2 月 21 日 第 43 回運営協議会において、対策本部会議の状況が共有され、「補足資料」作

成の件や卒業式の対応等について確認された。再発防止対応に関しても、一定の検討案がまとまってきていることが報告された。

- ⑫ 平成 29 年 3 月 7 日 第 45 回運営協議会において、「学外実習等ヒアリングシート」のヒヤリハット分類によるレベル分け、ヒヤリハットに対する具体的対策の可能性、対応案の資料が提出された。リスクレベルを 3 段階にとり、それぞれのレベルに応じた対応案が提案され、意見交換がされた。
- ⑬ 平成 29 年 3 月 28 日 第 48 回運営協議会において、試験運用している「イベント等実施計画書」にリスクレベル設定項目と、安全管理措置対応の事前確認機能を組み込んだフォーマット及びその運用方法について提案され、運用方法に関し、色々と意見交換がされたが、運用しながら細かいルールは設定していくという前提で、本件運用について承認された。
- ⑭ 平成 29 年 3 月 28 日 「イベント等実施計画書」にリスクレベルの設定とそれに伴う安全管理措置、チェックリスト等を加えた内容で、平成 29 年度より正式運用を行うことについて学内決裁をとり、3 月 31 日に学内一斉メールにより 4 月 1 日付けで正式運用を行うことを通知し、運用を開始した。正式運用の説明文及び「イベント等実施計画書」のフォーマットは資料 1 のとおりである。

4. ■■■講師の事故当日のふりかえりによる検討について

「報告書」の作成のため、■■■講師に聴き取りを行ったのは平成 28 年 8 月 10 日で、それ以降事故当日のことについての聴き取りは行っていなかった。平成 28 年 11 月 8 日に■■■様より本学に提供頂いた資料に基づき、平成 29 年 1 月下旬にプールのカメラの静止画像を、時間経過に沿って人物ごとに整理した資料を作成した。その間、12 月 29 日に■■■講師は■■■様宅を訪問し、■■■様とのやりとりのなかで静止画像の資料について大学で確認することとなった。平成 29 年 2 月 3 日に■■■講師は大学でその静止画像の資料を閲覧した。当該資料については、対策本部として審議を行い、平成 29 年 2 月 20 日付けで決裁の上、「補足資料」として学内正式文書とし、2 月 27 日に■■■様に報告・説明を行った。

それらの状況の中で、■■■講師については事故当時の状況より、より客観的に当日の状況を思い起こせるのではないかとことから、大学事務局長と大学総務部長により、慎重に■■■講師に接し、話を重ねることで当日のふりかえりを促した。そのことによる■■■講師のふりかえりの内容については、資料 2 のとおりである。

本学として今回の事故に関し、■■■講師のふりかえりもふまえて考察するに、実習の目的、対象者、方法等についてより具体的に機関決定を行い、それに沿った実施を担当部門及び引率担当教員に依頼しておれば、参加者に対し統一的な練習を行うこととなり、監視という意味でも効果的であったと考えられる。また、大学の制度として、引率担当教員に安全管理措置について事前確認を行った上、参加者に対しての事前説明を義務付けていれば、通常以上に安全意識を引率担当教員に持たせることができ、危機的状況を前提とした意識で指導にあたらせることができたのではないかと考える。これらの方法によって事故を確実に防ぐことができたか否かは判断できないが、少なくとも事故の可能性を小さくする一助になったと考えられる。

5. 水泳実習のあり方の検討について

対策本部より教員養成に直接かかわる本学教育学部に、今回の事故を受けて、教員採用試験対策の水泳実習のあり方としてふさわしい方法等について、検討を依頼した。対策本部として、今後の実習の実施も含め検討した内容について報告を受け、今後の水泳実習について検討する予定である。

6. 今後の対応について

本学として、学外実習中に一人の学生を失ってしまったことについて、きわめて重く受止める。教職員の危機管理意識を今以上に向上させ、新設した制度を形骸化させることなく工夫を重ねて改善・運用していくことにより、二度とこのようなことが起こらないよう学校運営にあたる。

平成 29 年 6 月 20 日

学校法人冬木学園 水泳事故対策本部
畿央大学 大学運営協議会

資料 2

プール事故振り返り

例年通り、教採対策室を中心に水泳の対策講座への参加学生を募った。参加しやすいよう学生の都合を優先し日程を調整した。毎年のものであるが、参加する学生の泳力は様々である。そのため参加学生の泳力に合わせて指導内容を変えるが、極端に泳力がない学生には付き切りになることもあった。安全面や指導効果を考慮すれば泳力等の事前調査を実施し、日程及び指導体制や場所など講座の持ち方等を検討して行かなければならないと考える。

7名の学生が参加したが、そのうち5名は過去の授業において担当しており面識があった。面識のなかった■■■■君は私の研究室まで来て、参加学生の調整をしてくれた。そのため寺岡君だけが面識のない学生であった。

教員採用試験対策の水泳実習は、25mを泳ぎ切ることを主たる目標にしているのでスタートや息継ぎの方法などを指導の中心としている。過去の水泳実習においても25mを泳ぎ切ることができない学生が、複数回の実習で25mを泳ぎ切るようになったものも少なくない。今回の実習は初回であったので、久しぶりに泳ぐ学生も多いと思い水に慣れさせることを考えていた。25mプールで、けのびの練習をしているときに寺岡君がスイミング経験者であることを知った。他の学生とは泳力においてかなりの差があった。

過去に寺岡君ほど泳力がある学生が実習に参加したことはないように記憶している。スタートの方法や腕の使い方等を指導していたが、多くの利用客がいたためまっすぐに泳ぐことは難しかった。

50m プールに移動後、休憩を挟んで全員が 50m を 1 本泳いだ。コースロープが張っており利用者数は少なかった。第 8 コースを一人ずつ 25m 地点まで 5 本泳ぐように指示をした。第 8 コースは壁際なので緊急時にプールサイドに避難できるよう、また全員が同じコースを泳いで来れば監視しやすいと考えていた。5 本が終了した時点で全員がプールサイドに腰をかけて休憩をした。泳ぎ方について質問する学生もいたが、安全面で注意をするようなことはなかった。休憩後、ラスト 5 本を泳ぐように指示し第 8 コースを一人ずつ泳いでくるようになっていたが、寺岡君が第 7 コースを泳いできた。この時点で寺岡君に声をかけ注意を促すべきであったと悔いが残る。寺岡君がスイミング経験者で他の学生と泳力に差があり練習内容が物足りないと感じているという思いがあった。また寺岡君とは、今までに授業等で面識がなく人間関係がなかったことで声をかけるのを躊躇した。第 7 コースを泳いできた寺岡君が私の前を通過したあと、第 8 コースを泳いできた■■■■君に「寺岡君に戻るように」と伝えていれば■■■■君の認識が変わっていたかもしれない。初回の実習で水に慣れることを考えていたこと、あまり細かいことを言うのは学生にとって煩わしいと思うであろうと考えてしまったことが寺岡君と■■■■君に注意を促せなかった原因である。責任感を持って安全面を重視していれば私の行動が変わって事故を防げていたかもしれない。寺岡君と■■■■君が 50m 地点に向かったところで私自身もゴール地点に向かい注意を促すべきであった。50m 地点に二人の存在を認識していたが、危機感を持てなかったことに悔いが残る。安全面を考慮して指示をした練習計画であったが、変わってしまった時点で安全が保障されていないことに気づくべきであったと責任を感じる。また、■■■■君が私のところに来た時点で寺岡君に危機が迫っていることを感じ、すぐに駆けつければ救えたかもしれない考えると後悔してもしきれない思いである。

今でも昨年の事故を思い出し、プールから抱え上げた時の寺岡君の顔を覚えている。どうか助かってくれと必死で人工呼吸をして意識が戻ることを信じていた。

寺岡君を救える機会があったにもかかわらず、危機感をもって行動できなかったことを思い出すといたたまれない気持である。寺岡君の夢が叶えられるよう救ってあげたかった。

補－４ 報告書（第３報）改定版について

報告書（第３報）改定版は、対策本部によりまとめた平成 28 年 9 月 30 日付け「報告書（第 1 報）」、平成 29 年 2 月 20 日付け「補足資料」及び平成 29 年 6 月 20 日付け「報告書（第 2 報）」の継続報告書としての位置付けで作成された。「報告書（第 2 報）」において、水泳実習のあり方の検討を進めるとした内容について、その検討の経過を中心に報告するものである。対策本部より依頼した本学教育学部現代教育学科において検討チームが設置され、以下の 3 名の構成員によって検討が進められた。

本学「スポーツ実習科目Ⅱ（B）」の中心的担当者である ████████ 教授（現代教育学科学科長、対策本部構成員）

体育学を専門分野とする ████████ 准教授（現代教育学科所属）

女子学生の教員採用試験対策水泳講座等を担当していた ████████ 教授（現代教育学科及び教育学研究科所属）

平成 29 年 9 月 30 日付けで検討チームによる報告書（第 1 報）（以下「検討チーム報告」とする。）の提出を受け、対策本部として内容を検討し、顧問弁護士を加えた構成員にて、検討内容について「報告書（第 3 報）」としてまとめた。その後、検討チーム報告について、事故のあった水泳講座を引率していた現代教育学科 ████████ 講師に、自己のふりかえりに基づく意見を求め、その内容を加筆したうえで対策本部として再検討し、顧問弁護士を加えた構成員にて再編成し、報告書（第 3 報）改定版としてまとめ、平成 30 年 2 月 26 日に内部決裁し確定した。報告書の内容は以下のとおりである。

報告書（第 3 報）改定版

1. 報告書（第 3 報）改定版の意味合いと作成者について

この報告書は、水泳事故対策本部（以下「対策本部」とします。）によりまとめた平成 28 年 9 月 30 日付け「報告書」、平成 29 年 2 月 20 日付け「補足資料」及び平成 29 年 6 月 20 日付け「報告書（第 2 報）」の継続報告書としての位置付けである。「報告書（第 2 報）」において、水泳実習のあり方の検討を進めるとした内容について、その検討の経過を中心に報告する。（以下、報告書（第 2 報）の当該箇所を再掲する。）

「5. 水泳実習のあり方の検討について

対策本部より教員養成に直接かかわる本学教育学部に、今回の事故を受けて、教員採用試験対策の水泳実習のあり方としてふさわしい方法等について、検討を依頼した。対策本部として、今後の実習の実施も含め検討した内容について報告を受け、今後の水泳実習について

検討する予定である。」

対策本部より依頼した畿央大学（以下「本学」とします。）教育学部現代教育学科において検討チームが設置され、以下の３名の構成員によって検討が進められた。

本学スポーツ実習科目Ⅱ（Ｂ）の代表者である■■■■教授（現代教育学科学科長、対策本部構成員）

体育学を専門分野とする■■■■准教授（現代教育学学科所属）

女子学生の教員採用試験対策水泳講座等を担当していた■■■■教授（現代教育学科及び教育学研究科所属）

平成29年9月30日付けで検討チームより報告書（以下「検討チーム報告」とします。）の提出を受け、対策本部として内容を検討し、顧問弁護士ではあるが第三者を加えた構成員にて、検討内容について報告書（第３報）としてまとめた。その後、検討チーム報告について、事故のあった水泳講座を引率していた現代教育学科 ■■■■講師に、自己のふりかえりに基づく意見を求め、その内容を加筆した上で対策本部として再検討し、顧問弁護士を加えた構成員にて再編成し、報告書（第３報）改定版としてまとめたものがこの報告書である。

２．検討チーム報告の内容について

【前文】

今回の事故は、教育現場において、あってはならない痛ましいものであった。水泳講座の在り方を全面的に見直すことが課題であり、そのためにも今回の事故を検証することが大学に課された急務である。本報告書は今回の水泳講座の事故を客観的に検証し、次回の水泳講座再開に向けて改善すべき方策を提案するものである。列挙する課題・反省点が今回の寺岡頑希さんの死因に直接繋がったか否かを検証する立場ではないが、水泳は一步誤れば生命を失うことにもなりかねないことを強く再認識して、今後の水泳講座実施に向けての教訓としたい一念である。二度とこのような事故を起こさない、起こしてはならないという決意で本書を作成した。

【参考とした資料】

- ① 報告書（平成28年9月30日 冬木学園水泳事故対策本部）
- ② 補足資料（平成29年2月20日 冬木学園水泳事故対策本部）
- ③ 報告書（第２報）（平成29年6月20日 冬木学園水泳事故対策本部）
- ④ 水泳指導の手引き（三訂版）（平成26年3月 文部科学省）
- ⑤ 学校事故対応に関する指針（平成28年3月 文部科学省）
- ⑥ 水泳等の事故防止について（通知）（平成28年4月26日 文科省スポーツ庁次長）
- ⑦ 橿原総合プールの注意事項写真
- その他 関連資料

【事故の検証について】

資料に基づき検証した結果、特に課題として考えられるのは以下の7点である。

(1) 実施内容等について明確でなく、引率教員に任せっきりであったこと

本学としての教員採用試験対策の一環として、水泳講座は年間プログラムに記載し計画しているが、その実施・運営に関し、対策室は手続き案内、担当教員の依頼による補助的業務（希望者受付、教員への取次、学生への連絡）の事務処理を担当し、教員はボランティア精神によって指導担当を志願し、学生も自由意志で参加し実施する性質のものとなっていた。

そのことによって実習の目的、実施内容が不明確となり、きっちりとした実施計画を設定できない状況となり、実施計画に基づく準備や事前確認が曖昧となり、実際の実習実施についても成行きの対応となっていた。本学としてこの実習の効果や安全管理に関し、きちんと関与する体制が編成されておらず、それぞれの担当者が断片的に対応し、成行きの実施されていたことが、様々な課題のもとになっていると考えられる。

(2) 引率教員と受講者との間で、実習の目的が一致していなかったこと

引率教員は「泳げない人には指導をし、泳げる人は自由に」と説明している。参加者の一人は「泳げない人には指導をし、泳げる人はフォームを確認する」と説明を聞いている。

参加予定者間で LINE により（7月27日）「向こう行って何を教えてくれるのか知りたいって言うてたで」⇒「ただプール泳いでみただけなんかも、面接の基礎みたいなのタイミングで礼するとか、プールの入り方とか、泳ぎ終わったら他の人待つんかとか、上がったらどうするかとか そーゆーの教えてほしいってさ」⇒「聞きにいくるわ」⇒（7月28日、実施前日）「泳ぐ。って言われたよ笑」⇒「そりゃそーや」⇒「9時半に待ってるぞ！！って言われた笑」というやりとりがされている。

(3) 当該実習に関し、受講者の人数制限を行っていなかったこと

計画時点で実習実施目的も曖昧で、効果的な指導、安全面への対応等について配慮した受講人数等の設定がされず、引率教員にゆだねられた状態になっており、実習人数に関する指示も本学より引率教員にされていない。

参加予定者間で LINE により（7月8日）「(参加) 人数やねんけどどうしよう？」⇒「あんまり多いと先生がしんどいかな？・・・」⇒「いや、多い分にはいいらしいよ」というやりとりがされている。

(4) 受講者の当日の健康チェックが不十分であったこと

受講者の健康状態が実習の成果や安全に大きく影響すると考えられる実習において、本学として受講者の既往症の確認、当日の体調の確認等、事前に行うべき健康チェックの必要性を引率教員に伝え、実施を促しておらず、引率教員も目視確認のみで済ませていた。

引率教員は「集合したときに様子がおかしいと見て取れる学生はおらず、健康状態や前日の睡眠時間を聞くことはなかった」と発言している。資料④では「水泳は、水の中で全身を使い、水温、気温の影響を受けながら展開される運動のため、・・・水泳に適する健康状態であるかどうかを事前に確認しておくことが重要である。」とされている。

(5) 実施プールが不適切であったこと

計画時点で実習実施目的が曖昧であったとはいえ、教員採用試験の水泳に不安のある学生が応募することは予想されることであるため、実施するプールの条件についても、安全性に配慮した施設を本学より指定すべきであった。引率教員の判断だけで実施施設を決め、安全面等のチェックが本学としてできていなかった。

引率教員は「スポーツクラブのプールは■■■■■会員が多く利用しており使用しにくい点や、コースが狭いので接触の危険性があることから、大学近辺の広くて混んでいない当該プールで実施することとした」と発言している。

橿原市総合プールの競技用 50m プールの水深は 1.5—1.8m であり、中央部が深くなっている。また、50m プールは注意事項として、「コースロープ内（6, 7, 8 コース）では、ゴール（50m 以上）まで泳ぐ自信のない者は使用しないでください」と記載されている。

(6) 講習内容（含むウォーミングアップ）が不適切であったこと

引率教員は練習コースを第 8 コースとし、25m を泳ぐということで実習を行っていたが、別コースを泳いでも 25m で泳ぎを止めなくても問題があると考えてはいなかった。実習自体が、明確なプログラム（準備体操等のウォーミングアップから実際の練習方法、途中休憩、終了方法等）があった状況でなく、統率のとれた状態で実施されていなかった。きちんとしたウォーミングアップもなく開始し、指示した練習方法と異なることを行っても止めたり、注意することもなかった。引率教員は「別コースで自分の前を通過し 50m を泳いでいるのを見ていたが、もっと泳ぎたいのだろうと考えた」と発言している。

(7) 監視体制が不十分であったこと

引率教員は、50m プールでプールサイドに腰かけて指導（監視）していた。参加者が 25m を通過し 50m 地点に向かっていることを認識した時点で、危機的状況を前提とした意識を持ち、監視機能を働かせるべきであった。1 人が 50m 地点からスタート地点に戻る際に、引率教員に「ずっと潜っている」と言ったが、それを聞いても即座に行動を起こしていないことも、危機意識が低い状態であったと推測される。結果として寺岡頑希さんは 50m を泳ぎ切った後 10 分以上の溺水状態であった。

実習プログラムが明確化され統率のとれた実施がされていたり、目が届かない場合にはバディシステムを組むこと等が実習ルールとして定められておれば、意識レベルの変動によらず監視機能が働いていたと考えられる。

また、参加者の人数や泳力の観点は別として、引率教員が 1 名だったことも、監視体制ということでは不十分であったと考えられる。

【改善方策について】

(1) 組織体制

教員採用試験対策のため、水泳実習（講座）を含む年間プログラムを計画している教採公務員対策室（以下「対策室」とします。）運営委員会には、教育学部長、現代教育学科長を含め 5 名の教育学部教員が委員として入っている。各講座に関する指導担当者・指導対象者の条件等々を当委員会

で審議、決定する。また、当委員会のもとに「教採水泳講座連絡会（仮称）」を新設することを提案する。

○「教採水泳講座連絡会（仮称）」（以下「連絡会」とします。）の設置

・メンバー構成

対策室運営委員会委員長（同連絡会責任者を兼ねる）、現代教育学科長、本学体育専門教員、指導予定担当者（学生の性別対応も考慮する）、連絡会責任者が必要と認めた者からなる。

・任務

①講座担当者（複数担当）の決定、②日程（事前打ち合わせ含む）確定（日程調整は、教員採用試験 1 次試験前に済ませておく方法も検討する）、③参加者数の上限設定、④指導者の監視体制、⑤緊急時の連絡方法、⑥教採実技内容の確認（泳法、距離など）、⑦参加条件（泳力・体調も含めて）、⑧講習実施場所選定、⑨学生への案内内容、⑩受講時の持参物、⑪申込方法、⑫出欠の連絡窓口、⑬到達目標、⑭参加者の健康状態の確認方法（健康診断結果等で学校医等との連携による確認）をあらかじめ決めておく。

これらの事務（学生へのアナウンス、申込受付、各自治体の水泳実技要項収集、参加学生の顔写真一覧、当日の集合の場所・時間等）は「対策室」で行う。

(2) 検討の方向性

1) 到達目標

各自治体で示されている実技試験に対応できる一定の技能を身に付けることで個々人の回数は学生が安心して教採の実技試験を受けられるようにすることを基本とする。参加者は、実技試験に対する自己の泳力を知り、複数回設定された講座に参加し、実技試験の到達目標に届くようになる。

2) 参加学生の条件

以下の 3 通りのどこまで対象にするかを「対策室」で決める。その際には指導者の確保が前提となる。

- ア) そもそも泳力に不安のある学生
- イ) 泳力はあるが、受験自治体の実技内容に不安のある学生
- ロ) 泳力及び受験自治体の実技内容への対応力はあるながら、事前調整等の必要な学生

3) 参加者の人数上限設定

指導者の指導・監督が行き届く程度の人数に制限すること。講習の目的及び指導者の指導可能日数が明確であれば、自ずと上限設定をすべきである。ただし、組織としては受講希望者の要望に可能な限り応えるべきであるから指導者の確保等を事前に対応することが必要である。

4) プール場所及びプールの選定

教採水泳実技場所は各自治体立の学校プールであり、どこでも自分の足が着く水深で保たれてい

る。なお、奈良県の水泳試験会場の選定基準では水深に関する直接的な規定はないが、25m プールと推定される。試験は 25m プールにて、水中からのスタートとなっている現状を考慮するなら、スタート地点の水深が 1.5m、25m 付近の水深が 1.8m とされる競技用 50m プールでの練習は、受講生の身長や当日のフィジカルコンディション、泳力をしっかりと見極める必要がある。理由は、水深への不安や恐怖感、焦燥感から泳法が乱れ、溺水してしまう危険性があるためである。受講生の大半が水泳を不得意、もしくは、普段から泳ぎこんでいないという想定から水深への配慮は特に欠いてはならない。

5) 指導者の準備物

参加学生の氏名・学籍番号・受験自治体・緊急連絡先一覧、受験自治体の実技実施要項一覧を準備する。例えば、平成 28 年度大阪府の試験実施要項では ・25m 泳法問わず ・水泳帽、水着 ・水中からのスタートの勢いとスムーズさ、スピード感、フォーム、呼吸の仕方 と要項で公表されているので、泳法・泳ぐ距離・観点・持ち物を指導者受講生ともに熟知した上で指導に入ることが不可欠である。

上記の要項と受講生各人とが何をするか、講習の到達目標を設定すること。

6) 学生への案内方法

連絡会で決定する。

7) 学生の申し込み方法

連絡会で決定する。

8) 事前打合せと構成員

実習に際し、事前打合せを実施する。構成員は、連絡会の責任者、指導担当者、対策室から 1 名、参加学生。

事前打ち合わせに無断欠席した参加学生には、当該講座への参加を認めない。

9) 参加者の準備物

受験自治体の確認： 帽子（全ての自治体で必携）、ゴーグル（特に記載していない自治体もある）、耳栓（特に記載していない自治体もある）、シャツ・短パン（待機中に水着の上から着る）、水着（指定の場合もある）

受験自治体に合わせて準備物を確認し、それらを講習時にも準備する。

ゴーグルが必要と思われる学生は、教採本番と同じ考えで持参する注意が必要である。

10) 当日までの健康状況確認

下記記載の当日のコンディションで、具体的に参加できないラインを事前に参加者に示しておくこと。

11) 指導者と参加学生の共通認識

指導者の指示は守る。教採受験自治体の実技要項、特に実技観点、泳法、距離を確認すること。これらを本人から直接確認する方法もある。そこから学習指導方針や計画、ねらいを示す方法も一般的である。自己の技術・体力の程度に応じて泳ぎ、指導者と学生の共通理解が大切である。また、長い潜水は意識障害の危険があるので、中高では行わない（資料④）ことを念頭に入れて

おく。

また、講座実施時における指導者の指導法、行動、言動、監視体制が、参加学生が教員となった際のモデルとなるという意識を持ち、指導者、参加学生とも講座にあたる。

- ・当日の無断欠席及び無断遅刻者の扱い 厳重注意の上、次の受講を場合により認める。

12) 当日開始直前の所作

①目的確認

今回の水泳講座の目的及び実施内容を開始直後に再度伝え、指導者の指示に従うこと

②健康状態確認

受講生の健康状態を確認する指標として、体温・朝食の有無・睡眠時間・排便及び下痢の有無・現在の体調（頭痛・腹痛・咳・鼻水・吐き気・めまい・胸痛や四肢の痛み・足のむくみ等）が挙げられる。体温計を指導者が持参しておくのが良い。また、受講生の運動・休息・食事・睡眠に係る生活バランスは、講座当日の心身の健康状態を予測するものと考えられる。したがって、講座実施当日におけるこの点のチェックのみならず、実施に先立つ指導をも加味することが望ましい。以上の指標及び関連情報に基づき、1項目でも健康状態に疑いがある受講生に対しては、受講を認めないこととする。また、この内容を事前に学生に知らせておくことが必要である。

③コースおよび泳法の再確認

コース指定等、実習エリア、水泳距離等を指定し受講生は守る。指導者は、移動するときにもプールの方を向く。

④準備物と禁止事項の再確認

⑤ウォーミングアップ

水泳のみならず、すべての運動でのウォーミングアップの必要性は言うまでもないが、特に水泳においては「水泳での準備運動は事故を防止するうえで不可欠である」（資料④）と述べている。具体的には ・身体のすべての部分の屈伸、回旋、捻転などを取り入れた運動 ・筋肉を十分に伸ばすような運動 ・筋肉をリラックスさせるような運動 ・クロールの腕の動作、平泳ぎの腕・脚の動作を模倣させる運動 などである。

13) 講習中の所作

指導担当と参加学生が相互にお互いの安全を遵守する。

14) 監視体制

指導者の立ち位置は、安全面と学習指導効率の両方を考慮して決めること。すなわち、一斉学習指導を採り入れるなら、実習環境・受講生の全体が視野に入る立ち位置であることを基本とする。指導者は受講生がプールに入っているときはプールサイドを移動するときも必ずプールの方を向いて（進行方向ではなく）常にプールにいる学生から目を離さずに歩くこと（平成29年8月17日 榎原総合プールでの日本プール安全管理協会理事長の朝礼時の訓示）。

また、受講生の泳力の個人差に対応するべく、個別や班別の学習指導を行う場合には、対象生以外の者の安全にも十分に配慮する必要がある。例えば、相互学習ではなく指導者が直接指導を行

う場合には、等質な複数班が交代制で水中での訓練を行う方法が一般的である。技能（泳法）の学習効率は体力の向上を意図したトレーニングとは異なり、一定の休息を挟むなどした完全回復を条件とする中で最大となりうる。したがって、技能（泳法）の獲得や向上を意図した訓練では、休息待機を交えた交代制で行うことによるメリットを考慮すると良い。加えて、受講生相互の安否確認の方法、つまりバディシステムを組み、入水前、退水後に必ず相互確認を行わせること（バディの方法は様々である）。ここでは表情や動作なども観察させる必要があり、異常があれば指導者に知らせるよう指導しておく（資料④）。また、指導者はバディシステムだけに頼るのではなく、入水前、退水後に出席簿や班別の名簿などを用いての点呼を併用することが望まれる（資料④）。なお、自由練習を実施する際には単独で行わせず、ここでもバディの者を行わせ、できるだけ互いが近くで泳ぐよう指示すること。異常があった場合には、最も近い監視員や指導者に助けを求めるよう指示すること。

指導者は受講生の安全確認のため、水面上はもちろんのこと、水底にも視線を向ける必要がある。また、安全面の上から、指導者の指示に沿わない行為を行う受講生を放置してはならない。厳しい指導的配慮をとる必要がある。

15) 緊急時の対応

・緊急時に指導教員のすること

躊躇せず 119 番通報を行い、心臓マッサージ等の応急処置をプール管理者と連携して行った上で、以下の対応をとる。

- ①大学に電話連絡
- ②事故等の説明（5W1H）
- ③経緯等の記録
- ④同行学生への指示
- ⑤大学からの指示教職員（A とする）が到着するまでは当該学生等の側にいること
- ⑥A と打合せをして、どちらかは当該学生から離れないこと（できるだけ指導教員が付き添う）
- ⑦当該学生の保護者等には誠実に対応し、状況等を推測では決して言わないこと
- ⑧当該学生の居場所から離れる際には学生の保護者に離れる旨を必ず伝えておくこと
- ⑨事務局長及び当該学科長は指導教員がどこに居るかを常に把握しておくこと

（注）事故等が大学休業日時の場合の確実な連絡方法を今後考えておくこと、同時に参加学生の緊急連絡先の在り方も検討すること

- ⑩保護者等への連絡対応担当者については、情報が集中する者の内から 1 名を決め、一本化する。保護者等への第一報については、迅速性を優先しつつ、その時点で確認できている安否情報（意識の有無等）について正確に伝える。また、保護者等の連絡窓口、連絡方法を必ず確認し、継続的に情報の交換を行う。

・重大な事故等が発生した際には、被害者への様々な対応のみならず、保護者等関係者、関係学

生及び関係教職員へのメンタルサポート体制が、事故直後から必要である。

【検証チーム代表（ 学科長）のコメント】

本学は健康と教育を2大テーマに掲げた大学で、その意味でも授業科目「生命倫理」を全学生の必修科目としている。生命の究極の一面は「死」とすると、今回の水泳事故が起こってしまったことは痛恨の極みであるが、検証と共に、亡くなった寺岡頑希さんへの想いを大学、学部としての何らかの対応を継続することが本学の使命と考える。

教採の水泳講座の実態を事故後に振り返ると、計画段階や学生への案内、実施方法の指導者・参加者間の共通理解の不十分さ・安全面での配慮の不十分さが見て取れる。

本学の特徴的授業科目であるスポーツ実習Ⅱ（B）においては、夏は琵琶湖でカヌー・ヨット・サーフィン、冬は信州でスキー・スノーボードを実施している。その実習スタッフは、事前の打ち合わせ、健康チェック等、様々な方向から事故が起きないための方策をとっている。そのスポーツ実習Ⅱ（B）で培った方策が、スタッフの経歴・経験を過信せずに、「教採水泳講座連絡会（仮称）」がチェック機能を発揮し、全ての実習に活かされることを望む。

3. 検討チーム報告を受けての対応について

2. 【改善方策について】(2)検討の方向性について承認し、「教採水泳講座連絡会（仮称）」の設置を言する。

4. 今後の対応について

繰返しとなるが、本学として、学外実習中に一人の学生を失ってしまったことについて、きわめて重く受止める。教職員の危機管理意識の向上を継続的に維持させ、安全に対する制度を形骸化させることなく工夫を重ねて改善・運用していくことにより、二度とこのようなことが起こらないよう学校運営にあたる。

平成 30 年 2 月 26 日

学校法人冬木学園 水泳事故対策本部

補－5 検討チーム報告書

「報告書（第2報）」において、水泳実習のあり方の検討を進めるとした内容について、対策本部より本学教育学部現代教育学科に検討を依頼した。事故等の詳細な検証には基本的に第三者を交えるべきと考えるが、教育研究機関としての大学の自浄力を発揮するため、本学体育学専門の██████准教授、女子学生の教授対策水泳実技実習を担当していた██████教授、本学の「スポーツ実習科目Ⅱ（B）」の中心的担当者である██████教授からなる検討チームを平成29年5月23日に設置した。「検討チーム報告書」は「報告書（第3報）」をまとめるにあたり、今回の水泳講座の事故を客観的に検証し、次回の水泳講座再開に向けて改善すべき方策を提案する目的で、平成29年9月30日に対策本部会議に報告された。その後、対策本部会議とのやりとりを経て、平成30年7月10日付けでまとめられ、水泳講座の在り方を全面的に見直すことも含めて事故を検証したものである。

検討チームにおける報告書（最終版）の位置付け

④ p.15

学校法人冬木学園水泳事故対策本部（以降、「対策本部」とする）では事実経過の報告書（①）及び報告書（第2報）（②）が既に完成しているが、本報告書は、今回の水泳講座の事故について、知りえた証言をもとに、スポーツ実習等に関係の深い教員自身（本学スポーツ実習科目Ⅱ（B）の代表者である██████教授、体育学専門の██████准教授、女子学生の教授対策水泳講座等を担当していた██████教授から構成）の会議によって、事故以前の状況の検証と、その状況をふまえた今後の水泳講座の在り方を検証したものである。もとより、事故等の検証は基本的に第三者を交えるべきと考えるが、教育研究機関として大学の自浄力を発揮するためにも、まずは関係する教員によって強力に調査点検できることも追求しようとしたものが本報告書であることをお断りしておきたい。

また、以下に列挙する課題・反省点が今回の██████さんの死因に直接繋がったか否かを検証する立場ではない。しかしながら、水泳講座の在り方を全面的に見直すことが課題であり、そのために今回の事故を客観的に検証することが大学に課された急務である。今回の事故は教育現場であってはならない痛ましいものであった。水泳は一步誤れば生命を失うことにもなりかねない（③132頁↓10）ことを強く再認識して今後の水泳講座実施に向けての教訓としたい一念である。

二度とこのような事故を起こさない・起こしてはならない決意で本書を作成した。

2018年7月10日

本報告書の構成

1. 目的
2. 組織
3. 新設：教授対策水泳実習専門委員会
4. 教授対策水泳実習（事前打ち合わせ・当日開催直前・講習中）
5. まとめに代えて
6. ████████（水泳事故検証チーム代表及び現代教育学科長の立場）のコメント

参考文献一覧

- ① 報告書、冬木学園水泳実習事故対策本部 平成29年9月30日 同時補足資料 平成29年2月20日
- ② 報告書（第2報）、冬木学園水泳実習事故対策本部 平成29年6月20日

p. 14

- ③ 水泳指導の手引き（三訂版）、（平成26年3月）文部科学省
- ④ 学校事故対応に関する指針、（平成28年3月）文部科学省
- ⑤ 水泳等の事故防止について（通知） 文科省スポーツ庁次長、平成28年4月26日
- ⑥ 2016年度の対応方針内容
- ⑦ 参加学生の顔写真（2016年度女子対象）
- ⑧ 補足資料、読売大学冬木学園水泳実習事故対策本部（資料2） 〇〇から〇〇へのメール2016/6/27 22:14
- ⑨ 2016年水泳実習申込状況（20160712）
- ⑩ 2016年度実習二次試験会場情報（〇〇からのメール）
- ⑪ スポーツ実習Ⅱ・B 夏季・冬季集中講座 健康チェックシート
- ⑫ 榎原総合プールでの練習時の訓示（2017年8月17日：プール安全管理振興協会理事長）
- ⑬ 榎原総合プールの注意事項写真
- ⑭ 参加学生間のラインにおける7月27日・28日のやり取り その他 関係資料

p. 2

1. 目的

事故以前の状況	今後の教採水泳講座の在り方
以下は①の抜粋であるが、教採水泳講座の目的が事故前には明確に文書化されていなかった。 「本学では、教育学部現代教育学科を中心として、小学校教諭等の教員養成課程を編成し、教員を輩出している。教員を目指す学生の希望実現・進路保証のため、当該学科に所属する教員や、大学事務局の下に組織された対策室の職員が連携を取り、様々なアプローチで対象学生をサポートしている。小学校教員採用試験には一般教養及び小学校全科の専門科目が課されるのが一般的で、さらにその上に自治体によっては実技試験が課される場合も少なからずある。実技試験には、ピアノ実技・絵画実技・体育実技（水泳、マット運動、鉄棒など）がある。これらの実技が苦手な学生をサポートするため、様々な指導を行っている。水泳指導はその一つである。」 ① p.1 ↓7 の抜粋 水泳が苦手な学生をサポートするため、教員採用試験対策の一環としての年間プログラムである。 目的や水泳指導の場所及び留意事項等が明文化されずに暗黙の了解或いは口頭上で進んだと思われる。 ① p.1 ↓12 ① p.1 ↓25	小学校教員採用試験には自治体によって実技試験が課される場合も少なからずある。実技試験には、ピアノ実技・絵画実技・体育実技（水泳、マット運動、鉄棒など）があるが、それらの実技を苦手とし、サポートを望む学生を、彼らの希望実現・進路保証の観点から本学ではサポートする。その中で水泳指導に関しては2016年の夏に受講生の一人が溺水し、その後帰らぬ人となった事故が起こったことをうけて、二度とこのような事故を起こさないために教員採用試験（以降、「教採」という）における水泳講座の在り方を提案する。 ①p.1 ↓7 の抜粋

p. 3

2. 組織

事故以前の状況	今後の教授長講座の在り方
本学としての教員採用試験対策の一環として、水泳講座は年間プログラムに記載し計画しているが、その実施・運営に関し、対策室は手続き案内、担当教員の依頼による補助業務（希望者受付、教員への取次、学生への連絡）の事務処理を担当し、教員はボランティア精神によって指導者を志願し、学生も自由意志で参加し実施する性質のものとなっていた。 そのことによって実習の目的、実施内容が不明確となり、きっちりとした実施計画を敷きできない状況となり、実施計画に基づく準備や事前確認が疎略となり、実際の実習実施についても成行を急な対応となっていた。本学としてこの実習の結果や安全管理に関し、きちんと関与する体制が構築されておらず、それぞれの担当者が断片的に対応し、成行を急に実施されていたことが、様々な問題のもとになっていると考えられる。 水泳講座の実施は対策・公務員対策運営委員会で決まったが、特別の議論もしていなかった。 今回は対策・公務員対策運営委員会で水泳実習の実施は決定されたが、■による担当教員打診で■が決まった。さらに、男性指導担当者の■は永年の高校体育科教員の職歴があったので安全面等で指導者に徹底することもなく■に一任であったことが大きな反省の一つである。 他方、女性指導者の■は今も現役で水泳大会等に出場し、大学時代水泳コーチのアルバイトをしていた。以下に具体的な事実を示すが、男子指導者と女子指導者との講習の内容や方法、対応に顕著な差異が認められた。女	●対策公務員対策運営委員会の任務 1) 指導者選定 対策公務員対策運営委員会には教育学部長、現代教育学科長を含めて5名の教育学部教員が委員として入っている。指導担当者・指導対象者の条件等を当委員会決定する。また、当委員会のもとに「対策水泳講座連絡会（旧称）」を新設することを提案する。 詳細は「3. 新設：対策水泳講座連絡会（旧称）」へ

p. 4

子指導者は「男子指導者は体育科専門教員である」から、万全の対応をしていると判断したと思われる。 以下、■との備記が再三あるが、2人の差異を比較することが目的ではなく、畿央大学の組織として、両者の内容を事前に相互に打ち合わせを行うことにより、■の実施方法も随分と変わった内容になったと想定され、結果として今回の事態が変わった可能性もあると反省する。	
■は「泳げない人に対指導をし、泳げる人は自由に」と説明。参加者の■は「泳げない人に対指導をし、泳げる人はフォームを確認」と説明を聞いている。 この事実をみると、指導者と参加者との間で目的が一致していない。すなわち、指導者と参加学生両者間の意思疎通が不十分であることを示している。	2) 参加学生の条件 以下の3通りのどこまで対象にするかを「対策室」で決める。その際には指導者の確保が前提となりうる。 ア) そもそも泳力に不安のある学生 イ) 泳力はあるが、受験自治体の実習内容に不安のある学生 ウ) 泳力及び受験自治体の実習内容への対応力がありながら、事前調整等の必要な学生
当該実習に関し、受験者の人数制限を行っていないこと 計画時点で実習実施目的も曖昧で、結果的な指導、安全面への対応等について配慮した受験人数等の設定がされず、引率数員にゆだねられた状態になっており、実習人数に関する指示も本学より引率数員にされていなかった。 男子参加予定学生間のラインでは(7月8日):「(参加)人数やねんけどどうしよう?」⇒「あんまり多いと■先生がしんどいかな?・・・」⇒「いや、多い分にはいいらしいよ」と応答している。 今回の参加者は7名であったが、事前に人数制限も行う必要がある。なぜなら、安全管理面で指導者を確保できるか否かが難しい。女子の場合には申込書が10名しか記載できない様式であった。 なお、■は、5名を超えた段階で2チームに分け、指導していないチームについては、旅行用プール、ジャグジープールなどで待機させていた。	3) 参加者の人数上限設定 指導者の指導・監督が行き届く程度に人数に制限すること 講習の目的及び指導者の指導可能日数が明確であれば、自ずと上限設定をすべきである。ただし、組織としては受講希望者の要望に可能な限り応えるべきであるから指導者の確保等を事前に対応することが必要である。

p. 5

3.「教採水泳講座連絡会（仮称）」の設置

事故以前の状況	今後の教採水泳講座の在り方
	●上記連絡会のメンバー構成 教採公務員対策運営委員長（司会連絡会責任者を兼ねる）、現代教育学科長、本学体育専門教員、指導予定担当者（学生の性別対応も考慮する）、連絡会責任者が必要と認めた者からなる。
	●任務 ①講座担当者の決定、②日程（事前打ち合わせ含む）確定（日程調整は1次試験前に済ませておく方法も検討）、③参加者数の上限設定、④指導者の監視体制、⑤緊急時の連絡方法、⑥対策対策内容の確認（泳法、距離など）、⑦参加条件（泳力・体調も含めて）、⑧講習実施場所の選定、⑨学生への案内内容、⑩受講時の持参物、⑪申込方法、⑫出欠の連絡窓口、⑬到達目標をあらかじめ決めておく、⑭参加者の健康状態を健康診断の結果等で学校医等との連携、これらの事務（学生へのアナウンス、申込受付、各自治体の水泳実技実習実施、参加学生の顔写真一覧、当日の集合の場所・時間等）は「対策室」で行う。
■：複数回の学生もいた。（■がメールで確認） ■：複数回指導した学生がいた。その学生においては最初2メートルも進まずに足をついてしまっていたが、回を重ねることに伴い、3回目では20mほど泳げるようになっていた。講習以外の合間に、またその後も自主練習をしたようで、試験当日は25m泳げ、現役で教員採用試験に合格している。	1) 到達目標 各自治体で示されている実技試験に対応できる一定の泳力を身に付けることで個々人の回数は学生が安心して対策の実技試験を受けられるようにすることを基本とする。 受講者は対策実技試験に対して自身の泳力を知り、複数回設定された講座に参加し、実技試験の到達目標に届くようにする。
実施プールが不適切であったこと 講習時点で実習実施目的が既知であったとはいえ、教員採用試験の水泳に不安のある	2) プール場所及びプールの選定 対策水泳実技場所は各自治体立の学校プールであり、どこでも自分の足が

p. 64

学生が応募することは予想されることであるため、実施するプールの条件についても、安全性に配慮した施設を本学より指定すべきであった。引率教員の判断だけで実施施設を決め、安全面等のチェックが本学としてできていなかった。 引率教員は「スポーツクラブのプール」が多く利用しており使用に不具合や、コースが狭いので怪我の危険性があることから、大学周辺の広くて奥んでいない当該プールで実施することとした」と発言している。 男子の場合、以前は「■」で講座が開講されていたが、根拠市総合プールに場所を変更。本プールにある競技用50mプールの水深は1.5～1.8mであり、中央部が深くなっている。 また、50mプールが主眼事項として、「コースロープ内（6、7、8コース）では、ゴール（50m以上）まで泳ぐ自信のない者は使用しないでください」と大きく記載されている。 ■は当日の参加者の泳力を当日のプール会場で初めて知った。泳力を短時間見ただけで初心者禁止されている50mプールを使用したこと、および自由泳泳力できるのは25mプールしかない根拠市総合プールを対策の講習場所にしたことは極めて不適切であった。 因みに2016年夏の水泳実技試験会場は「■」も「足がつく深さ」であったことを、卒業生から聞き取っている。	着く水深で保たれている。なお、奈良県の水泳試験会場の選定基準では水深に関する直接的な規定はないが、25mプールと推定される（奈良県では「25mということだけで、水深に関する規定は設けていない」）。 試験は25mプールにて、水中からのスタートとなっている現状を考慮するならば、スタート地点の水深が1.5m、25m付近の水深が1.8mとされる競技用50mプールでの練習は、受講生の身長や当日のフィジカルコンディション、泳力をしっかりと見極める必要がある。理由は、水深への不安や恐怖感、焦燥感から泳法が乱れ、溺水してしまう危険性があるためである。 受講生の大半が泳泳を不得意、もしくは、普段から泳ぎこんでいないという想定から水深への配慮は特に欠いてはならない。 今後は大学附属学校のプールを利用させていただく方法も考える。 更にいえば1・2年は「泳び」、3・4年は「泳ぐ」、5・6年は「水泳」と小学校学習指導要領に位置している。また、幼保では、水遊び・シャワー・川原に出かけるなど遊びの環で水と関わる内容が示されている。なお小学校学習指導要領では、適切な水泳場の確保が困難な場合、水遊びや水泳を扱わないことができることを示しているが、これらを安全に行うための心得については必ず授業の中で取り上げている（指導要領、前指導要領にも示されている）。したがって今後の課題としては、本学の授業科目、例えば「体育科指導法」「保育内容の研究（遊技遊び）」、新設科目（例えば、水泳実習＜集中＞）などで水泳実技等を取り扱う必要があり、そのためには大学にプール設置も要望する。
■は、試験実施要項は事前に知っていた。 ■は、学生名・学籍番号・受験地を文書で把握していた。④では実技試験の観点や水泳種目、水泳距離が明示されている。■は2016年度も準備できていた。	③ 準備物（for 指導者） 参加学生の氏名・学籍番号・受験自治体・緊急連絡先一覧、受験自治体の実技実施要項一覧を準備する。 例えば、平成28年度大阪府の試験実施要項では ・25m 泳法問答 ・水泳帽、水着

p. 74

	・水中からのスタートの勢いとスムーズさ、スピード感、フォーム、呼吸の仕方 と要項で公表されているので、泳法・泳ぐ距離・観点・持ち物を指導者受講生ともに熟知した上で指導し入れることが不可欠である。 ・泳法（クロール、平泳ぎ等） ・距離（25m、50m）
■は対策室と事前の協議を殆どしなかった。また、実施内容を当日までに参加学生に伝えていなかった。実際に参加予定者間のLINEでは（7月27日）：・・・「向こう行って何を教えてくれるんか知りたいうて言うてたで」⇒「ただプール泳いでみてるだけなんかな、面接の基礎みたいなのどのタイミングでしるとか、プールの入り方とか、泳ぎ終わったら他の人待つんかとか、上がったらするのかとか、そーゆーの教えてほしいってさ」⇒「聞きにいってくるわ」⇒・・・（7月28日、事故前日）⇒「泳ぐ。って言われたよ笑」⇒「子リゅ子ーや」⇒「9時半に待ってるぞ！！って言われた笑」。参加学生が講習に期待している内容は至って想定できるものである。これら上記（し）のタイミング等を講習で実施した証がない。	4) 実施内容の確認 上記の要項と受講生各人とか何をするか、講習の到達目標を設定すること。
対策室からメール等にて学生に担当教員や実施手順等のアナウンス（具体物） ① p.2 ↓22 ■は■に「RE:数回2次（体育実技）対策について」というタイトルのメールで以下のようにアナウンスしている。 ② 「9日、12日の実習お申し込みします。」 その他、個人的に講習が必要な学生は言いに来よう連絡してください。水泳は学生が複数名で集まれる日を決めて言いに来ようように連絡ください。 練習場所は榎原市立総合公園プール（Gプール、ジャンボプール）です。」	5) 学生への案内方法 連絡会の方針に従う。

p. 8

■から4E全体にメールで「女子は対策室に、男子は■に直接もうしこむ」（2016.7.4 & 7.13.）と連絡。従って■は、講習開始前に参加者名を全員知っている状況ではなかった。 担当教員の依頼による補助的業務（希望者受付、教員への取次、学生への連絡等） ■は申込書に5日間を認め、学籍番号・氏名・受験自治体を記載。 報告書①では学生間ではLINEで7人と分かっていたが、■は講習当日に初めて参加者名或いは参加者数の全体を知った。 ① p.1 ↓26 ③ ① p.3 ↓16	6) 学生の申し込み方法 連絡会の方針に従う。
--	---------------------------------------

4. 教採水泳実技講習

事故以前の状況	今後の教採水泳講座の在り方
■：特になし ■：特になし。ただし時間厳守は■経由で指示。 ① p.3 ↓26	●事前打ち合わせ 水泳は一歩間違えると生命を失うこともあるから、指導者と受講生は綿密な打ち合わせをおこない、両者の共通理解が必要である。明確な目的と計画の下に実施することが極めて重要であるから、事前の打ち合わせは欠かせない。＊事前打ち合わせに無断で欠席した者は講座への参加を認めない。
学生の一部は「当該プールでゴーグルを借りることが出来ることを知り、ゴーグルを借りて」いる。 ① p.4 ↓9	1) 事前打ち合わせの構成員 連絡会の責任者、招請担当者、教採公務員対策室から1名、参加学生 2) 準備物（for 参加学生） 自治体の確認： ・帽子（全ての自治体で必須）

p. 9

対本番では水質等でゴーグル着用の可能性はある受講生は各人が持参しなければならない。また、対本番の水泳実技では帽子が必修であるが、その指示も[]は行っていない。	・ゴーグル（特に記載していない自治体もある） ・耳栓（特に記載していない自治体もある） ・シャツ・短パン（待機中泳者の上から着る） ・水着（指定の場合もある） 受験自治体に合わせて準備物を確認し、それらを講習時にも準備する。 ゴーグルが必要と思われる学生は対本番と同じ考えで持参する必要がある。畿央大学が収集した「実施要項」にはゴーグル禁止はなかった。
[]：特になかった。「〇〇の様な場合には参加を控える」等のアナウンスをしていない。	3) 当日までの健康状態確認 下記記載の当日のコンディションで、具体的に参加できないラインを事前に参加者に示しておくこと。
[]：特になかった。 []：準備体操しながら、また歩行用プールを歩きながら、自治体の確認（複数受験する学生もいるため）、泳法・距離、自己申告による泳力の確認を行った。明らかに差がある場合は2チームに分け、指導内容を変えた。ほとんど泳げない学生は、「顔つ力」「ふしうき」から、「久しぶりに泳いだら泳げた学生」については、主に息継ぎや手の回し方などフォームのチェックを行った。	4) 指導者と参加学生の共通認識 指導者の指示は守る。 複数受験自治体の実施要項、特に対本番、泳法、距離を確認すること。これらを本人から直接確認する方法もある。そこから学習指導方針や指導ねらいを示す方法も一般的である。 自己の技術・体力の程度に応じて泳ぎ、指導者と学生の共通理解が大切である。また、長し潜水は意識障害の危険があるので、中高では行わない(3)ことを念頭に置いておく。今回の② p.132 13 溺水事故が潜水との因果関係は不明であるが、今後の教員研修講習で長し潜水は対本番水泳講座の到達目標に必要か否かを考えなければならない。 また、講座実施時における指導者の指導法、行動、言動、監視体制が、参加学生が対象となった際のモデルとなるという意識を持ち、指導者、参加学生とも確信にあたる。 ・当日の無断欠席及び無断退席者の扱い 厳重注意の上、次回の受講を場合により認める。
	●当日開校直前 指導者と参加学生

p. 10+

報告書①によるとプール建物に入り、更衣室で着替えて流水プールに入った。また、[]は参加学生との間で必要な会話がなかったと思われる。特記事項はなかった。	① p.1 ↑12 1) 目的確認 今回の水泳講座の目的及び実施内容を開校直前に再度伝え、指導者の指示に従うこと
受講者の当日の健康チェックが不十分であったこと 受講者の健康状態が実習の成果や安全に大きく影響すると思われる実習において、本年として受講者の既往歴の確認、当日の体調の確認等、事前に行うべき健康チェックの必要性を引当教員に伝え、実施を促しておらず、引当教員も目録確認のみで済ませていた。 []：「集合したときに様子がおかしいと見て取れる学生はおらず、健康状態や前日の睡眠時間を聞くことはなかった。指導者の観察も欠かさないが、口頭での確認が行われていなかった。 []：睡眠時間、朝食、便通・生理の有無の確認。ノーメイク、ネイル不可で顔色と爪の色を確認。問題のある学生はいなかった。生理になった学生は欠席した可能性もある。 ③では「水泳は、水の中で全身を使い、水温、気温の影響を受けながら展開される運動のため、・・・水泳に直する健康状態であるかどうかを事前に確認しておくことが重要である。」 畿央大学では教養科目の授業として夏季・冬季集中講座を実施している。夏季は琵琶湖でカヌー・ヨット・ウインドサーフィン、冬季は[]でスキーまたはスノーボードであるが、その際には健康チェックシートを毎回、学生が提出し、教員等が点検している。その集中講座の担当者の一員であった[]が学生の健康に関して具体的に点検の必要性を十分認識しているはずである。	2) 健康状態確認 受講生の健康状態を確認する指標として、体温・朝食の有無・睡眠時間・排便及び下痢の有無・現在の体調（頭痛・腰痛・咳・鼻水・吐き気・めまい・胸痛や四肢の痛み・足のむくみ等）が挙げられる。 体温計を指導者が持参しておくのが良い。 また、受講生の運動・休息・食事・睡眠に係る生活バランスは、講座当日の心身の健康状態を予測するものと考えられる。 したがって、講座実施当日におけるこの点のチェックのみならず、実施に先立つ指導をも加味することが望ましい。以上の指導及び取組情報に基づき、1項目でも健康状態に疑いのある受講生に対しては、受講を認めないこととする。 また、この内容を事前に学生に知らせておく必要がある。 ③の4章1節125頁 健康カードの目録 ①
練習内容（含むウォーミングアップ）が不明であったこと 引当教員は練習コースを第1コースとし、2泳を泳ぐということで実習を行っていたが、別コースを泳いでいても2泳で泳ぎを止めなくても問題があると考えてはいなかった。実習	3) コースおよび泳法の再確認 コース指定等、実習エリア、水泳距離等を指定し受講生は守る。 指導者は、移動するときにもプールの方を向く。 ②

p. 11+

身体が、明確なプログラム（準備体操等のウォーミングアップから実際の練習方法、途中休憩、終了方法等）があった状況でなく、競争のとれた状態で実施されていた。きちんとしたウォーミングアップもなく開始し、指示した練習方法と異なることを行っても止められず、注意することもなかった。引率教員は「別コースで自分の前を通過し、50mを泳いでいるのを見ていたが、もっと泳ぎたいのだからと考えた」と発言している。 ■は練習コースを8コースにした。しかし■は6コース（①報告書時には6コースであると考えられていたが、後の調査（②）で7コースであることがわかった。以下、同様）を泳いでいる。 ■の「あと5本で帰ろう」の発言は、■自身が25mを想定していた。 ■は6コースを泳いだ。■が50mを泳いでいるのを■は見えていたが「もっと泳ぎたいのだから」と思った。 当初25mのはずであったが、それを超えて泳いだ学生 に、指導者も注意も指導も行わなかった。 また、仮に50mを認めた場合であっても、50mの中間で座して監視するのは間違っている。50m中間で監視するのであれば後半の25m部分も目配りする必要があったし、プールサイドに到着したか否かを確認していない。その意味でも監視体制は不備であった。 加えて、監視は座るよりも、基本は立ってすべきである。なぜなら、水中・水底の可視範囲は、立位より座位の方がより狭くなるからである。 女子の講習は、原則として25mプールのみで行った。50m指定のある滋賀県を受験する学生のみは、泳力を確認してから50mプールの一番プールサイドのレーンで講習を行い、■はプールサイドを歩いて、常に学生を監視した。	① p.4
女子が講習を行っていたプールでは、帽子着用は義務だったが、橿原市民プールでは義務にはされておらず、学生は帽子持参ではなかったと思われる。	④ 準備物と禁止事項の再確認

p. 12

報告書①によるとプール建物に入り、更衣室で着替えて流水プールに入った。ウォーミングアップが流水プールでの歩行だけであったのは、体育実教の基礎基本を怠った。 女子の講習では、プールサイドでのストレッチおよび歩行レーンでの周回を行っていた。 ① p.1 ↑12	③ p.180 ↓7,15 5) ウォーミングアップ 水泳のみならず、すべての運動でのウォーミングアップの必要性は言うまでもないが、特に水泳においては「水泳での準備運動は事故を防止するうえで不可欠である」（③）と述べている。 具体的には ・身体すべての部分の屈伸、回旋、捻転などを取り入れた運動 ・筋肉を十分に伸ばすような運動 ・筋肉をリラックスさせるような運動 ・クロールの腕の動作、平泳ぎの腕・脚の動作を模倣させる運動 などである。
監視体制が不十分であったこと 引率教員は、50m プールでプールサイドに腰かけて指導（監視）していた。参加者が2泳を通過し、50m 地点に向かっていることを認識した時点で、危険な状況や前兆とした言葉を発し、監視態勢を高めるべきであった。1人が前出地点からスタート地点に戻る際に、引率教員に「ずっと喋っている」と言ったが、それを聞いても即座に行動を促していないことも、危険警報が低い状態であったと推測される。 実習プログラムが明確化され競争のとれた状態がされておらず、目が見えない場合にはパディシステムを組むこと等が実習ルールとして定められておれば、警報レベルの段階によらず監視態勢が高まっていたと考えられる。 また、参加者の人数や泳力の観点は別として、引率教員が1名だったことも、監視体制ということでは不十分であったと考えられる。 ■は、基本的にプール内で立って学生の様子をチェック。同時に泳ぐときにも顔を上げずに様子をチェックできるようにしていた。50m プールではプールサイドを同じ速さで歩いて監視した。 ① p.4	●講習中 指導担当と参加学生が相互に互いの安全を遵守する。 ・監視体制 指導者の立ち位置は、安全面と学習指導効率の両方を考慮して決めること。すなわち、一言学習指導をやり入れるなら、実習環境・受講生の全体が視野に入る立ち位置であることを基本とする。指導者は受講生がプールに入っているときはプールサイドを移動するときは必ずプールの方を向いて（進行方向ではなく）常にプールにいる学生から目を離さずに歩くこと（⑨日本プール安全管理協会理事長の経験談）。 また、受講生の泳力の個人差に対応するため、個別や班別の学習指導を行う場合には、対象生以外の者の安全にも十分に配慮する必要がある。例えば、相互学習ではなく指導者が直接指導を行う場合には、等質な複数班が交代制で水中での訓練を行う方法が一般的である。技能（泳法）の学習効率は体力の向上を意図したトレーニングとは異なり、一定の休息を挟むなどした完全回復を条件とする中で最大となりうる。したがって、技能（泳法）の獲得や向上を意図した訓練では、休息待機を交えた交代制で行うこ ③ p.126 ↑3

p. 13

指導者は全員の居場所と状況を確認すべきであるが、補完するためにバディ等の学生相互監視の方法をとっていなかった。 ちなみに、スポーツ実習（長期集中・語学研修）においては、事前にバディを組み指導しており、■もスポーツ実習担当教員の一人であり、バディシステムの必要性については認識しているはずである。 今回の水泳講座参加者は7名であったから、学生相互のバディシステム等の相互監視体制も容易に組めたであろうが組んでいなかった。	とによるメリットを考慮すると良い。加えて、受講生相互の安否確認の方法、つまりバディシステムを組み、入水前、退水時に必ず相互確認を行わせること（バディの方法は様々である）。ここでは表情や動作なども観察させる必要があり、異常があれば指導者に知らせよう（■ p.125 ↓2）。指導しておく（■）。また、指導者はバディシステムだけに頼るのではなく、入水前、退水時に出席簿や班別の名簿などを用いての点呼を併用することが望まれる（■）。なお、自由練習を実施する際には単独で行わず、ここでもバディの者を行わせ、できるだけ互いに近くで泳ぐよう指示すること。異常があった場合には、最も近い監視員や指導者に助けを求めるよう指示すること。この指示はスポーツ実習Ⅱ（■）におけるスキー・スノーボードと同様のルールである。 指導者は受講生の安全確認のため、水面上はもちろんのこと、水底にも視線を向ける必要がある。また、安全面の上から、指導者の指示に沿わない行為を行う受講生を放置してはならない。厳しい指導態度をとる必要がある。
■は大学の学生支援センターに電話（11時45分）をし、それを受けて ① ■・■・■で対応方法を緊急に協議した。 ② 先ず、大学から病院に■が搬送されることを決め、即座に■が病院に向かった（12時05分）。 ③ 大学が■家に連絡（事故当日の12時00分）。 ④ ■・■・■で「対策本部の立ち上げ」「マスコミ等に事故関係で伝えることはまず、保護者の了解を得ること」「マスコミへの内容は対策本部の了解を得ること」「関係者第一、その次に保護者」を共同で理解した。「事故発生日時」は大学の通常時間帯であったから、■⇒大学学生支援センター⇒■家と連絡した。後半には■も加わる。 ⑤ 「水泳実習事故対策本部」の第1回が事故当日7月29日（金）19時00分に開催。	●緊急時の対応図 ・緊急時に指導教員のすること ① 大学に緊急連絡 ② 事故等の説明（SWHM） ③ 経緯等の記録 ④ 同行学生への指示 ⑤ 大学からの指示教職員（Aとする）が到着するまでは当該学生等の側にいること ⑥ Aと打合せをして、どちらかは当該学生から離れないこと（できるだけ指導教員が付き添う） ⑦ 当該学生の保護者等には慎重に対応し、状況等を推測では決して言わないこと。 ⑧ 当該学生の居場所から離れる際には学生の保護者に離れる旨を必ず伝え

p. 14+

（主） ア）今後、同じような緊急事態が大学休業日であることも考えられる。 その際に当事者⇒警備員⇒■となっている。警備員は■に繋がらない時の第2、第3ルート等のマニュアルはあった。 イ）■は参加者の保護者の電話番号を準備していない。	ておくこと。 ⑨ 事務局長および当該学科長は指導教員がどこに居るかを常に把握しておくこと。 ⑩ 保護者等への説明者は一本化することが不可欠である。 （主）事故等が大学休業日時の場合の確実な連絡方法を今後考えておくこと、同時に参加学生の緊急連絡先の在り方も検討
① ■は当日の夜、大学院の授業を受けていたので、当該科目担当教員が■に連絡 ② それを知った■が本人に「大学院の授業は自粛すること」と伝えた。 ③ そのことを■に報告、■は学長に対応を相談。通常の教育・研究活動は無理と判断。学長が必要と認める休暇「特別休暇」を決定。 ④ ■は■に「特別休暇」について説明・指示。 ⑤ 事務的なことの窓口は■・■、事務的以外の対応は■ ⑥ 具体的な対応も対策本部で基本ラインを決めて、■家と相談した。	・大学が指導教員から情報を受けてすること ① 当該学生の居場所等に担任職員を即座に派遣すること ② 関係学科長・学部長・学長・事務局長等で打合せをすること ③ 事故等の重大性を考え、即座に対策本部を立てること ④ 指導教員の居場所がどこかを常に把握しておくことと共に向外的な支持をすること ⑤ 対策本部は「すべきこと」「役割分担」「今後の対応策」を決めること。 ⑥ 基本的に毎日、対策本部会議を開くこと ⑦ 当該学生の保護者への対応は一本化すること ⑧ 当該学生が入院した場合には毎日、大学教職員が病院に行くこと（学生の容態、保護者の動向等） ⑨ マスコミへの対応窓口の一本化とともに、マスコミ等に伝える内容は事前に保護者の了解を得ること。 ⑩ 事故に関する情報を得た大学教職員は全て対策本部に連絡すること。 ⑪ 大学教職員は推測で学生等に情報を与えないこと。 ⑫ 大学が具体的なことをする際には保護者の了解を必ず得ること。 ⑬ 保護者等に「何かできることがあれば仰って下さい」等の発言は自粛すること（⇒大学が実現可能な具体的なことを挙げて相談すること）

p. 15+

5. まとめに代えて

以上より、特に課題として挙げられたことは以下の9点である。

- (1) 実施内容等について明確でなく、引率教員に任せきりであったこと
- (2) 引率教員と受講者との間で、実習の目的が一致していなかったこと
- (3) 当該実習に関し、受講者の入室制限を行っていなかったこと
- (4) 受講者の当日の健康チェックが不十分であったこと
- (5) 実施プールが不適切であったこと
- (6) 練習内容（含むウォーミングアップ）が不適切であったこと
- (7) 監視体制が不十分であったこと
- (8) 指導者の実施方法が徹底されていなかったこと
- (9) 受講生は水泳講座指導者の行動・言動・監視体制・指導法等が小学校教員になった際のモデルとしてみていることの欠点

以上(1)から(9)の課題は水泳講座の立案・実施等の細節を決定する際に組織としての機能が欠如していたことに因ると考える。

今後は、「射野水泳講座委員会（仮称）」を新設し、これらの課題を解決していく。

また、2017年度の榎原市民プールの監視体制が大きく変わったこと、そして、家・大学ともにミーティングや監視体制を見学させていたことも付記しておく。さらに、射野の体育実技（マツト）課なども同様に委員会が必要かどうかを検討する。

6. 射野（水泳事故矯正チーム代表）の反省と想い

本学は健康と教育を2大テーマに掲げた大学で、その意味でも授業科目「生命倫理」を全学生の必修科目としている。生命の究極の一面は「死」とすると、今回の水泳事故が起こってしまったことは痛恨の極みであるが、矯正と共に、亡くなったさんへの想いを大学或いは学部としての何らかの対応を継続することが本学の使命と考える。

射野の水泳講座の実態を事故現場に振り返ると、計画段階や学生への案内、実施方法の指導者・参加者間の共通理解の不十分さ・安全面での配慮の不十分さが見て取れる。際立っている。同じ大学同じ学科の2名の指導担当者における準備の周到さ・実施方法の差異が大きい。は男子担当者が体育科であり、高校教諭としても水泳指導が豊富であったことに全てを頼りもなく信頼していたことも大きな反省点である。加えて男子指導者ととはスポーツ実習スタッフとしても再三

p. 16

教育活動を共にしていたのだから指導者の講習対応力を見抜く機会もあったのが活かされていない。そのような教員を指導できなかった組織としての責任もある。

また、本学の大きな特徴は特徴的授業科目であるスポーツ実習Ⅱ（B）を夏は琵琶湖湖でカヌー・ヨット・サーフィン、冬は信州でスキー・スノーボードを実施している。その実習スタッフは水泳講座指導担当者（2名とも）、現代教育学科長、本学体育学専門教員をはじめ、他学科の健康面に卓越した識見を持っているメンバーで、事前の打ち合わせ、健康チェック等をいろんな方向から事故を起こさないために諸々の方策をとっている。そのスポーツ実習Ⅱ（B）で培った方策が活かされていないことも残念極まりない。活かされていなかった大きな原因は、再三記載しているが「ベテランの体育専門教員だから」との思い込みであったと反省する。その意味でも上記で提案した「射野水泳講座委員会（仮称）」がチェック機能を担うと考える。スタッフの選定・調整を過ぎずに、「射野水泳講座委員会（仮称）」がチェック機能を発揮し、全ての実習に活かされることを望む。

さらに、さんご家族、射野水泳講座の受講生をはじめ、関係学生及び関係教職員等への事故後のメンタルサポート体制の不十分さに加えて、情報開示の仕方やタイミング等にも十分な配慮を払えなかったことも反省し、今後の大学としての取組が重要である。

愛する子どもを亡くされたさんのご両親の想いを想像することは到底不可能であるが下記言葉を記しておきたい。

「親を亡くした子どもを孤児という。伴侶を亡くした夫を寡夫という。伴侶を亡くした妻を寡婦という。子どもを亡くした親を呼ぶ言葉がない。その痛みを言葉で表すことは出来ないからだ」（2004年9月に発行されたニューヨーク市の慰問式典でのブルームバーグNY市長のお言葉）

さんは帰らぬ人となったが、いつまでも彼のことに想いを馳せるとともに、ご冥福を祈りたい。

p. 17

別紙 1 学校法人冬木学園 危機管理規程

学校法人冬木学園危機管理規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人冬木学園（以下「学園」という。）における危機管理に関し、必要な事項を定める。

(危機管理の目的)

第2条 学園において発生する諸般の事情に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制および処置方法等を定め、学園の学生、生徒、園児（併せて以下「学生」という。）、職員および近隣住民等の安全確保をはかるとともに、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(危機管理の対象)

第3条 前条の目的を達成するため、この規程に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は次の各号に該当するものとする。

- (1) 学園の教育研究活動の遂行に重大な支障のある事象
- (2) 学生、職員および地域住民等の安全に係わる重大な事象
- (3) 施設管理上の重大な事象
- (4) 社会的影響の大きな事象
- (5) 学園に対する社会的信頼を損なう事象
- (6) その他前各号に相当するような事象であつて、組織的・集中的に対処することが必要と考えられる事象

(責務)

第4条 理事長は、学園における危機管理を統括する責任者として、学園の危機管理体制の充実に努めなければならない。

- 2 学長、校長、園長、事務局長および理事（常勤の理事をいう。以下同じ。）は、理事長を補佐し、危機管理体制の充実に努めなければならない。
- 3 理事長、学長、校長、園長、事務局長および理事は、法令および関係する学園諸規則等に従い、学生、職員および近隣住民等が学園に起因する危機事象により災害等をこうむることのないよう、常に配慮しなければならない。
- 4 理事長、学長、校長、園長、事務局長および理事は、危機管理にあたり、学生、職員および近隣住民等に対する必要な広報、情報提供等に努めるものとする。

(危機管理員)

第5条 理事長の下に危機管理員を置く。

- 2 危機管理員は、理事長の指揮の下に学園全体として対処が必要な危機管理にあたる。
- 3 危機管理員は次の者をもって充てる。

- (1) 理事、法人事務局長、法人総務部長
 - (2) 学長、学部長、学科長、大学事務局長、大学総務部長
 - (3) 校長、教頭、事務長
 - (4) 園長、副園長
 - (5) その他理事長が指名する者
- (通報等)

第6条 職員は、危機事象が発生または発生する恐れがあることを発見した場合は、遅滞なく危機管理員に通報しなければならない。

- 2 危機管理員は、前項の通報を受けまたは自ら危機事象が発生もしくは発生する恐れがあることを察知した場合は、ただちに理事長に連絡するとともに、当該危機事象の状況を確認し、理事長と対処方針を協議しなければならない。

(対策本部の設置)

第7条 理事長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、ただちに当該危機事象に係る対策本部を設置するものとする。

- 2 対策本部の構成員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本部長理事長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
- (2) 副本部長危機管理員の中から本部長が指名する者をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 本部員危機管理員および関係部署の長の中から本部長が指名する者をもって充てる。

- 3 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

(対策本部の業務)

第8条 対策本部の業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 危機事象に関する情報の取得および管理
- (2) 対応策の検討、決定および実施
- (3) 主務官庁との連絡
- (4) 報道機関への対応
- (5) 再発防止策の検討、決定および実施
- (6) その他、危機事象対処のために必要な事務

- 2 対策本部の事務は、法人総務部が所管する。

(対策本部の権限)

第9条 対策本部は、本部長の指揮の下に迅速かつ的確に危機事象に対処しなければならない。

- 2 対策本部は、職員に対し危機事象に対処するために必要な指示をすることができ、職員はこれに従わなければならない。
- 3 対策本部は危機事象への対処にあたり、理事会の審議その他の学園の規則等により必要とされる手続きを省略することができる。

4 前項の場合、対策本部は危機事象対処の終了後、遅滞なく対処の経過を理事会に報告しなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行なう。

附則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年12月21日から施行する。

附則

この規程は、平成29年3月28日から施行する。

別紙2 イベント等実施計画書

【様式1】学外用

記入日 年 月 日

学外用イベント等実施計画書（兼関連申請書）

* 塗りつぶし部分は事務局使用欄

原議案を起案する際に、必要箇所を記入し添付下さい。外部の方は必要箇所記入の上、担当部門に提出下さい。

本件実施に伴い関連する項目について、申請、届、依頼（チェックボックスにマーク）し、提出下さい。

行事名称	実施主体	行事属性	
実施日時	規模・人数		
実施場所			
備考	* イベント等の概略、予想される事態等（詳細に記載下さい。別紙添付可）		

責任者と担当者が同一の場合責任者のみ記載		電話・メールアドレス（外部の方のみ記載）		* 当日は必ず連絡が取れるよう願います。
実施責任者（申請者）	印	TEL:	mail:	
実施・運営担当者		TEL:	mail:	
連絡窓口担当者		TEL:	mail:	

☐ 参加学生届（別紙添付可） 参加する学生を届けて頂き、許可されていれば、その学生は保険の対象となります。

学部・学科等	学籍番号	学生氏名	学部・学科等	学籍番号	学生氏名

許可	確 認			
大学事務局長	学部長 研究科長	学科長 研究科主任	教育推進部長	教育推進部

本件のリスクレベルを下記の通り設定します。

リスクレベル設定	コメント・注意事項	実施責任者 確認印	実施運営 担当者 確認印	連絡窓口 担当者 確認印
大学事務局長 大学総務部長				

リスクレベル1 事後の実施報告（形式は問わない・口頭可）に、トラブルや事故についての報告を下さい。

リスクレベル2 事前に安全管理措置を記載した実施計画書を提出して下さい。

実施時にトラブル等があった場合は、実施後に詳細な報告書を提出下さい。

リスクレベル3 事前に安全管理措置を記載した実施計画書を提出して下さい。各所確認の上、改善対応をお願いすることがあります。

その際には、安全管理措置の再計画を頂き、再提出をお願いします。実施後、詳細な報告書の提出をお願いします。

- ☐ 機器備品持出申請書（行事に伴う持出以外は、通常の申請書で提出下さい。）
 本件に伴い、機器備品の学外持出について申請します。持出・使用に際しては、諸規則及び注意事項を遵守します。

持出機器備品

品名	型番・仕様	数量	保管元

- ☐ 情報機器に関し、適切な持出処理がされている。
☐ 情報機器の持出処理について、教育学習基盤部のサポートを依頼する。

教育学習 基盤部	チェック
-------------	------

許可印	確認（必要な部門のみ部門長に回付）						承認		web 入力確認
大学事務局長	大学総務部	教育学習基盤部	入学部	教育推進部	進路支援部		管理責任者	管理担当者	
コメント・注意事項									

- ☐ その他全般的事項 *この書式で確認、依頼等の記載がない内容について記載

以下、記入の必要はありません

安全管理措置計画チェックポイント評価及び改善依頼シート

年 月 日

行事名称	リスクレベル	大学事務局長	大学総務部長	実施 責任者 確認印
実施責任者（申請者）				
実施・運営担当者				
連絡窓口担当者				

チェック項目	評価	改善依頼内容
イベントの実施目的は明確か		
イベントの対象者は明確か		
参加者の把握はどのレベルでできているか		
参加者のレベルにあった実施内容か		
指導者の能力レベルは十分か		
指導者（及び補助者）の人数は足りているか		
会場（場所）は適切か		
施設（フィールド）は安全か		
季節にあった内容か		
雨天の場合の対策は万全か		
必要な用具（器材）は安全か		
集合場所や会場に危険箇所はあるか		
緊急対応マニュアルは作成されているか		
事故レポートの記載フォーマットはあるか		
危機回避のための判断基準は明確になっているか		
緊急時の連絡体制は確立されているか		
緊急時の避難場所は確認しているか		
救急セットの用意はあるか		
医療機関の連絡先は確認しているか		
休日夜間対応可能な救急病院を確認しているか		
消防署、警察署の連絡先は確認しているか		
スタッフの安全教育はできているか		
参加者への事前説明会を行うのか		
参加者へ傷害保険の確認		
宿泊施設の設備は十分把握できているか		
その他		

【様式2】学内用

記入日 年 月 日

学内用イベント等実施計画書（兼関連申請書）

* 塗りつぶし部分は事務局使用欄

原議案を起案する際に、必要箇所を記入し添付下さい。外部の方は必要箇所記入の上、担当部門に提出下さい。
 本件実施に伴い関連する項目について、申請、届、依頼（チェックボックスにマーク）し、提出下さい。

行事名称		規模・人数	行事属性	原議案稟議No.
実施日時 *複数日で実施する場合は、全て記入してください。（足りない場合は行挿入、付番） *原議案起案時に日程が決定していない場合または日程の追加変更がある場合は、決定次第、速やかに提出してください。				
① 年 月 日 曜日 時 分 ~ 時 分				
② 年 月 日 曜日 時 分 ~ 時 分				
使用場所・使用時間 *事前にKio-Officeで使用場所の予定を確認の上、記入してください。 *上記、実施日時の番号ごとに記入してください。（実施日時に合わせて行挿入、付番） *使用場所が複数あり、場所によって使用時間が異なる場合は全て分けるように記入してください。（適宜行挿入）				
① 使用場所： 使用時間： 時 分 ~ 時 分				
② 使用場所： 使用時間： 時 分 ~ 時 分				
概要説明等 *イベント等の概略、予想される事態等（別紙添付可）				
実施主体名称（部署・学科または団体名）				
申請者（実施主体に所属する者） 印 TEL: mail:				
当日現場担当者 印 TEL: mail:				
学内運営調整担当者（本学教職員に限る） 印				

* 申請者と担当者が同一の場合は申請者のみ記入

* 電話・メールアドレスは外部の方のみ記入（当日は必ず連絡が取れるよう願います）

☐ 学内施設使用申請書（正課実習等施設の確定している場合は不要）

本件実施にあたり、施設利用について申請します。使用に際しては、諸規則及び注意事項を遵守します。

許可印	確認（必要な部門のみ部門長に回付）						承認	web
大学事務局長	大学総務部	教育学習基盤部	入学部	教育推進部	進路支援部		管理責任者	入力確認
コメント・注意事項								
使用料金（外部） 円 免除 同日開催イベント								
リスクレベル設定 無 有								

☐ PC・AV設備等使用申請書（兼対応願）

本件実施にあたり、PC・AV設備等の使用を申請します。

<冬木記念ホール>

冬木記念ホールを使用する		
ホール備え付けのPC・AV設備を使用する		
HB調整室内での操作（ボタン昇降など）	不要	必要

教育学習基盤部	コメント・注意事項
---------	-----------

* HB調整室へは立入できませんので、必ず教育学習基盤Cへ依頼してください。事前に依頼がない場合は対応できません。
 * ホール内の照明、AV機器はステージ上の機器操作卓で操作可能です。HB調整室内での操作は必要ありません。

<その他の施設>

備え付けのPC・AV設備を使用する		
特別な使用を行う（計画書を添付下さい）		
PC・AV設備の操作を教育学習基盤Cに依頼する		
その他の依頼（計画書を添付下さい）		

教育学習基盤部	コメント・注意事項
---------	-----------

* 依頼内容によっては対応できない場合がありますのでご了承ください。
 * 基盤C職員不在時に発生したトラブルは対応できません。また、トラブル対応に時間を要する場合がございます。

☐ 施設設備対応願（適宜行高さを調整して入力ください。）施設設備対応の必要がある場合のみ
本件実施にあたり、以下の対応を依頼します。

(守衛 ・ 清掃) 指			無	有	食堂連絡・打合せ			無	有	守衛確認 (複写受領)		印
									令和 年 月 日			
チャイム設定	* チャイムは月～土の1～5限に設定されており、原則、消音はできません。特別対応を希望される場合はその理由と具体的な時間を必ずご記入ください。日曜日はチャイムは鳴りませんので記入は不要です。									web 入力	チェック	
鍵対応	* Kio-Officeへ使用予定が入力されている場合は、守衛が巡回時に解錠します。（学生単独使用の場合は守衛室で鍵貸出）それ以外に特別対応が必要な場合のみご記入ください。										チェック	
照明対応	* 室内照明の点灯消灯は使用者が行ってください。やむを得ず事前点灯が必要な場合やエントランスホールや廊下等共用部などの対応が必要な場合のみご記入ください。										チェック	
空調対応	* 室内のエアコン操作は使用者が行ってください。やむを得ず事前運転が必要な場合や食堂カトレア、エントランスホール等の運転が必要な場合のみご記入ください。										チェック	
正門対応	* 月～土は開門しています。日曜・祝日もイベントによる施設利用がある場合は開門しますので記入は不要です。それ以外に特別対応が必要な場合のみご記入ください。										チェック	
北門対応	* 月～土は開門、日曜・祝日は半開門しています。それ以外に特別対応が必要な場合のみご記入ください。										チェック	
東門対応	* 月～土は開門、日曜・祝日は施錠閉門しています。それ以外に特別対応が必要な場合のみご記入ください。										チェック	
駐車場対応	* 原則、駐車場の優先確保はいたしませんので、通常手続きによりご利用ください。特別対応をご希望される場合は、その理由と具体的な時間を必ずご記入ください。										チェック	
清掃対応	* Kio-Officeへ使用予定が入力されている場合は、日常清掃の範囲で前日または当日早朝に清掃します。ただし、日曜日は全日の使用状況により対応できない場合がありますのでご了承ください。入試や大規模イベントの場合は、打合せの上、対応を検討いたします。 * 使用後に清掃対応が必要な場合はその理由と具体的な要望内容をご記入ください。										チェック	
ゴミ箱撤去	* 原則、入試以外のゴミ箱撤去対応はいたしません。特別対応をご希望される場合はその理由と具体的な要望内容をご記入ください。										チェック	
食堂対応	* イベント参加者による食堂利用（想定利用者数）が見込まれる場合、イベント利用のため営業する食堂の変更を希望する場合のみご記入ください。										チェック	
その他の対応	* 自販機対応、入館制限等										チェック	

☐ 備品等使用願

使用希望備品等	* 使用場所備え付け以外の机、椅子、機器備品などを使用したい場合のみご記入ください。 * 基盤C貸出備品は基盤Cで手続きしてください。(記入不要)	チェック

☐ 看板等予約表

立看板 (A3縦挿入)	台	前日から必要	予約	台	コメント・注意事項
A4看板 (A4縦挿入)	台	前日から必要	入力	台	
長看板	台	前日から必要	チェック	台	
縦ボード (盤面W900×H1800)	台	前日から必要		台	
横ボード (盤面W1800×H900)	台	前日から必要		台	
吊看板 (逆L)	台	前日から必要		台	
その他	台	前日から必要		台	

☐ 現金 (金銭授受) 対応

運営側で授受対応・金銭管理する	<table border="1"> <tr> <td>総務部長</td> <td>コメント・注意事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td>総務部担当者</td> <td></td> </tr> </table>	総務部長	コメント・注意事項			総務部担当者	
総務部長		コメント・注意事項					
総務部担当者							
領収書の準備対応を総務部に依頼する							
金銭授受等の処理業務を総務部に依頼する							
外部業者等が直接授受を行う							
外部業者							
担当者							
連絡先							

☐ その他全般的事項

* この書式に該当する項目がない確認・依頼事項について記載

--

スポーツ実習Ⅱ・B 冬季集中講座

健康チェックシート

実習施設：●●●●●●●●●●
長野県北安曇郡白馬村神城

班番名	(	)
ゼッケン番号	(	)
宿舎名	(	)
部屋番号	(	)
学科	(	)
氏名	(	)

第1日目 月 日 ()

1. 身体のコンドィションはどうですか？

非常に良い 良い 普通 悪い

☆感染症チェック

①38℃以上の発熱 (検温: ℃)	ある	・	ない
②せき	ある	・	ない
③のどの痛み	ある	・	ない
④鼻水・たん	ある	・	ない
⑤関節の痛み	ある	・	ない
⑥発疹	ある	・	ない
⑦下痢・嘔吐	ある	・	ない
※下痢・嘔吐 「ある」と答えた場合	(いつから:)		

2. 食欲はどうですか？ ある ・ ない

3. 睡眠はどうでしたか？

よく眠れた 普通 眠れなかった

4. 実習に向けてトレーニングを行いましたか？

週2回以上 週1回～月2回 数回 ほとんどやっていない

現在の自分のコンディションを具体的に書いてください。
例: 昨日と比べてどうか…など

確認印

所見欄

第2日目 月 日 ()

1. 今の身体のコンドィションはどうですか？

非常に良い 良い 普通 悪い

前日と比べてどうですか？

良くなった 変わらない 悪くなっている

☆感染症チェック

①せき	ある	・	ない
②のどの痛み	ある	・	ない
③鼻水・たん	ある	・	ない
④関節の痛み	ある	・	ない
⑤発疹	ある	・	ない
⑥下痢・嘔吐	ある	・	ない
※下痢・嘔吐 「ある」と答えた場合 (いつから：)			
(検温： °C。 検温した時間： 時 分頃)			

2. 食欲はどうですか？ ある ・ ない

3. 睡眠はどうでしたか？

よく眠れた 普通 眠れなかった

4. ストレッチやアイシング、保温、マッサージといったセルフケアを行っていた

十分行った 少し行った 行っていない

現在の自分のコンディションを具体的に書いてください。

例：〇〇が痛いのは昨日〇〇したからかな…など

確認印

所見欄

別紙 4 事故後の対応経過

事故後の対応について主要なものを以下に示す。

平成 31 年度（令和元年度）以降については、公式会議、行事のみを記す。

日程	曜	時刻	内容
H28.7.29	金	11:45	教育学部 A 引率教員より大学に電話が入り、 ■■■■ 大学事務局長が対応した。電話の内容は「水泳実技実習中に学生の寺岡頑希さんが水中に沈んでいるところを発見された。今から病院に搬送する。」とのことであった。
H28.7.29	金	11:50	■■■■ 大学事務局長より A 引率教員に電話にて状況の確認を行う。「寺岡頑希さんの乗った救急車はそろそろ奈良県立医科大学附属病院に到着する頃で、自分は別の車で現在病院に向かっている。容体の詳しいことはわからない。」とのことであった。
H28.7.29	金	12:00	■■■■ 大学事務局長が、寺岡頑希さんのご自宅に電話をし、寺岡頑希さんの母親に事態を告げて、病院に向かっていたかどうかをお願いをした。
H28.7.29	金	12:05	■■■■ 大学事務局長が、 ■■■■ 教育学部長、 ■■■■ 現代教育学科長等と初期対応を相談し、その一つとして教育推進部 ■■■■ 係長に病院に向かうように指示をした。
H28.7.29	金		水泳実技実習(女子)担当予定の ■■■■ 教授に ■■■■ 学科長が講習を控えるように要請した。
H28.7.29	金	12:10	病院に到着した A 引率教員より連絡があり、病院からの依頼で寺岡頑希さんの既往歴や最近の状態、服薬等について問い合わせがあったとのことで、 ■■■■ 大学事務局長が対応した。
H28.7.29	金	14:30	■■■■ 係長より ■■■■ 大学事務局長に連絡があった。 ■■■■ ご家族を通じて病院の説明内容が伝わる。「容体はかなり重篤で、ここ数日がヤマになる。」と説明を受けたとのことであった。
H28.7.29	金	15:00	■■■■ 進路支援部長より、実習に参加していた 7 人の学生の内の 3 人(学生 E, 学生 H, 学生 F)が教採・公務員対策室に帰ってきたことと、進路支援部教採・公務員対策室 ■■■■ 職員、 ■■■■ 参与とともに話を聞いた内容について、 ■■■■ 大学事務局長に報告された。
H28.7.29	金	17:00	NHK からの問い合わせがあった。(17:50 にも問い合わせあり)
H28.7.29	金	17:10	■■■■ 学科長と ■■■■ 大学事務局長が、A 引率教員と面談し、事故状況の説明を受けた。
H28.7.29	金	18:10	■■■■ 大学事務局長、 ■■■■ 学部長、 ■■■■ 法人事務局長が、 ■■■■ 学長に事故の概略について報告を行った。 ■■■■ 学長は直ちに「水泳実習事故対策本部」の設置を決定した。
H28.7.29	金		寺岡頑希さんの担任である ■■■■ 准教授が、病院へお見舞いに行った。
H28.7.29	金	19:00	■■■■ 学長、 ■■■■ 学部長、 ■■■■ 学科長、 ■■■■ 法人事務局長、 ■■■■ 大学事務局長で第 1 回対策本部会議を行った。(■■■■ 教育推進部長・ ■■■■ 進路支援部長は欠席であった。) 次回から構成員として、 ■■■■ 准教授、 ■■■■ 准教授、 ■■■■ 係長、進路支援部教採・公務員対策室 ■■■■ 職員を加えることとした。状況の共有と、翌日からの体制を確認し

日程	曜	時刻	内容
			た。また、■■■教授の女子対象の水泳実習を中止することを確認した。
H28.7.29	金	19:30	A 引率教員に大学院授業出席の自粛を■■■学科長が要請した。
H28.7.30	土	12:00	教育学部4回生の学生 D が■■■教授とともに事務局長を訪れた。寺岡頑希さんが前夜、学生 D の下宿に宿泊していたことが報告された。学生 D によると、飲酒はしていないが、就寝したのが午前 4:00 頃、起床は 8:00 頃と、やや寝不足であったと思うとのことだった。
H28.7.30	土	15:30	お見舞いに行った■■■教育推進部長より連絡があった。「14:30 頃に到着したらすでに控室で■■■学科長が■■■ご家族と面会中だったので合流した。寺岡頑希さんの容体に変化はない様子である。■■■ご家族は頑希さんが何故こんなことになったのか、理由を知りたがっておられる。」とのことであった。
H28.7.30	土	17:10	第 2 回対策本部会議を行った。寺岡頑希さんの容体と、現段階までに関係者から聴き取った内容を共有した。また、本日中に大学の全教職員宛に事故の発生について全教職員にメール連絡をすること、翌日の日曜日は■■■大学事務局長、■■■法人事務局長と■■■学長が出勤対応することを確認した。
H28.7.30	土	18:29	■■■大学事務局長より、全教職員宛に事故の概略のメールを発信した。
H28.7.31	日	15:30	■■■准教授とともにお見舞いに行った■■■教育推進部長より連絡があった。「寺岡頑希さんは予断を許さない状況になっているようである。学生の面会についてはお断りしたい意向を持たれている。」とのことで、■■■学長、■■■大学事務局長、■■■法人事務局長で学生へのメールによる通知を検討した。
H28.7.31	日	19:00	教育学部 4 回生全員に寺岡頑希さんが重体で入院していることと、お見舞いは控えることをメールで通知した。
H28.8.1	月	10:00	第 3 回対策本部会議を開いてこれまでの経過の報告、寺岡頑希さんの容体、今後の対応などについて共有、検討した。事故の現場にいた学生のケアについて話われた。また今後の調査について、確認した。
H28.8.1	月	13:00	■■■進路支援部長と■■■学科長が実習参加学生と面談した。
H28.8.1	月	16:10	■■■准教授とともにお見舞いに行った■■■係長より連絡があり、「大学への要望として教職課程を全うしたことの証のようなものを出してもらえないかと言われた。」とのことであった。
H28.8.2	火	10:00	大学運営協議会で事故の経緯と現在の状況が説明され、教職課程履修に関する証明書の案を検討した。また、8 月 18 日から始まる夏期の琵琶湖におけるスポーツ実習Ⅱ(B)については中止が妥当とされた。

日程	曜	時刻	内容
H28.8.2	火	12:10	第4回対策本部会議を実施して、今までの経緯や前日に行った学生への聴き取りの状況について共有した。職務を控える指示をしているA引率教員については、正式に特別休暇(自宅待機)扱いとすること、今年度夏期スポーツ実習の中止を決定した。
H28.8.2	火	13:30	第4回対策本部を開催し、証明書の案を確定した。
H28.8.2	火	14:30	ご家族に学科長と係長が教職課程履修に関する証明書について病院で説明した。
H28.8.2	火	18:00	第5回対策本部を開催し、学科長、係長から本日のお見舞いの報告を受けた。ご家族より、全学生へ状況を通知する許可をいただいたので、メールで知らせることとした。
H28.8.2	火	19:00	全学生に、寺岡頑希さんが重体で入院していることと、お見舞いは控えることを一斉メールで通知した。
H28.8.3	水	12:00	学部長が学科長、係長の立ち合いのもと、病院で教員免許に関する「証明書」をご家族(父親)に渡した。
H28.8.3	水	13:00	准教授が病院にお見舞いに行った。
H28.8.3	水	14:30	大学事務局長がお見舞いから戻った学部長、係長から報告を受けた。「寺岡頑希さんの容体は変わらないようである。教員免許に関する「証明書」については学部長が内容を読み上げ、ご家族に手渡した。
H28.8.4	木	12:20	教育学部会議で水泳実習中の事故についての概略の説明、及び教員への要望がなされた。
H28.8.4	木	15:30	准教授、大学事務局長、係長でお見舞いに行き、奈良県教員採用試験の1次合格発表のHPと、寺岡頑希さんの3回生時のゼミ旅行の写真をプリントして提供した。
H28.8.4	木	18:00	第6回対策本部会議を開催。本日の報告を行ったあと、教育学部4回生に状況の説明を行うことを決めた。また、翌日のお見舞いの際に奈良県教員採用試験の2次試験辞退の書類を持っていくこととした。6日(土)は准教授が行く予定とした。
H28.8.5	金	12:20	教育学部4回生に対し、学科長から寺岡頑希さんの現在の状況とご家族から4回生学生へのメッセージが伝えられた。
H28.8.5	金	16:20	スポーツ実習Ⅱ(B)の琵琶湖実習参加予定者に対して、実習担当代表が准教授、教授とともに実習中止の説明を行った。
H28.8.5	金	16:50	教育推進部長がお見舞いから戻り、本日の報告を行った。容体は悪いながらも安定してきているが、脳波反応は依然よくないとのことであった。奈良県の教員採用試験辞退届に押印していただいて受け取った。大阪府、大阪市の受験状況も報告に伺うことを約束したとのことであった。

日程	曜	時刻	内容
H28.8.5	金	18:00	第 7 回対策本部会議を開催した。
H28.8.6	土	15:30	准教授が病院にお見舞いに行った。
H28.8.7	日	15:30	学科長が病院にお見舞いに行き、ご家族から現在の状況や水泳が得意であったなどの人となり及びご兄弟のことを伺った。また、大学の授業「生命倫理」における尊厳死等の話題等のことをお聴きした。
H28.8.8	月	13:30	学長・学部長・大学事務局長・法人事務局長で、前日面会した学科長の報告を受けた。
H28.8.8	月	18:00	第 8 回対策本部会議を開催した。前日と本日のお見舞いの報告を行った。本日、気管切開処置が成功し、感染症の心配は無くなった。ICU から HCU に移るとお見舞いが可能になる。検査は連日続いており、(リハビリ)運動をしているとのこと。
H28.8.9	火	13:20	学科長が引率教員 A と今後の職務上の対応で相談した。
H28.8.9	火	18:00	第 9 回対策本部会議を開催した。本日のお見舞いの報告を行った。また、翌日から聴き取り調査を可能な限り迅速に行うことにした。
H28.8.10	水	9:00	第 9 回理事長室会議において、事故から現在に至る経過を報告した。
H28.8.10	水	14:05	大学事務局長・法人事務局長で、A 引率教員に対し聴き取り調査を行った。
H28.8.10	水	16:40	係長がお見舞いから戻り本日の報告を行った。
H28.8.10	水	18:00	大学事務局長・法人事務局長で係長に対し、事故当日 12:40 頃から 16:00 にかけての状況について聴き取り調査を行った。
H28.8.12	金	18:00	第 10 回対策本部会議を開催した。ご家族より病室が HCU に替わるので面会ができるようになることとお知らせいただいた。学生に案内するかどうかについて寺岡頑希さんに親しい人と相談することを伝えた。対策本部で相談の結果、ゼミ生にだけ実態を伝えて声をかけるのがよいのではないかということになり、お見舞いに行ってお意向を伺うこととした。また聴き取り調査の進め方についても打合せをした。

日程	曜	時刻	内容
H28.8.13	土	16:45	学科長がお見舞いに行った。ご家族と面談し、週明けの月曜日からの学生の面会について、前日の会議の内容でお話をし、理解を得られた。ゼミ生が病院に来てくれるときは准教授等が同行してほしいとのことであった。この報告を受けて准教授がゼミ生にメールで呼びかけることとした。ご家族から頑希さんの現在の状況や人となり及び兄弟のことを伺った。また、寺岡頑希さんは自宅が大学から遠いので学生 D さんの住まいには頻りに泊まっていた等の内容を伺った。
H28.8.15	月	18:00	第 11 回対策本部会議を開催した。13 日(土)現在の容体の報告とその後の学生の面会のことについて報告中に准教授より電話で、「容体が悪化し再び ICU に移られた。」と連絡が入った。電話を一旦終了し、会議で状況を報告した。
H28.8.15	月	19:30	准教授よりメールで本日の報告があり、19 時頃から約 15 分間、ICU で例外的にゼミ生 4 名と面会させていただいたとのことであった。
H28.8.16	火	17:00	係長が病院から戻って、法人事務局長に本日の報告を行った。翌日以降の面会については難しいとのことであった。
H28.8.16	火	夕方	准教授がゼミ生 3 名と病院に見舞いに行った。
H28.8.17	水	15:25	学科長より連絡が入った。「先ほど病院に着いたが寺岡頑希さんが亡くなったとご家族(父親)から伺った。」とのことであった。
H28.8.17	水	15:40	第 12 回対策本部会議を開催した。ご家族からの連絡を待つ様々な対応を開始することにした。
H28.8.18	木	16:12	ご家族(父親)に連絡し、葬儀等のスケジュールと式場を確認した。学生への連絡の許可はいただいたが、教育学部 4 年生以外の学生にどのような案内をするかは大学に一任された。
H28.8.18	木	16:47	ご家族(父親)から大学事務局長に連絡がはいる。榎原のプール関係者に、寺岡頑希さんが亡くなったことと、葬儀の日程等を知らせてほしいとお願いされた。法人事務局長が榎原市スポーツ協会に連絡した。
H28.8.18	木	17:00	第 13 回対策本部会議を開催した。葬儀等のスケジュールがわかったので、今後の対応を検討した。
H28.8.18	木	18:00	学生に対して一斉メールを行い、直後に全教職員に対しても式場やスケジュールの案内と、学生に知らせたことを報告した。
H28.8.19	金	14:00	学科長と法人事務局長で、学生 C の聴き取りを実施した。
H28.8.20	土	19:00	通夜に多くの教職員、学生、卒業生が参列した。受付の要員として准教授、教授と、5 人の学生があたった。

日程	曜	時刻	内容
H28.8.21	日	10:30	告別式に大学として■■■■学長と■■■■学部長が参列し、その他、多くの教職員、学生、卒業生が参列した。
H28.8.23	火	10:00	大学運営協議会で経過の報告を行った。
H28.8.23	火	18:00	第 14 回対策本部会議を開催した。前日、本日の動きについて報告し、翌日以降の確認を行った。実習参加学生への聴き取りは日程を早めることと、担当を変更することが確認された。
H28.8.24	水	9:00	第 10 回理事長室会議において、経過と現在の状況が共有された。
H28.8.25	木	17:00	第 15 回対策本部会議を開催した。前日、本日の動きについて報告し、翌日以降の確認を行った。警察から聴き取りを受ける可能性のある実習参加学生 6 人にはメールで翌日伝えることとした。
H28.8.26	金	12:30	■■■■法人事務局長が奈良県広域消防組合に伺い、7 月 29 日の災害出動総括報告書、救急救命措置録などの行政文書を受領した。
H28.8.26	金	15:00	■■■■学科長、■■■■係長で学生 D の聴き取りを実施した。
H28.8.28	日	14:40	学生 D と■■■■学科長が■■■■宅に弔問した。学生 D は寺岡頑希さんに感謝したい気持ち等を伝えた。ご家族は学生 D への励まし等を述べられ、ゼミ生等もご仏前に伺う機会等について話し合いを持った。また、寺岡頑希さんの大学におけるレポート等の書き物等を所望された。
H28.8.31	水	10:00	橿原警察署から電話がはいり、実習参加学生への聴き取りは教員採用試験を配慮し、連絡を取る時は大学からお願いすること。その他水泳講座の責任者や内容、実習参加学生への案内方法、申込方法等について問い合わせがあった。「捜査関係事項照会書」が送られてくる予定とのことであった。
H28.9.1	木		後援会だより第 16 号を発送し、全ての保護者宛に「水泳講座における事故について」を同封した。
H28.9.1	木	13:00	■■■■法人事務局長、■■■■進路支援部長で学生 E の聴き取りを実施した。
H28.9.1	木	14:30	■■■■法人事務局長、■■■■進路支援部長で学生 F の聴き取りを実施した。
H28.9.1	木	17:00	第 16 回対策本部会議を開催。これまでの聴き取りの確認と今後について確認した。
H28.9.2	金	16:30	■■■■法人事務局長、■■■■進路支援部長で学生 G の聴き取りを実施した。

日程	曜	時刻	内容
H28.9.6	火	17:00	第 17 回対策本部会議を開催した。特に学生、教職員への対応についても検討した。
H28.9.7	水	10:00	■■■■法人事務局長、■■■■進路支援部長で学生 H の聴き取りを実施した。
H28.9.7	水	11:50	■■■■ご家族が来学され、■■■■大学事務局長、■■■■法人事務局長、■■■■教育推進部長で対応した。■■■■部長からは保険書類の説明を行い、事故の経緯は主に■■■■法人事務局長が行った。報告には 9 月末までに何うことを約束した。
H28.9.8	木	16:30	教育学部会議で状況の報告がされた。
H28.9.9	金	9:00	■■■■法人事務局長、■■■■進路支援部長で学生 I の聴き取りを実施した。
H28.9.9	金	14:00	■■■■法人事務局長、■■■■准教授で榎原市総合プール(榎原市スポーツ協会)に赴き、事情を伺った。
H28.9.14	水	11:30	榎原警察署に連絡し、実習参加学生の聴き取りの日程調整を行った。
H28.9.16	金	10:00	榎原警察署にて学生 H の聴取があった。
H28.9.20	火	11:00	榎原警察署にて学生 E の聴取があった。
H28.9.20	火	19:00	■■■■学科長が■■■■宅を弔問した。
H28.9.21	水	10:05	榎原警察署にて■■■■進路支援部長の聴取があった。
H28.9.21	水	11:30	榎原警察署にて学生 I の聴取があった。
H28.9.23	金	10:00	榎原警察署にて学生 F の聴取があった。
H28.9.26	月	19:00	A 引率教員と■■■■学科長が■■■■宅を弔問した。
H28.9.30	金	15:00	第 18 回対策本部会議を開催した。■■■■学科長の報告があった。また、事故の報告書案について■■■■法人事務局長より提案があった。報告書を確定したうえで、来週、■■■■法人事務局長、■■■■大学事務局長で■■■■宅に説明に何うこととした。

日程	曜	時刻	内容
H28.10.3	月	9:30	榎原警察署にて■■■■進路支援部長の2回目の聴取があった。
H28.10.4	火	10:00	第24回大学運営協議会において、報告書の内容について検討を行った。また今後の再発防止について検討を開始するよう要望され、承認された。
H28.10.5	水	16:00	■■■■法人事務局長、■■■■大学事務局長両局長で■■■■宅を訪問して事故報告書の説明を行うとともに、道義的なお詫びを申し上げた。
H28.10.6	木	16:30	両学部合同の第2回担任会議において事故の発生から報告書の提出、その後の再発防止について検討を開始することを報告した。
H28.10.7	金	10:00	榎原警察署にて学生Cと学生Gの聴取があった。
H28.10.11	火	17:00	第19回対策本部会議を開催した。事故の報告書を確認した。
H28.10.13	木	16:30	教育学部会議で「水泳事故対策本部報告書(第1報)」が配布され、内容について報告された。
H28.10.18	火	10:00	大学運営協議会において、再発防止対応のラフスケジュールと、現状把握のため全学に依頼する「学外実習等ヒアリングシート案」が提案された。
H28.10.25	火	10:00	大学運営協議会において、「学外実習等ヒアリングシート」のフォーマットが承認され、学内への依頼方法、返信締切日取りまとめ方法等について決定した。
H28.11.2	水		全教職員に依頼するメール文書の内容に関し、対策本部の主要構成員で検討を行い、本学総務部長より全教職員に一斉メールにて学外実習等の調査について、運営協議会からの依頼文書を送信した。
H28.11.8	火	10:00	大学運営協議会において、個別の申請書によって運用されている状況を、一つの実施計画書にまとめるフォーマット案が提案された。
H28.11.8	火	13:00	■■■■ご家族が来学されて、榎原市等から入手された資料を提供いただき、その後■■■■学科長と懇談された。
H28.11.8	火	15:00	本学において■■■■ご家族と■■■■学科長が懇談した。
H28.11.12	土	11:00	■■■■教授と■■■■教授が■■■■宅を訪問し、頑希さんの大学生活等を話した。
H28.11.29	火	10:00	大学運営協議会において、「学外実習等ヒアリングシート」の集計状況について報告された。
H28.12.6	火	17:00	■■■■准教授がゼミ生と■■■■宅を訪問した。

日程	曜	時刻	内容
H28.12.8	木	16:30	教育学部会議で水泳事故対応に関して、その後の状況について報告された。
H28.12.13	火	17:30	第 20 回対策本部会議を開催して、これまでの経緯と今後の対応について検討した。
H28.12.16	金		■■■■ご家族(父親)より連絡があり、水泳実習に関する注意点とかをまとめた内規のようなものがあれば提出してもらえないかと依頼を受けた。
H28.12.20	火	10:00	大学運営協議会において、対策本部会議の状況が共有され、再発防止対応以外の大学として検討、決定していく必要のある事柄が確認された。
H28.12.20	火	19:00	■■■■ご家族(父親)に、水泳実習に関する内規は文章としてはなかったことを報告した。
H28.12.22	木	14:00	■■■■ご家族が来学されて、橿原市等から入手された資料を提供いただいた。
H28.12.22	木	16:30	教育学部会議で教育学部 4 回生へ水泳事故説明会を 1 月 19 日に■■■■ご家族を招いて行う予定であることが報告された。
H28.12.25	日		■■■■(父親)より橿原市スポーツ協会から入手されたプールの安全管理等に関する資料が提供された。
H28.12.26	月	16:00	■■■■学科長と■■■■大学事務局長で■■■■宅を訪問した。1 月 19 日の来学について快諾いただいた。
H29.1.10	火	16:00	第 21 回対策本部会議を開催して、これまでの経緯と今後の対応について検討した。18 日に■■■■学科長が■■■■宅を訪問して、19 日の最終確認を行うことになった。
H29.1.18	水	16:00	■■■■学科長が■■■■宅を訪問して 19 日の対応について打合せを行った。
H29.1.19	木	15:00	■■■■ご家族が来学され、教育学部4回生に向けてご講演いただいた。学生に加えて教育学部教員もほぼ全員が参加した。
H29.1.19	木		講演後、■■■■ご家族と■■■■学科長とで懇談した。
H29.1.23	月		■■■■学科長が■■■■宅を訪問し、1 月 19 日のお礼と情報交換をした。
H29.1.24	火	10:00	大学運営協議会において、対策本部会議の状況を共有し、■■■■の本学での講演(1 月 19 日実施)内容や学生の状況が報告された。
H29.1.26	木	16:30	教育学部会議で 1 月 19 日の状況説明■■■■ご家族のお礼の言葉の報告がされた。

日程	曜	時刻	内容
H29.2.2	木	13:00	橿原市スポーツ協会から会長、事務局長を含む 3 名が来学された。■■■■法人事務局長と■■■■大学事務局長が対応し、本学からは報告書のコピーを提供した。
H29.2.3	金	15:00	■■■■大学事務局長、■■■■法人事務局長、■■■■学科長で A 引率教員に対して新しい資料と報告書の補足に基づく説明を行った。改めて A 引率教員には事故当日の状況を振り返ってもらった。
H29.2.4	土	15:30	■■■■学科長が■■■■宅を訪問した。
H29.2.16	木		■■■■学科長が A 引率教員と面談し、実習参加学生と卒業前に会うことで相談した。
H29.2.20	月	15:00	第 22 回対策本部会議を開催して、これまでの経緯と進捗状況、今後の対応について検討した。補足資料の内容について審議承認され、その説明については近日中に■■■■法人事務局長と■■■■大学事務局長で説明に伺うこととした。
H29.2.21	火	10:00	大学運営協議会において、対策本部会議の状況が共有され、「補足資料」作成の件や卒業式の対応等について確認された。
H29.2.27	月	16:00	■■■■大学事務局長と■■■■法人事務局長で■■■■宅を訪問し、補足資料について説明した。
H29.3.3	金	15:00	学生 E、学生 F、学生 I と A 引率教員と■■■■学科長が面談した。
H29.3.5	日	16:00	■■■■学科長が■■■■宅を訪問し、卒業式当日の打合せを行った。
H29.3.7	火		大学運営協議会において「学外実習等ヒアリングシート」のヒヤリハット分類によるレベル分け、ヒヤリハットに対する具体的対策の可能性、対応案の資料が提出された。
H29.3.8	水		学生 C、A 引率教員、■■■■学科長が面談した。
H29.3.9	木	15:30	■■■■学科長が■■■■(母親)と卒業式当日の確認をした。
H29.3.10	金		■■■■学科長が学生 C と卒業式当日の打合せをした。
H29.3.14	火	10:00	大学運営協議会において、前回示された学外実習等の活動における安全管理対策について論議し、「イベント等実施計画書」案を検討した。
H29.3.14	火	15:00	■■■■(父親)と卒業式当日の最後の打合せをした。

日程	曜	時刻	内容
H29.3.15	水		畿央大学卒業式が開催された。冬木記念ホールでは、寺岡頑希さんの遺影を担当の■■■■准教授が抱えて列席した。その後の学科別行事では、■■■■ご家族に学位記に準ずる「認定証」が渡された。式典後、■■■■、水泳実習参加学生 6 名と■■■■学科長が懇談し、その後寺岡頑希さんの所属ゼミ生、担任、学科長と■■■■が懇談した。また、所属していたクラブ(ジャグリング)部員と懇談された。
H29.3.23	木	16:30	教育学部会議で卒業式当日の■■■■ご家族の感謝とお気持ちが報告された。
H29.3.28	火		大学運営協議会において試験運用している「イベント等実施計画書」運用について承認された。
H29.3.31	金		「イベント等実施計画書」平成 29 年度より正式運用を行うことについて学内決裁をとり、学内一斉メールにより 4 月 1 日付けで正式運用を行うことを通知し、運用を開始した。
H29.4.8	土		■■■■学科長が学科別卒業式当日に使用した DVD を■■■■宅に届けた。
H29.4.24	月		A 引率教員と■■■■学科長が面談した。
H29.5.11	木	18:00	A 引率教員に、■■■■学科長・■■■■法人事務局長・■■■■大学事務局長が面談を行った。
H29.5.12	金	9:30	■■■■ご家族が来学され、■■■■学科長と■■■■大学事務局長が対応した。檀原市の調査検証が開始されることになったこと、NHK の取材が入り 16 日のニュースで放映されることなどをお聞きした。卒業アルバムをお渡した。
H29.5.16	火	17:30	第 23 回対策本部会議を開催して今後の対応について議論した。
H29.5.18	木	18:00	A 引率教員が事故当時の振返りを行った。■■■■大学事務局長と■■■■法人事務局長で対応し話を聞いたが、次回に向けて自分の考えを少しずつ整理してもらうようお願いをした。
H29.5.19	金	10:03	■■■■学科長より、6 人の実習参加学生と学生 D に対して、ニュース放映の件と、問い合わせがあった場合には、遠慮なく相談してくれるようにとのメールが発信された。
H29.5.23	火	17:30	第 24 回対策本部会議を開催して今後の対応について議論した。A 引率教員との面談をすすめることになった。また、教採水泳講座について、今後継続して行うとすればどういう点を改善しなければならないかを検討する教育学部教員の 3 名が認められた。
H29.5.25	木	16:30	教育学部会議で■■■■ご家族のご尽力で事実確認に関する監視カメラの写真を大学に頂いたこと等が報告され、檀原市提供の時系列資料を配布し、会議後に回収した。

日程	曜	時刻	内容
H29.5.25	木	18:00	A 引率教員がもう一度事故当時の振返りを行った。■■■■大学事務局長と■■■■法人事務局長で対応しゆっくりと話を聞き、3人で確認しながら整理を進めた。今後、A 引率教員に文章で考えをまとめてもらうこととした。
H29.5.29	月		A 引率教員より、この間の振返りを文章にまとめたものが提出された。今後、A 引率教員の考えをふまえた大学の見解をまとめ、報告書(第2報)としてまとめていくこととした。
H29.5.30	火	15:00	第1回対策本部水泳講座検討チームを開催し、■■■■学科長・■■■■教授・■■■■准教授で今後の方向性を共通認識した。
H29.6.5	月	13:00	第2回対策本部水泳講座検討チームを開催し、今後の留意事項を共通確認した。
H29.6.5	月	17:00	A 引率教員に■■■■大学事務局長と■■■■法人事務局長が懇談した。まとめてもらった振返りの内容を確認し、今後の大学の対応について話し合った。
H29.6.6	火	17:00	第25回対策本部会議を開催して、新たに作成中の報告書(第2報)について承認された。
H29.6.13	火	10:00	大学運営協議会において報告書(第2報)の内容について検討を行った。
H29.6.13	火	12:30	第3回対策本部水泳講座検討チームで報告書の骨子案を作成した。
H29.6.20	火	10:00	大学運営協議会において報告書(第2報)の内容について検討を行い、決裁された。次週の大学運営協議会では補足資料を示すことになった。
H29.6.20	火	13:00	第4回対策本部水泳講座検討チームで今回の水泳講座の課題整理をした。
H29.6.20	火	18:00	第26回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。
H29.6.22	木	16:00	■■■■大学事務局長と■■■■法人事務局長で■■■■宅を訪問し、報告書(第2報)について説明した。ご家族よりNHKの報道に寄せられた意見等をまとめた資料を受領した。
H29.6.22	木	16:30	教育学部会議で、水泳事故対策本部会議で検証チームが立ち上がり、委員は■■■■学科長、■■■■教授、■■■■准教授であることおよび、当事故のTV放映の報告がされた。
H29.6.26	月	13:00	第5回対策本部水泳講座検討チームを開催した。
H29.6.27	火	10:00	大学運営協議会において報告書(補足資料)の内容を説明した。

日程	曜	時刻	内容
H29.6.27	火	17:30	第 27 回対策本部会議を開催して、この間の報告と今後の対応について議論した。
H29.6.30	金	17:00	A 引率教員に■■■■大学事務局長と■■■■法人事務局長が対応した。22 日の■■■■(父親)との話の内容を伝えた。
H29.7.1	土		保護者懇談会の学科説明会において、■■■■学科長より事故及び事故後の対応について説明を行った。
H29.7.2	日	16:00	A 引率教員と■■■■学科長が■■■■宅を訪問して報告書(第 2 報)に関する振返りの報告とお詫びを行った。
H29.7.3	月	13:00	第 6 回対策本部水泳講座検討チームを開催し、A 引率教員への聴き取りを決定した。
H29.7.6	木		樫原市から担当者がこられて、今後情報交換を行うことの話し合いを行った。併せて本学のそれまでの報告書を提供した。
H29.7.6	木	16:20	第 7 回対策本部水泳講座検討チームが A 引率教員に聴き取りを行った。
H29.7.13	木	16:00	■■■■大学事務局長と■■■■法人事務局長で■■■■宅を訪問し、聴き取り時のデータを説明してお渡した。
H29.7.20	木	13:00	第 8 回対策本部水泳講座検討チームを開催
H29.7.23	日	16:00	■■■■学科長と■■■■教授、■■■■准教授が■■■■宅を訪問し、水泳講座検討チームの作業等の説明を行った。
H29.7.25	火	16:00	第 28 回対策本部会議を開催して、この間の報告と今後の対応について議論した。
H29.7.26	水	10:40	■■■■学科長が「生命倫理」の最終講義の中で『学校管理下の安全教育』というタイトルで 1 年前の事故を受けた授業を行い、臓器移植、■■■■ご家族の想い等を話した。
H29.7.27	木	13:00	第 9 回対策本部水泳講座検討チームを開催した。
H29.7.27	木	16:00	教育学部会議で水泳事故報告書(第 2 報)の補足資料が配布され、会議後に回収した。水泳講座検討チームの説明も行った。
H29.7.27	木	17:00	A 引率教員に■■■■大学事務局長と■■■■法人事務局長が対応。

日程	曜	時刻	内容
H29.7.29	土	8:00	事故からちょうど1年が経過したこの日、檀原市総合プールにおいて献花が行われ、■■■■(父親)とともに本学から■■■■教授と■■■■准教授が参加した。その後プールでは檀原市による事故状況下における視認調査が行われた。
H29.7.31	月	14:00	A 引率教員と■■■■学科長が■■■■宅を訪問した。■■■■より檀原市の調査資料を受領した。7月26日の生命倫理受講生のレポートをお渡しした。
H29.8.3	木	12:20	教育学部会議での報告:7月29日の献花の件と8月17日献花予定等が報告された。
H29.8.9	水		A 引率教員が■■■■宅を訪問した。時系列写真に基づき、状況の補足説明を行った。
H29.8.17	木	8:00	寺岡頑希さんの一周忌にあたり、檀原市総合プールにおいて献花の式が行われた。大学からは■■■■学長、■■■■学部長、■■■■学科長他教育学部の教員と、事務局からも3名が参加した。
H29.8.17	木	9:00	全教職員がそれぞれの場において黙祷を行った。
H29.8.17	木	16:00	■■■■学長と■■■■学科長が■■■■宅を訪問した。
H29.8.26	土	16:00	学生Eが同級生と■■■■学科長とともに■■■■宅を訪問した。
H29.9.1	金	9:30	第10回対策本部水泳講座検討チームを開催した。
H29.9.12	火	17:00	第11回対策本部水泳講座検討チームを開催した。
H29.9.15	金	16:00	■■■■大学事務局長と■■■■法人事務局長とで■■■■宅を訪問した。様々なお話をお聞きしたあと、後期よりA引率教員を出講させることをお伝えした。また、当時の同行学生Gが一人で■■■■宅を訪ねていたことを教えていただいた。檀原市と情報共有する予定の実習参加学生聴き取り調査について、実習参加学生から承諾の返信がこず難航していることをお伝えした。
H29.9.26	火	17:30	第29回対策本部会議を開催して、この間の報告と今後の対応について議論した。特に檀原市への対応について相談した。
H29.9.27	水	17:30	第12回対策本部水泳講座検討チームを開催、報告書を精査、「H29.9.30.」付で完成し、後日対策本部に送付した。
H29.10.10	火	17:00	第30回対策本部会議を開催して、この間の報告と今後の対応について議論した。

日程	曜	時刻	内容
H29.10.11	水	14:00	橿原市から担当者が来学され、これまでの調査会議における調査のご報告をいただいた。
H29.10.12	木		橿原市より調査資料の提供を受けた。また、橿原市より本学の調査資料の提供が依頼され、依頼資料を提供した。
H29.10.20	金	17:00	■■■■学科長が■■■■宅を訪問した。
H29.11.25	土		橿原市より大学に対し要望書が提出され、具体的な聴き取り調査等が依頼された。
H29.11.28	火	16:00	第 31 回対策本部会議を開催して、今後の橿原市への対応について議論した。また、前回提案された水泳講座検討チームからの報告について再度議論を行った。
H29.12.8	金	16:00	■■■■大学事務局長と■■■■法人事務局長が■■■■宅を訪問し、報告書(第 3 報)の説明を行った。
H29.12.12	火	18:00	第 32 回対策本部会議を開催して、この間の報告と今後の対応について議論した。
H29.12.15	金		A 引率教員が橿原市の救助及び初期救急救命処置状況の調査に協力参加した。
H29.12.16	土		橿原市調査会議あてに要望書の内容に対しての質問書を提出した。
H29.12.16	土	14:00	■■■■准教授がゼミ生と■■■■宅を訪問した。
H29.12.22	金		橿原市より上記(H29.12.16)の回答文書を受領した。
H29.12.28	木		■■■■学科長が■■■■宅を訪問した。
H30.1.10	水	9:00	第 18 回理事長室会議において、本学対策本部会議と橿原市調査会議とは対等の立場で対応することと、■■■■には引続き配慮を持った対応を行うことを確認した。
H30.1.12	金		■■■■(父親)から■■■■大学事務局長宛に電話をいただいた。「監視カメラ映像の開示が不可となったので個別に開示の承諾書をとることを考えている。」とのことであった。
H30.1.12	金		A 引率教員へ■■■■大学事務局長の了解のもと水泳講座検討チーム(第 1 報)を渡した。
H30.1.16	火	16:30	第 33 回対策本部会議を開催して、この間の報告と今後の対応について議論した。

日程	曜	時刻	内容
H30.1.18	木	14:00	■■■■ (父親)が要望書を持参して来学され、対策本部会議のメンバーに今後のこととお話いただいた。
H30.1.24	水	9:00	第 19 回理事長室会議において、状況が説明され、■■■■ご家族の要望書を共有した。
H30.1.25	木	16:30	1 月 18 日に■■■■が来学され、対策本部会議のメンバーがお会いしたことを教育学部会議で報告した。
H30.2.7	水	14:00	橿原市関係者が来学され■■■■法人事務局長が対応した。再度の調査会議への協力依頼と、■■■■への監視カメラ映像の提供について市として対応を検討しているので、当時の実習参加学生への伝達協力を願いたいとのことであった。
H30.2.13	火	16:30	第 34 回対策本部会議を開催して、この間の報告と今後の対応について議論した。
H30.2.20	火	16:30	第 35 回対策本部会議を開催して、この間の報告と今後の対応について議論した。
H30.2.21	水		橿原市より調査協力に関する質問書を受領した。
H30.2.21	水	9:00	第 21 回理事長室会議において、橿原市総合プール重大事故調査会議にオブザーバー参加することについて検討、確認した。
H30.2.26	月		報告書第三報(改定版)を内部決裁し、確定した。
H30.2.28	水	16:00	■■■■大学事務局長と■■■■法人事務局長で■■■■宅を訪問し、報告書第三報(改定版)の説明を行った。また、橿原市からの要望に応え、調査会議にオブザーバー参加することをお伝えした。
H30.3.1	木	13:00	全教員連絡会で事故の報告を行った。
H30.3.2	金	14:00	全職員連絡会で事故の報告を行った。
H30.3.8	木		橿原市からの回答に対し、本学のとり得る対応について文書を発信した。
H30.3.19	月	10:30	日本プール安全管理振興協会理事長の■■■■氏が本学を訪問され、話を伺った。
H30.3.20	火	17:00	第 36 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。

日程	曜	時刻	内容
H30.3.22	木	9:00	第 23 回理事長室会議において、事故対策の報告と、今後の方針について確認した。
H30.4.10	火	16:30	第 37 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。
H30.4.11	水	9:00	第 1 回理事長室会議において、事故対策の報告と、今後の方針について確認した。
H30.4.11	水	15:00	榎原市長および調査本部会議のメンバーが本学を訪れ、 ■ 学長と懇談を行った。主に今後の調査会議への協力依頼について話し合われた。大学側は ■ 学長の他、 ■ 学部長、 ■ 学科長、 ■ 経営主幹、 ■ 大学事務局長、 ■ 法人事務局長で対応した。
H30.4.14	土	14:00	事故に関わった卒業生のうち、学生 F と学生 I が ■ 准教授とともに ■ 宅を訪問した。
H30.4.18	水	14:30	■ 学科長が ■ 宅を訪問した。
H30.4.24	火	11:30	第 38 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。
H30.4.25	水	9:00	第 2 回理事長室会議において、榎原市総合プール重大事故調査会議の調査方針について、本学が調査すべき内容(実習運営と教育指導上の安全管理)については、本学として行うことを榎原市に申し入れる検討を行った。
H30.4.26	木		榎原市より監視カメラ映像視聴に向けた同意書提出の協力依頼を受けた。
H30.4.26	木	16:30	教育学部会議で 7 月 29 日、8 月 17 日の予定及び実習参加学生の ■ 宅訪問が報告された。
H30.4.27	金	16:40	第 39 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。
H30.4.27	金		榎原市より調査検証の資料を受領した。
H30.4.28	土	16:00	卒業生 5 名(学生 G、学生 C、学生 D、学生 H、学生 E)と A 引率教員、 ■ 准教授で ■ 宅を訪問した。
H30.5.9	水	9:00	第 3 回理事長室会議において、本学としての基本方針を明確にし、関係者に対応していくことを確認した。
H30.5.11	金		■ 学長、 ■ 学部長で ■ 宅を訪問し、本学の方針を改めてお伝えした。

日程	曜	時刻	内容
H30.5.15	火	18:00	第 40 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。
H30.5.23	水	9:00	第 4 回理事長室会議において 5/31 の懇談で榎原市長に提出する公文書案が了承された。
H30.5.24	木	19:00	■■■■ (父親) が来学され、榎原市に対して監視カメラ映像提供の申し立て内容を変更してきたことを伝えられた。
H30.5.29	火		学園の理事会において榎原市との状況を報告した。
H30.5.31	木	10:00	■■■■ 学長、■■■■ 学部長、■■■■ 法人事務局長で榎原市を訪れ、榎原市長に、本学の方針等について伝えた。併せて、監視カメラ映像の提供を依頼した。
H30.6.5	火	18:00	第 41 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。
H30.6.6	水	15:00	■■■■ (父親) が来学され、前日の対策本部会議の審議内容について説明を行った。大学側は■■■■ 学長、■■■■ 学部長、■■■■ 学科長、■■■■ 大学事務局長、■■■■ 法人事務局長が対応した。
H30.6.8	金	13:00	■■■■ (父親) が来学され、本学への要望書と榎原市への要望書の写しを提出された
H30.6.9	土		6 人の実習参加学生に対して手紙を郵送した。主な内容は榎原市との関係で聴き取り調査などが遅れていることへのお詫びについてであった。
H30.6.12	火	18:00	第 42 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。特に 8 日に提出された■■■■ からのご要望について議論を行い、回答書を作成した。
H30.6.13	水	9:00	第 5 回理事長室会議において、■■■■ ご家族との面談内容、要望書について共有した。
H30.6.15	金	10:00	■■■■ 大学事務局長と■■■■ 法人事務局長が■■■■ 宅を訪問し、先日の要望に対する回答書の説明を行った。ご意見を頂戴し、持ち帰って検討することになった。
H30.6.19	火	17:30	第 43 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。特に 15 日に説明を行った回答書に関する■■■■ のご要望に関して議論を行ったが、時間中に結論が出ず、状況についてメールにて説明をお送りすることになった。
H30.6.20	水	15:00	■■■■ ご家族が来学され、■■■■ 学長が様々なご意見、ご要望を頂戴し、意見交換もされた。■■■■ 学部長、■■■■ 学科長が同席した。意見交換において、■■■■ ご家族の期待やお考えに対し、本学の回答ややり取りは本学の方針を一方的に説明することとなり、ご家族の気持ちに誠実に寄り添うことができず、事後の対応に課題を抱えることとなった。

日程	曜	時刻	内容
H30.6.23	土	夕方	■■■■ (父親)より電話をいただき、■■■■ 法人事務局長が対応した。20 日の学長との面談を受け、様々な思いとご意見を話された。
H30.6.23	土	20:00	■■■■ (父親)より■■■■ 学科長に電話をいただき、20 日の学長との面談を受け、様々な思いを話された。
H30.6.24	日	10:30	■■■■ 大学事務局長より前日いただいたお電話の内容の件で、■■■■ (父親)に電話し対応をすることを約束した。
H30.6.25	月	11:30	■■■■ 学長と■■■■ (父親)が電話をし、学長が 20 日の対応についてお詫びをした。
H30.6.27	水	9:00	第 6 回理事長室会議において事故対策の経過報告と、今後の方針について確認した。報告書の検証・評価のために第三者に依頼することを決定。すぐに人選にとりかかることになった。
H30.6.27	水	16:00	■■■■ 宅を■■■■ 学科長が訪問した。
H30.6.28	木	16:30	教育学部会議が開催され、これまでの大学、■■■■、檀原市の動きややり取りについて、また 7 月 29 日、8 月 17 日、及び生命倫理の件が報告された。
H30.6.29	金	16:15	意思表示の文書を HP 上にアップした。
H30.7.3	火	16:30	第 44 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。第三者委員の 1 名を■■■■ 氏とすることが承認された。
H30.7.6	金	16:00	■■■■ 大学事務局長と■■■■ 法人事務局長が■■■■ 宅を訪問し、第三者委員の件と■■■■ 氏への対応について説明を行った。
H30.7.7	土		前日の大学からの報告に対して、■■■■ (父親)からご要望のメールをいただいた。
H30.7.7	土		水泳講座検討チーム報告書(最新版)の内容を A 引率教員は了解した。
H30.7.9	月	17:00	■■■■ 氏に対して第三者委員の依頼と概略の説明を行った。■■■■ 学長、■■■■ 学科長、■■■■ 法人事務局長、■■■■ 大学事務局長で対応した。
H30.7.10	火	13:00	第 45 回対策本部会議を開催して、この間の説明と今後の対応について議論した。
H30.7.10	火		水泳講座検討チームから報告書(最終版)が提出された。
H30.7.11	水	9:00	第 7 回理事長室会議において、外部第三者の対応について検討した。

日程	曜	時刻	内容
H30.7.11	水	14:50	■■■■ 宅に ■■■■ 学科長が訪問し、ご家族のお考えをお伺いした。
H30.7.14	土	17:00	■■■■ 大学事務局長と ■■■■ 法人事務局長で ■■■■ 宅を訪問し、第三者委員の件と ■■■■ 氏への対応について新たな提案を行った。ご意見を頂戴し持ち帰って検討することにした。
H30.7.17	火	13:00	■■■■ 大学事務局長と ■■■■ 法人事務局長と ■■■■ 総務部係長が檀原市スポーツ振興課を訪問し、意見交換を行った。
H30.7.17	火	18:00	第 46 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。
H30.7.20	金	13:00	檀原市総合プールにおいて、■■■■ 大学事務局長、■■■■ 法人事務局長が ■■■■ 氏と今後の協力について打ち合わせを行った。
H30.7.24	火		檀原市長より本学学長あてに対応の回答文書を受領した。
H30.7.25	水	9:00	第 8 回理事長室会議において事故対策の経過報告と、今後の方針について確認した。檀原市の調査方針案に対する意見や第三者の件について確認を行った。
H30.7.25	水	14:00	■■■■ 宅に ■■■■ 学科長が訪問し、ご家族のお考えをお伺いした。
H30.7.26	木	11:00	檀原市を訪問し、事務局レベルの打ち合わせを行い、一定の合意を得た。
H30.7.26	木	16:30	教育学部会議で 7 月 23 日に当水泳事故の TV 放映された件と、8 月 1 日の「生命倫理」の件が説明された。
H30.7.31	火	18:00	第 47 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論し、第三者の依頼について進めることになった。
H30.8.1	水		■■■■ 法人事務局長と ■■■■ 大学事務局長が ■■■■ 教授と面会して第三者委員の依頼と概略の説明を行い、ご了承いただいた。
H30.8.1	水	10:40	■■■■ 学科長の「生命倫理」の講義で、■■■■ ご家族にゲストティーチャーとして授業を実施していただいた。その後に寺岡頑希さんが属していたテニスサークル Fit の部員たちが、頑希さんが使用していたと考えられるラケットをご家族にお渡しした。
H30.8.2	木	12:20	教育学部会議で 8 月 17 日の献花式の予定と案内、8 月 1 日の「生命倫理」に関する報告をした。
H30.8.6	月	14:00	■■■■ 学科長がメールで、講演時に寺岡頑希さんの固有名および「臓器移植」の表現使用の了解を ■■■■ ご家族から得た。

日程	曜	時刻	内容
H30.8.8	水	9:00	第 9 回理事長室会議において、報告書作成の方針等について検討した。
H30.8.14	火	13:30	橿原市総合プールでの■■■■(父親)、■■■■理事長、橿原市と本学の四者協議に出席した。
H30.8.17	金	8:15	橿原市総合プールにおいて行われた献花式に■■■■学長その他教職員が参加して献花を行った。その後、11 時 30 分より橿原市の再現調査に■■■■大学事務局長、■■■■総務部係長が参加した。
H30.8.19	日	14:30	■■■■宅を■■■■学科長が弔問した。
H30.8.21	火	17:30	第 48 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。
H30.8.22	水	9:00	第 10 回理事長室会議において、橿原市関連の対応、特に監視カメラ映像閲覧の関係者の同意書への対応について確認した。
H30.8.23	木	16:00	教育学部会議で 8 月 1 日の「生命倫理」の件等が報告された。
H30.9.5	水	9:00	第 11 回理事長室会議において、中間報告書の内容、公表等について審議した。
H30.9.11	火	15:40	第 3 回理事会において本件の対応について確認された。■■■■への対応について理事長室会議での審議が依頼された。
H30.9.11	火	17:20	臨時の理事長室会議において、9 月末の中間報告の対応について承認された。
H30.9.21	金	16:00	■■■■学部長、■■■■法人事務局長、■■■■大学事務局長で■■■■宅を訪問し、中間報告の公表の件について説明を行った。
H30.9.23	日	15:00	■■■■(父親)が来学され、■■■■学部長と■■■■大学事務局長がご意見を伺った。
H30.9.25	火	14:40	■■■■(父親)が大学に来学され、■■■■学長とご面会された。■■■■学部長、■■■■学科長、■■■■法人事務局長、■■■■大学事務局長、■■■■教育推進部長が同席してご意見を伺った。
H30.9.26	水	9:00	第 12 回理事長室会議において、状況が共有され、中間報告書は公表しないこと、報告書の延期について HP に掲載すること、橿原市に本学の知り得ない情報の提供協力を依頼すること、理事長室会議と水泳事故対策本部会議の連携を密にとること、何より■■■■に真摯に対応し関係改善に向け尽力することを確認した。

日程	曜	時刻	内容
H30.9.26	水	13:00	准教授がゼミ生と宅を訪問した。
H30.9.26	水		第 49 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。
H30.10.2	火	13:00	第 50 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。
H30.10.4	木	17:00	かしはら万葉ホールでの(父親)、理事長、橿原市と大学の四者協議に出席した。
H30.10.8	月	13:30	学科長が宅を訪問し、お考えを伺った。
H30.10.9	火	10:00	第 51 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。
H30.10.10	水	17:30	第 13 回理事長室会議において、報告書の作成の基本的なスタンスと、進め方について確認した。
H30.10.12	金	9:00	6 人の実習参加学生に対して監視カメラ映像閲覧のための同意書と聴き取り調査への同意書を郵送した。
H30.10.16	火		日本プール安全管理振興協会理事長にお越しいただき学長とご面会いただいた。
H30.10.23	火	13:00	第 52 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。
H30.10.23	火	16:00	第 53 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。
H30.10.24	水	17:30	第 14 回理事長室会議において、日本プール安全管理振興協会の理事長への協力依頼等に関し、確認された。
H30.10.24	水	9:00	第 9 回橿原市総合プール重大事故調査会議にオブザーバー参加。
H30.10.25	木	14:30	教育学部会議で橿原市重大事故調査会議の報告書と畿央大学報告書の関係が報告された。
H30.10.30	火	16:30	宅を学科長が訪問した。

日程	曜	時刻	内容
H30.10.30	火	13:30	第 54 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。
H30.11.7	水	17:30	第 15 回理事長室会議において、報告書の構成案の検討を行い、日本プール安全管理振興協会の■■■■理事長への協力依頼等に関し、確認された。
H30.11.8	木	9:00	教育学部会議で実習参加学生や A 引率教員の聴き取り調査の進捗状況が報告された。
H30.11.10	土		実習参加学生(学生 E、学生 G)及び A 引率教員の再聴き取り調査を実施した。
H30.11.17	土		実習参加学生(学生 C、学生 I、学生 F、学生 H)の再聴き取り調査を実施した。
H30.11.27	火		第 10 回橿原市総合プール重大事故調査会議にオブザーバー参加。
H30.11.28	水		第 16 回理事長室会議において、再聴き取り者に同意文書を求めた上で、橿原市と共有すること、報告書の対応について橿原市と連動して進めることを確認した。
H30.11.29	木	9:00	第 55 回対策本部会議を開催。前々日に開催された橿原市総合プール重大事故調査会議の報告と同行学生への再聴き取り調査のまとめ方について意思統一を行った。
H30.12.5	水	18:00	第 17 回理事長室会議において、再聴き取り調査における飲酒のコメントへの対応について協議した。
H30.12.11	火	9:00	第 56 回対策本部会議を開催して、今後の対応について議論した。
H30.12.13	木	17:00	橿原市、■■■■理事長、本学で今後の調査対応等について三者協議を行った。
H30.12.13	木	14:00	教育学部会議で報告書の状況と橿原市提供の監視カメラ映像の閲覧可能の件が報告された。
H30.12.19	水	16:30	第 18 回理事長室会議において、学生 D への聴き取り確認の対応や、当時の同行学生への監視カメラ映像のスタンバイが出来ていることの伝え方等について検討した。
H30.12.19	水	9:00	■■■■宅を■■■■学科長が訪問し、年末のご挨拶をした。
H30.12.19	水	16:10	■■■■学長、■■■■学部長、■■■■教授、■■■■大学事務局長の 4 名が、かしはら万葉ホール会議室において監視カメラ映像の閲覧を行った。
H30.12.20	木		■■■■教授と■■■■法人事務局長により、学生 D に当時の聴き取り内容を再度確認。特に飲酒の有無について再確認したが、当時の内容で間違いなく、アルコールは飲んでいないということだった。また、『自分

日程	曜	時刻	内容
			が先に家を出た』というのは間違いで、時刻ははっきりしないが寺岡君を見送ったと訂正された。
H30.12.25	火		学園の理事会において、これまでの対応状況が報告された。
H30.12.26	水	14:31	学科長、准教授、A 引率教員、法人事務局長の 4 名が監視カメラ映像の閲覧を行った。
H31.1.9	水	9:30	第 19 回理事長室会議において、日本プール安全管理振興協会の理事長との協力関係において、社会的に見た場合の公正性をどのように担保するかについて検討した。
H31.1.17	木	9:00	ご家族(父親)より要望書をいただき、検討を開始した。
H31.1.21	月		第 11 回橿原市総合プール重大事故調査会議にオブザーバー参加。
H31.1.23	水	14:30	第 20 回理事長室会議において日本プール安全管理振興協会の理事長を学園の水泳実習安全管理担当顧問として、顧問契約の上、委嘱することが提案され、中立・公平な立場での関与と、利益相反事項についての除外を契約書におりこみ、進めることが承認された。
H31.1.24	木	9:00	教育学部会議で学部に「水泳講座検討チーム」の立ち上げが了承された。
H31.1.31	木	16:30	ご家族に回答書(H31.1.17 の要望書に対する一部の回答のみ)をお送りした。
H31.2.6	水	9:00	第 21 回理事長室会議において「教採水泳講座連絡会(仮称)設置準備室」について検討、審議した。
H31.2.13	水	9:00	顧問にお越しいただき内部聴き取り調査を実施した。対象は教授、教授、学科長(以上の聴き取りは顧問、学部長、法人事務局長)、係長、室長(以上の聴き取りは顧問、法人事務局長、大学事務局長)であった。
H31.2.14	木	16:30	教育学部会議で「水泳講座検討チーム」での議論内容が報告された。
H31.2.17	日	16:00	学科長が宅を訪問し、平成 31 年度夏の小学校教員水泳指導力養成講座(案)をご家族に説明し、当日の見学をご案内した。

日程	曜	時刻	内容
H31.2.20	水	9:00	第 22 回理事長室会議において内部調査の状況報告等について確認した。
H31.2.26	火	14:30	第 12 回橿原市総合プール重大事故調査会議にオブザーバー参加。
H31.2.27	水		学内教職員について聴き取りを行った。対象は■■■■准教授(聴き取りは■■■■学部長、■■■■法人事務局長)、■■■■参与(聴き取りは■■■■法人事務局長、■■■■大学事務局長)であった。
H31.3.6	水	9:00	第 23 回理事長室会議において、報告書構成案等について確認した。
H31.3.6	水	13:30	■■■■顧問にお越しいただき A 引率教員からビデオ映像閲覧後の振り返りを行った。メンバーは■■■■顧問の他、■■■■学部長、■■■■法人事務局長、■■■■大学事務局長。また、それ以外の時間では■■■■学科長もまじえて今後の方針等について打ち合わせを行った。
H31.3.9	土		■■■■准教授が■■■■宅を訪問し、今後の卒業生への対応について相談した。
H31.3.14	木	14:30	教育学部会議で水泳事故報告書の進捗状況が報告された。
H31.3.16	土	15:00	■■■■准教授が卒業生(学生 G)と■■■■宅を訪問した。
H31.3.30	土	9:50	■■■■宅に■■■■学部長と■■■■学科長が訪問した。
R1.6.11	火	14:00	第 57 回対策本部会議を開催。これまでの経緯と、6/12 の橿原市総合プール重大事故調査会議のオブザーバー参加について検討した。
R1.6.12	水	14:30	第 14 回橿原市重大事故調査会議にオブザーバー参加
R1.6.26	水	14:15	■■■■顧問と大学での打ち合わせ。同行学生の監視カメラ映像閲覧、同行学生の報告書での取り扱いなどを検討。本学からは■■■■学部長、■■■■教授、■■■■法人事務局長、■■■■大学事務局長、■■■■教授対策室長、■■■■法人総務部課長が出席。
R1.7.14	日		■■■■ご家族(ご両親)が来学。同行学生への対応などについて意見交換。■■■■学部長、■■■■法人事務局長が対応。
R1.7.29	月		橿原市総合プールで献花

日程	曜	時刻	内容
R1.8.17	土		橿原市総合プールでの献花式に出席
R1.8.21	水		ご家族(ご両親)が来学。理事長室会議、水泳事故対策本部会議、ケアチームのメンバーにお話をいただく。
R1.8.26	月		橿原市重大事故調査会議にオブザーバー参加
R1.9.3	火	13:00	第 58 回対策本部会議を開催。経緯の確認。HP 掲載文書の確認など
R1.9.19	木	15:00	第 59 回対策本部会議を開催。内部調査の対応、同行学生のカメラ映像閲覧手続について検討した。
R1.10.2	水	13:00	顧問と大学での打ち合わせ。同行学生の監視カメラ映像閲覧、内部聴き取り調査、同行学生の監視カメラ映像の閲覧などを検討。本学からは学長(途中退席)、学部長、教授、法人事務局長、大学事務局長、進路支援部次長(途中参加)、教授対策室長、総務部課長が出席。
R1.10.15	火	11:00	第 60 回対策本部会議を開催。内部調査の対応、外部第三者対応の進捗状況について共有した。
R1.10.31	木		顧問立会いの下、内部聴き取り調査(学部長、学科長、前学科長、教授、准教授、室長、参与、参与)
R1.11.12	火	16:00	第 61 回対策本部会議を開催。内部調査の文書化の方法について検討した。
R1.11.19	火	9:50	第 62 回対策本部会議を開催。内部調査の報告書への入れ込み方の検討をした。
R1.11.26	火	9:50	第 63 回対策本部会議を開催。内部調査文書確認作業の進捗状況について共有した。
R1.11.26	火	10:00	かしはら万葉ホールにおいて、橿原市の協力を得、ケアチームが監視カメラ記録映像の閲覧をした。
R1.12.3	火	9:50	第 64 回対策本部会議を開催。内部調査文書を次回本会議で確認することを共有した。
R1.12.10	火	9:50	第 65 回対策本部会議を開催。同行学生、引率教員の今後の対応について検討した。

日程	曜	時刻	内容
R1.12.12	木	18:00	第 66 回対策本部会議を開催。経緯の確認。卒業生の監視カメラ映像閲覧、内部聴き取り調査のその後の対応について検討した。
R1.12.17	火	9:50	第 67 回対策本部会議を開催。経緯の確認。ケアチームで相談された同行学生の対応案について共有した。
R1.12.24	火	9:50	第 68 回対策本部会議を開催。■■■■宅訪問の連絡状況について共有した。
R1.12.26	木	12:00	第 69 回対策本部会議を開催。前日の橿原市との打ち合わせ報告。翌日の■■■■宅訪問の目的、同行学生への対応について検討した。
R1.12.27	金		■■■■顧問にご同行いただき、■■■■宅訪問。内部調査文書のお渡しと同行学生対応についてのご報告をする。
R2.1.7	火	9:50	第 70 回対策本部会議を開催。同行学生監視カメラ映像閲覧対応について検討した。
R2.1.14	火	16:10	第 71 回対策本部会議を開催。同行学生監視カメラ映像閲覧対応、引率教員対応について検討した。
R2.1.21	火	9:50	第 72 回対策本部会議を開催。同行学生への「大学からの説明と振り返り」(1/26,2/1 予定)について検討した。
R2.1.23	木	13:00	第 73 回対策本部会議を開催。同行学生への「大学からの説明と振り返り」(1/26,2/1 予定)について検討した。
R2.1.26	日		「プール事故に関する大学からの説明と前回調査の確認・ふりかえり」実施した。
R2.1.28	火	9:50	第 74 回対策本部会議を開催。1/26 の状況を共有した。
R2.2.4	火	15:00	第 75 回対策本部会議を開催。外部第三者委員の状況を共有した。
R2.2.13	木	18:00	第 76 回対策本部会議を開催。ケアチームの対応、引率教員への対応、報告書原案の共有をした。
R2.2.18	火	9:50	第 77 回対策本部会議を開催。報告書案確認手順について検討した。
R2.2.25	火	18:00	第 78 回対策本部会議を開催。引率教員、報告書構成について検討した。

日程	曜	時刻	内容
R2.3.3	火	9:50	第 79 回対策本部会議を開催。ケアチームの対応、報告書構成について共有した。
R2.3.10	火	9:50	第 80 回対策本部会議を開催。引率教員への対応、同行学生への対応について共有した。
R2.3.17	火	9:50	第 81 回対策本部会議を開催。引率教員への対応について検討、報告書の作成状況について共有した。
R2.3.19	木	13:30	第 82 回対策本部会議を開催。今後の作業手順、報告書構成について検討した。
R2.3.26	木	18:00	第 83 回対策本部会議を開催。報告書作成について検討した。
R2.6.11	木	13:00	第 84 回対策本部会議を開催。本会議構成員の変更、現在の状況について共有した。
R2.6.23	火	14:00	第 85 回対策本部会議を開催。7/29(事故のあった日)、8/17(ご命日)の対応について検討した。
R2.10.2	金	11:00	第 86 回対策本部会議を開催。橿原市の報告書とのすり合わせについて検討した。
R2.10.29	木	16:30	第 87 回対策本部会議を開催。報告書案に関する■■■■顧問のご意見の共有、橿原市の報告書とのすり合わせについて検討した。
R3.2.16	火	14:00	第 88 回対策本部会議を開催。報告書作成について検討した。
R3.5.13	木	16:30	第 89 回対策本部会議を開催。本会議構成員の変更、現在の状況について共有した。
R3.6.4	金	15:00	第 90 回対策本部会議を開催。報告書案についての■■■■顧問のご意見について検討した。
R3.6.24	木	18:00	第 91 回対策本部会議を開催。報告書案についての■■■■顧問のご意見について検討した。
R3.7.9	金	16:00	第 92 回対策本部会議を開催。報告書案について、7/29 の「誓いのつどい」への対応について検討した。
R3.9.22	水	17:00	第 93 回対策本部会議を開催。9/30 に予定されている橿原市との事務レベルでの打ち合わせについて共有した。
R3.10.26	火	15:00	第 94 回対策本部会議を開催。今後の進め方について検討した。

日程	曜	時刻	内容
R3.11.24	水	15:00	第 95 回対策本部会議を開催。今後の進め方について検討した。
R3.12.23	木	12:00	第 96 回対策本部会議を開催。今後の進め方について検討した。
R4.1.25	火	16:00	第 97 回対策本部会議を開催。今後の進め方について検討した。
R4.3.15	火	15:30	第 98 回対策本部会議を開催。昨日の打ち合わせ報告と報告書の作成について検討した。
R4.5.18	水	11:00	橿原市と大学にて新規のご担当の方を含めた情報交換
R4.5.31	火	16:00	第 99 回対策本部会議を開催。この間の経緯の確認と今後のプロセスについて検討した。
R4.6.21	火	13:00	第 100 回対策本部会議を開催。今後のプロセスについて検討した。
R4.7.12	火	13:00	顧問と対策本部会議メンバーとのオンラインミーティングを実施。
R4.7.15	金	10:00	四者協議会へ出席
R4.7.20	水	16:40	第 101 回対策本部会議を開催。今後のプロセス、ケアチーム対応について検討した。
R4.7.26	火	17:00	第 102 回対策本部会議を開催。報告書作成、ケアチーム対応について検討した。
R4.7.29	金		「誓いのつどい」へ参列 同行学生(学生 E、学生 F)へ、報告書の進捗状況をお知らせし、今後の報告書案の確認を依頼した。
R4.7.30	土		ご家族が本学正課授業の外部講師として講演。その後本学対策本部との面談。
R4.8.5	金	15:00	第 15 回橿原市重大事故調査会議にオブザーバー参加
R4.8.5	金	17:00	第 103 回対策本部会議を開催。報告書作成、ケアチーム対応について検討した。
R4.8.17	水		橿原市総合プールにて献花 同行学生(学生 C、学生 G)へ、報告書の進捗状況をお知らせし、今後の報告書案の確認を依頼した。

日程	曜	時刻	内容
R4.8.27	土		同行学生(学生 H、学生 I)へ、報告書の進捗状況をお知らせし、今後の報告書案の確認を依頼した。
R4.8.29	月	14:30	第 104 回対策本部会議を開催。同行学生の報告書案確認の対応予定を共有した。
R4.8.31	水	15:00	第 16 回榎原市重大事故調査会議にオブザーバー参加
R4.9.3	土		同行学生(学生 C・学生 E・学生 G・学生 I)による報告書案の確認を実施。
R4.9.10	土		同行学生(学生 F)による報告書案の確認を実施。
R4.9.17	土		同行学生(学生 H)による報告書案の確認を実施。
R4.10.4	火	17:00	第 105 回対策本部会議を開催。報告書案の扱い、引率教員対応について検討した。
R4.10.16	日		宅で「水泳実習事故調査報告書(案)」をお渡しする。(榎原市も同様の対応をとられる)
R4.11.3	木		外部第三者委員である 教授へこれまでの状況のご説明と再度意見書の作成を依頼
R4.11.4	金		外部第三者委員である 教授へこれまでの状況のご説明と再度意見書の作成を依頼
R4.11.8	火	17:00	第 106 回対策本部会議を開催。外部第三者委員の先生方への対応について検討した。
R4.11.24	木	10:00	第1回重大事故報告書作成調整協議会(於:榎原市保健センター)に出席
R4.11.28	月	13:00	第 107 回対策本部会議を開催。報告書案の今後の修正の進め方について検討した。
R4.11.29	火	15:00	第 17 回榎原市重大事故調査会議にオブザーバー参加
R4.12.1	木	13:00	第 108 回対策本部会議を開催。報告書案の今後の修正の進め方について検討した。
R4.12.16	金	13:00	第 109 回対策本部会議を開催。報告書案の今後の修正の進め方について検討した。

日程	曜	時刻	内容
R4.12.21	水	15:00	第 2 回重大事故報告書作成調整協議会(於:畿央大学)を開催
R4.12.27	火	15:00	第 18 回橿原市重大事故調査会議にオブザーバー参加
R4.12.27	火	17:00	第 110 回対策本部会議を開催。報告書案の今後の修正の進め方について検討した。
R5.1.25	水	14:30	第 3 回重大事故報告書作成調整協議会(於:橿原市)を開催
R5.2.2	木	13:00	第 111 回対策本部会議を開催。報告書案の今後の修正の進め方について検討した。
R5.2.28	火	14:10	第 4 回重大事故報告書作成調整協議会(於:畿央大学)を開催
R5.3.27	月	14:30	第 19 回橿原市重大事故調査会議にオブザーバー参加。 終了後、引率教員等が■■■■様宅を弔問した。
R5.5.19	金	14:00	事故の監視カメラ映像の再閲覧の機会を橿原市にいただき、引率教員が閲覧
R5.5.20	土	9:30	引率教員への事故当時の状況の再再聴き取りの実施
R5.6.20	火	13:00	第 112 回対策本部会議を開催。報告書案の今後の作業スケジュールについて検討した。
R5.7.3	月	14:00	第5回重大事故報告書作成調整協議会(於:畿央大学)を開催
R5.7.4	火	14:30	第 113 回対策本部会議を開催。報告書案再編方針の確認、今後のスケジュールを共有した。
R5.7.18	火	14:00	第 6 回重大事故報告書作成調整協議会(於:畿央大学)を開催
R5.7.29	土	9:30	橿原市・畿央大学総合プール重大事故調査合同会議(於:橿原運動公園)を開催。本学調査報告書本文の確定

添付資料

- 資料 1 教員採用試験・公立幼保採用試験対策 28 年度計画
- 資料 2 電子メール①
- 資料 3 電子メール②
- 資料 4 電子メール③
- 資料 5 LINE のやり取り
- 資料 6 電子メール④
- 資料 7 電子メール⑤
- 資料 8 電子メール⑥
- 資料 9 プール設置の監視カメラからの静止画像資料
- 資料 10 プールでの水難事故発生時の発見状況に関する聞き取り内容などについて
- 資料 11 NHK 番組視聴者から遺族に対するコメント
- 資料 12 A 引率教員の事故当日作成メモ
- 資料 13 A 引率教員聴き取り資料
- 資料 14 同行学生の再聴き取り資料
- 資料 15 A 引率教員の映像閲覧後の聴き取り資料
- 資料 16 学内関係者の再聴き取り資料
- 資料 17 A 引率教員再聴き取り資料
- 資料 18 学校体育実技指導資料第 4 集『水泳指導の手引（三訂版）』
- 資料 19 学校事故対応に関する指針

外部第三者委員の意見書

本学と直接利害関係のない外部の第三者 2 名に外部第三者委員を委嘱し、本件の経緯と対応について説明と質疑応答を行い、事故状況に関する資料、本学関係者聴き取り資料及び前項の全ての報告書を全文お渡しし、本学の対応と取組に関する評価意見を求めた。2 名の外部第三者委員と、委員より提出された評価意見書については、以下の通りである。

赤松喜久 氏 大阪教育大学 教授
学校体育全般に関する専門家

松井敦典 氏 鳴門教育大学大学院学校教育研究科 高度学校教育実践専攻
教科・総合系 保健体育科教育コース 教授
水泳教育に関する専門家

畿央大学学長殿

令和 5 年 2 月 1 0 日
大阪教育大学教授 赤松喜久

水泳事故に係る追加詳細事故報告書を受けての所見について

平成 28 年 7 月 29 日に橿原市総合プールにおいて発生した、畿央大学教員採用試験対策水泳実習中の事故について、新たに詳細な事故報告書を受けての所見について報告させていただきます。

すでに報告させていただいた私の意見が、必ずしも詳細な事故報告書を基にしたものではなかったことに対しては、私自身、不確定な事実として、詳細の確認が必要である旨の指摘ができなかったことを真摯に反省しています。本所見の内容については、すでに提出させていただいた意見と基本的な方向性を異にするものではありませんが、新たにお示しいただいた事実を踏まえると、より厳しい表現をとらざるをえないと考えられる点がありますので、根本的な 2 点に焦点を当てて、所見をまとめさせていただくとともに、最後に再発防止に向けて求められると考えられる点についてまとめさせていただきます。

1 引率教員の安全配慮義務違反の可能性が高い点

当該引率教員（教員 A）について、畿央大学教員採用試験対策水泳実習の位置づけが、大学としての実習であるのかについて明確になっていたとは言い難い中で、好意的に学生に対応している点は評価されるものといえよう。しかし以下のような安全配慮義務違反の可能性がより鮮明に浮き彫りにされたものといえる。

- ① 「絶対に事故を起こさないという心構えをもって、実習の計画・立案、実技指導に当たっていた」とは言い難い。そのように判断される理由は2つ指摘できる。1) まず、当日の実習参加者の健康観察・確認が不十分で、体調や既往症等の確認がチェックシート等でなされていないこと、2) 実習の指導内容が計画されておらず、当日の受講者の動きをみて都度判断するというものであり、計画性に欠けるものであったと言わざるを得ない点があげられる。
- ② 当日の監視にかかわる行動は「危険を感じたらすぐに対応する」という姿勢とは言い難いものであったことが明らかとなったと言わざるを得ない。そのように判断される理由は3つ指摘できる。まず、1)（水底に沈んだままの状態となっている）事態が発見されるまでの教員 A の監視行動の多くがプールサイドに腰かけた状態であり、危険の発生に気づき得る行動ではなかった可能性が高いこと、2) 潜水時間が長すぎることを学生から知らせられながらも、水泳経験者であるからであろうとの思い込みから、事故発見を遅らせた可能性が高いこと、3) すべての実習参加者を同時に監視・指導することには物理的に無理があることから、バディー・システムを導入するなどの配慮が求められるところ、その点の配慮に欠けていた可能性が高いことがあげられる。

2 畿央大学教員採用試験対策水泳実習にかかわる大学側の問題

先に教員 A の安全配慮義務違反に係る可能性が高いことについて指摘させていただいた。しかしながら、学校法人冬木学園水泳実習事故対策本部がまとめた畿央大学水泳実習事故調査報告書に、「本件水泳実技実習は事故当時、本学の教員採用試験対策の一環として年間プログラムに記載し計画しているものの、その実施・運営に関して対策室は手続きの案内、担当教員への依頼等、補助的業務にとどまり、教員もまたボランティア精神によって実技指導を引き受け、学生も比較的自由に参加し練習する性質のものとなっていた。」とあるように、教員 A にとって本件水泳実技実習の性質を不明確なもののまま放置したままであったことは、教員 A 個人のみに安全配慮義務違反の責を問うことには問題が残るものと考えられる。「教員採用試験対策の一環として年間プログラムに記載し計画している」のであれば、その内容の質保証は第一義的に大学の責任の問題と考えられる。加えて言うなら、教員 A の安全配慮義務違反の可能性が問われるならば、大学側の使用者責任も問われるべき問題ではないかと考えられる。それらの点については、司法の判断に委ねられるべき内容と考えられるので、体育が専門である私からは、これ以上の言及は差し控えることとする。

3 再発防止に向けて重要となる点

- 1 大学は、当該実習の性質を明確にすること。もって、最終責任の所在は大学であるという認識の下、実習の目的、内容、引率・指導教員の職務内容等の明確化に努める必要がある。(目的、指導内容が明確になっているならば、引率・指導教員にとっても、目的、指導内容から外れた学生の行動について、即対応可能となるものと考えられる。)
- 2 大学は、授業がシラバスによって目的、指導内容、評価方法等が具体化されているのと同様、「対策室」等の組織を介して、大学として各種実習の質保証に努める必要がある。そうすることによって実習の目的や指導内容を個々の指導教員に委ね、何がどのように行われているのかの把握と評価が可能となるのみならず、大学の考えをより明確に打ち出すことになるとともに、責任の所在もより明確になるものと考ええる。
- 3 大学は、各種実習の指導教員に実習指導の心得を明示するとともに、実習後に成果や課題等について報告を求め、実習をより良いものにしていくための逐次の評価システムを確立する必要があるものと考ええる。(例えば、大学入試の試験員や面接担当者には毎年、入試業務に係る留意点を毎年確認するとともに、入試業務に係る些細な問題であっても発生したことは全て報告を求めているはずである。同様の仕組みを実習の実施にあたっても取り入れていく必要があるものと考ええる。)

令和5年2月10日

学校法人 冬木学園

理事長 冬木正彦 様

鳴門教育大学大学院学校教育研究科

高度学校教育実践専攻

教科・総合系 保健体育科教育コース

教授 松井 敦典

畿央大学水泳実習事故報告書に係る意見書

本意見書は、平成28年7月29日に発生した畿央大学水泳事故に関して、学校法人冬木学園水泳実習事故対策本部が作成した「畿央大学水泳実習事故報告書」（以下「報告書」と呼ぶ）及び関連資料に基づき、第三者として教員養成大学における水泳教育担当者としての立場からの見解を述べるものである。

■1 水泳実習（教員採用試験対策行事）の計画と経緯について

学生の教授受験の際の必要性から自発的、あるいは要望により始まった水泳実技学習の機会が、平成26年度より対策室が主催する実習となったことについて、「報告書」第二章2-1で述べられている。

大学が就職支援行事として教員採用試験対策を実施する際は、目的となる教員採用試験の内容に応じた実習内容を計画する必要がある、そのためには参加学生が受験する自治体および校種毎に課せられる試験内容を把握し、それを解決するための練習やリハーサルを行うことが求められる。また、「報告書」第二章2-2においては、行事日程や参加者が決定される過程について示されているが、その経緯は曖昧であり、大学の支援行事としての主体性がどこにあるのかが不明瞭である。

これらの問題点については、「報告書」第六章6-1で言及されており、その内容は妥当なものとする。ただし、その中の④について、受験する具体的な実技内容については、引率教員への聞き取り調査資料（資料13）の中に「大阪市の教員採用試験対応」という記述も見られ、大阪市の教員採用試験の内容に絞り込んだ実習であったとすれば、それに適合した実習課題を与えていたとの解釈も成り立つ。

大阪市の小学校教員採用に係る選考試験の概要は以下のとおりであり、評価の観点まで示されている。

また、大阪府の採用試験も内容はほぼ同様である。

「平成 29 年度 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト受験案内」より抜粋

〔第 2 次選考〕 幼稚園・小学校共通，小学校

内容

- ・ 水泳(クロールと平泳ぎのいずれかを選択し 25m 本，ゴーグル・耳栓の着用可)

評価の観点

実技共通項目 態度

- ・ 教員としてふさわしい，誠実な態度であるか。
- ・ 服装・身だしなみは整っているか。

水泳 選考基準

- ・ 水中からのスタートかが力強く，スムーズに泳ぎにつながっているか。
- ・ 泳ぎのフォーム，バランスがよく，伸びのある大きな泳ぎができているか。
- ・ 手と足の動きに合わせた余裕のある呼吸ができているか。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000347/347454/H29.P1-13.pdf>

<https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/cmsfiles/contents/0000347/347454/H29.P14-16.pdf>

「平成 29 年度大阪府公立学校教員採用選考テスト受験案内」より抜粋

小学校・小中いきいき連携・特別支援学校(幼稚園・小学部共通，小学部)

内容

- ・ 水泳(25m，泳法は問わず。)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4212/00211062/h29annai.pdf>

引率教員が大阪市の試験内容に応じた課題を立案していたかどうかについては不明であるが，当日 25m プールにおいて「クロールや蹴伸びの練習」を与えたことは，「聞き取り調査資料（資料 13）」に見られる大阪市・大阪府・三重県の水泳選考課題に沿った内容として妥当である。

各行政体が行う教員採用試験の水泳実技については，設定した課題の単なる成否だけでなく，大阪市の選考基準に示されているような，その課題が如何に実施できたかという運動の質的評価で判定する場合が多いと考えられる。「報告書」には，学生の泳ぎに応じて引率教員がアドバイスをした旨の記述があるが，それが泳ぎの質的向上につながるような指摘であり，それに応じて学生の泳ぎの質（技能）を向上させることができたかに関する調査や記述がみられず，このことが教員採用試験対策の行事としての妥当性を推し量ることを困難にしている。

■ 2 引率教員の立場・役割・意識について

「報告書」では、水泳実習が学生の需要とそれに自主的に応じた教員によって開始されたこと、またこの活動が大学が執り行う行事に変容した経緯について記述されている。当該年度も、実習を担当する教員は教採・公務員対策室の依頼に基づき水泳実技の指導を引き受けたと解釈できる。

「報告書」における当該担当教員の呼称は「引率教員」が一貫して用いられている。一般的に引率とは“人を引き連れて行くこと”であり、目的地への行き帰りの管理が主な責務となる。今回対象となる水泳実習に関わる教員には、「引率」だけでなく、「指導」を含めた職責を有すると想定されるため、引率のみならず目的地での指導にどの程度関与していたかについても、その際に生じる責任の度合を推量するために必要である。

引率教員への聞き取り調査資料（資料 13）によると、当該水泳実習を担当することは職務であると認識しているが、依頼者側から職務の内容は特に示されていない。従って、対象学生にどのような指導を与えるかについては、引率教員の裁量に任されていると判断できる。引率教員の一連の行為・行動を精査すると、募集や実施日の決定に関して受動的であり、参加者や受験地自治体の試験内容等の情報に事前にアクセスしている様子は見られない。現地プールにおける指導は個人の裁量による自発的なものであると自己解釈していた場合、本支援事業（教採水泳指導）に関係する情報等の必要性にさほど関心を抱いていなかったことも考えられる。依頼側の水泳実習担当指導教員としての職務の依頼の方法も不明確であり、担当教員の認識・責任感の程度に影響があったと考えられる。

これらの曖昧さを解決するためには、行事の適切な募集要項を作成し、必要情報を含めた参加申込用紙を用いて受け付けること、それらを集約した参加者リストと参加者毎の到達目標を定めること、実習の成果報告書を作成し、実習の意義や効果をその都度確認することなどが考えられる。

このことについての大学側の対応は「報告書」第八章 8-2-(1)3) で述べられており、その内容は妥当なものと考えられる。

⇐

■ 3 施設の利用方法と施設管理者との連携について

水泳実習の院卒教員及び参加学生は、事故当日は会場施設（榎原市総合プール）に一般入場者として利用しており、大学の実習として施設に利用を申し入れているのではないと思われる。当時、プールの全体あるいは一部を占有する貸出制度の有無は不明であるが、現在の当該施設の利用案内 (<https://kouen-kashi-sports.net/pool/>) を見ると、1 レーン 1 時間単位の専用使用（50m プール）が認められている。料金設定も比較的安価（1 レーン 1 時間あたり 1,650 円）なため、この制度を利用することにより、指導効率と安全性の確保を図ることは有力な対策である。

一般利用にせよ、占有利用にせよ、大学生グループを引き連れた大学の実習行事として学外プール施設を利用するのであれば、施設管理者にグループの属性や利用の目的を明らかにし、管理者側に利用上の注意点や監視の要領・必要性等について事前に協議しておくことが望ましい。一般入場者としての遠慮があったのかも知れないが、利用の効率化や安全の確保のためには必要である。「報告書」第八章 8-2-(1)4) で述べられているとおり、実際の実技試験会場に準じた環境を持つ施設を確保することが望ましいが、会場プールの深さや広さに影響されない泳力を担保することも重要である。㊦

㊦

日本の学校水泳は、昭和 30 年に発生した重大な水難事故（紫雲丸沈没事故、橋北中学校集団水難事件）を契機に、溺水防止を目的として発展してきた。近年は競泳泳法の技能獲得に偏ってきた傾向が見られたため、現行の学習指導要領では小学校に「安全確保につながる運動」、中学校に「安全を確保するための泳ぎ」を内容に取り入れ、溺れないための泳力養成に勤めている。その指導を担う教員養成の過程にあって、溺水事故を招くことは本末転倒である。泳力養成にとどまらず、事故防止や安全配慮も水泳の内容（water competency）に含まれるため、教員養成のカリキュラム上も、教員養成機関としても、その責任を具現化することが重要である。㊦

㊦

以上㊦

おわりに

寺岡頑希さんは平成 25 年 4 月 1 日に畿央大学教育学部に入学しました。畿央大学が大好きで、何事にも積極的でひたむきな学園生活を送っていた彼の言葉や行動を今でも鮮明に覚えている教職員も少なくありません。水泳部やテニス部、ジャグリングクラブなどの身体を使うクラブやサークル活動に参加するかたわら、「教職クラブ O D E N（おでん）」という将来教員をめざすサークル活動にも加わっていました。ボランティア活動や教育実習では児童からも慕われ、子どもを叱ることができないことを悩みの種にするほど、優しく純粋な青年でした。誰からも好かれ、彼がいることで場の雰囲気がなごんでいく人柄から、どこにいてもなくてはならない人になっていただろうと、在りし日の頑希さんをよく知る教員は語っています。将来を嘱望されていた彼の人生を途中で失わせてしまったことは、悔やんでも悔やみきれません。

本報告書の第六章では、事故がなぜ重大化するに至ったかについて、第八章では、再発防止の取り組みについて検証していますが、何よりもまず、大学主催の事業として、実習の主体性がどこにあるのか不明瞭であったことを反省しなければなりません。実習を行う前提として、大学によるしっかりとした関与がなされていれば、実習の対応方法の改善や実施者、引率者、参加者の意識付けによって、今回の事故の重大化は防げた可能性があります。本件事故の教育上の責任は、本学が負わねばならないことは明白であり、最も反省すべきところです。

さらに、第七章で事故後における本学の対応に関する問題点と反省点として述べたように、本学が、ご遺族の声に十分に耳を傾けず、必要な説明を十分に尽くさなかったことで、頑希さんを失ったことに加えての無用な苦悩、悲しみ、負担をご遺族に与えてしまったことは、全て本学の不徳の致すところであり、心からお詫び申し上げます。大学がもっと強く当事者意識を持って主体的に行動し、適切なタイミングで適切な判断を下していれば、今回の報告書はもっと早期に完成していたと考えます。

報告書の完成に先立ち、6 名の同行学生と事故前日かかわりのあった学生（7 名とも、現在は卒業生ですが、その多くは教壇に立っています。）に本書の基になる報告書案に目を通してもらい、自由な意見や感想を直接聴く機会を持ちました。その目的は、彼らに水泳事故に関する全体像を把握してほしかったことと、自身について言及されている箇所に対して誤りや違和感がないかなどの確認をとりたかったためです。他方で、このような機会を通じて、当時の学生たちが今回の事故の教訓をそれぞれ自身の人生に活かしてくれることも期待しました。また、本学はそのためのサポートを惜しまないことをもあわせて伝え、今後も継続的にこのような場を持つていくことを約束しました。これに応えた形で、

小学校教員になっている当時の同行学生が、学校の水泳実習の指導の際には、二度と事故を起こさないという決意で指導に当たっていると伝えてくれました。

また、教育学部の現在の学生に対しては、将来教員になった際に子どもたちに泳力、泳法を指導できるだけでなく、しっかりした安全指導ができるような教員を育成する目的で、令和 5 年度に「水泳安全指導力養成講座」を実施しました。教育学部全学生を対象に、プールでの安全指導の専門家に指導を受けながら、試行的に実施するところから始めています。安全指導のプログラム、メニューの作成、健康チェックの進め方、学生への周知、募集の仕方の検討など教職員がそれぞれチームを組んで進めますが、このチームのメンバーに引率教員も参加し共に取り組みます。また、「泳力・泳法レッスン講座」についても、再開に向けて安全管理を徹底しながら、これも試行的に始めています。

一方、本件の引率教員については、在学する学生に対して、事故の経験を自身の言葉で伝えることで、学生たちが多くの大切な事柄を学んでいくことが、頑希さんに対する引率者の務めと自覚し、取り組みを始めています。また、これまで繰り返し事故の振り返りを行ってきましたが、今後も引率者としての責任の本質について、大学がともに考えてまいります。

教育によって人を育て、研究によって人々の人生を豊かにすることを使命とする本学が、誰かを傷つけ、誰かの人生を損なうということを二度と起こすことがあってはなりません。今回の水泳事故を教訓としてこの報告書に記載した一連の問題を猛省し、そのことを組織内で共有し、大学として誠実に実行するとともに、未来に引き継いでいく覚悟です。

本報告書の完成と公開は、本件水泳事故の対応に関する 1 つの区切りにはなりますが、決して終結にはなりません。また、信頼関係は謝罪だけで取り戻せるものではありません。社会からそして遺族など関係者から信頼に足ると評価されうる本学であることを目指し、大学組織を挙げて、再発防止策を確実に実行すること、本学を卒業した学生が将来出会うであろう子どもたちの命を守ることができるようにすることを着実に進め、寺岡頑希さんの生命を未来に繋いでいくことをここに誓うものです。

最後に、ある教員が語った寺岡頑希さんの思い出を記して、報告書を閉じることにします。

『成績評価について頑希さんから申し立てがあった。単純な表記ミスと気が付き、頑希さんと呼んで、丁重にお詫びした。そのとき、頑希さんは「先生、僕は先生に謝ってもらうために言ったのではなく、事実を確かめたかっただけですから。頭をあげてください。」といつもと変わることのない笑顔でしっかりとってくれた。』

その教員はこのことを今なお昨日のここのようにはっきり覚えていると言います。

寺岡頑希さんという名前を、そして寺岡頑希さんが残してくれた教訓を、畿央大学のなかで末永く語り継いでいくことをあらためて決意するとともに、寺岡頑希さんのご冥福を心よりお祈りいたします。